

平成25年度

自動車交通騒音調査報告書

平成 27 年 3 月

石川県

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条第1項の規定により、石川県の区域に係る自動車騒音の状況を調査したので、同法第19条の規定によりその結果を公表する。

平成27年3月

石川県知事 谷 本 正 憲

目 次

第1 調査の概要 -----	1
1 評価対象道路 -----	1
2 環境基準の評価方法(面的評価) -----	2
3 沿道状況・騒音状況の調査及び面的評価 -----	2
第2 環境基準の達成状況 -----	4
1 環境基準の達成状況の概要 -----	4
2 近接空間と非近接空間での環境基準達成状況 -----	5
3 道路種類別の環境基準達成状況 -----	6
4 時間帯別の環境基準達成状況 -----	6
5 環境基準の達成状況の経年変化 -----	7
6 市町別の環境基準達成状況 -----	8
7 市町域センサス区間別の環境基準達成状況 -----	8
第3 道路交通騒音対策 -----	15

(データ編)

1 常時監視計画について -----	19
(1) 平成13年度から平成18年度 -----	19
(2) 平成19年度から平成23年度 -----	19
(3) 平成24年度から -----	19
2 評価について -----	20
(1) 面的評価支援システムに用いたデータ等 -----	20
(2) 評価区間ごとの環境基準達成状況 -----	20
(3) 複数の評価区間に重複して計上される住居等の状況 -----	20
3 騒音測定結果 -----	47
4 自動車騒音に係る参考資料 -----	61
(1) 騒音に係る環境基準について -----	61
(2) 関係通知 -----	63
① 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について -----	63
② 騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編、Ⅱ. 地域評価編(道路に面する地域)、Ⅲ. 地域評価編(一般地域)の送付について -----	68
③ 自動車騒音常時監視マニュアルについて(技術的助言) -----	68
④ 騒音に係る環境基準の改正について -----	68
⑤ 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について -----	71
(3) 環境基本法 -----	73
(4) 騒音規制法 -----	73
(5) 要請限度 -----	74
① 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 -----	74
② 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の改正について(技術的助言) -----	75

第1 調査の概要

自動車騒音の状況の常時監視は、騒音規制法第18条により都道府県知事（市の区域は市長）の義務とされ、石川県では平成13年度から監視を実施している。

本報告書は、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成17年6月29日環管自発第050629002号。以下「事務処理基準」という。）」に基づき、平成25年度の石川県内における自動車騒音の状況をまとめたものである。

1 評価対象道路

石川県は、平成22年度全国道路交通情勢調査の区間（以下、「道路交通センサス区間」という。）のうち、環境基準の地域類型を当てはめた地域を通過する幹線交通を担う道路（2車線以上の車線を有する高速自動車国道及び一般国道、県道）であって、昼間12時間換算交通量が8,000台以上の区間に面する地域を監視地域としている。

また、平成25年度から、市の区域については市（金沢市は平成15年度から）が監視を実施しており、平成25年度の石川県全体での評価対象道路区間数は、表1-1のとおりである。

表1-1 評価対象道路の市町域センサス区間数（平成25年度）

市町	高速自動車 国 道	一般国道	県道	4車線以上の 市町村道	計
金沢市		3	21	11	35
七尾市		7	6		13
小松市	2	8	8		18
輪島市		2	1		3
珠洲市		1			1
加賀市		3	7		10
羽咋市		5	2		7
かほく市			2		2
白山市	3	6	17		26
能美市	1	1	5		7
野々市市		6	9		15
川北町		1	5		6
津幡町		4	4		8
内灘町			5		5
志賀町		3			3
宝達志水町		5	2		7
中能登町		2	2		4
穴水町		1	1		2
能登町			3		3
計	6	58	100	11	175

注1) 市町域センサス区間とは、道路交通センサス区間を市町の行政界で分割したものという。

注2) 評価区間とは、市町域センサス区間を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したもののうち、評価を実施した区間をいう

注4) 4車線以上の市町道は、道路交通センサスの対象となっていないため、道路区間数によった。

2 環境基準の評価方法（面的評価）

環境基準の評価方法は、事務処理基準により、道路端から 50m の範囲にある全ての住居等を対象として、騒音測定地点での沿道騒音レベルから住居等までの距離や沿道建物の立地密度等の状況を考慮して戸々の住居等の騒音レベルを推定し、評価区間ごとに環境基準の基準値を達成する住居等の戸数とその割合を把握する方法（以下、「面的評価」という。）で実施した（図 1-1）。

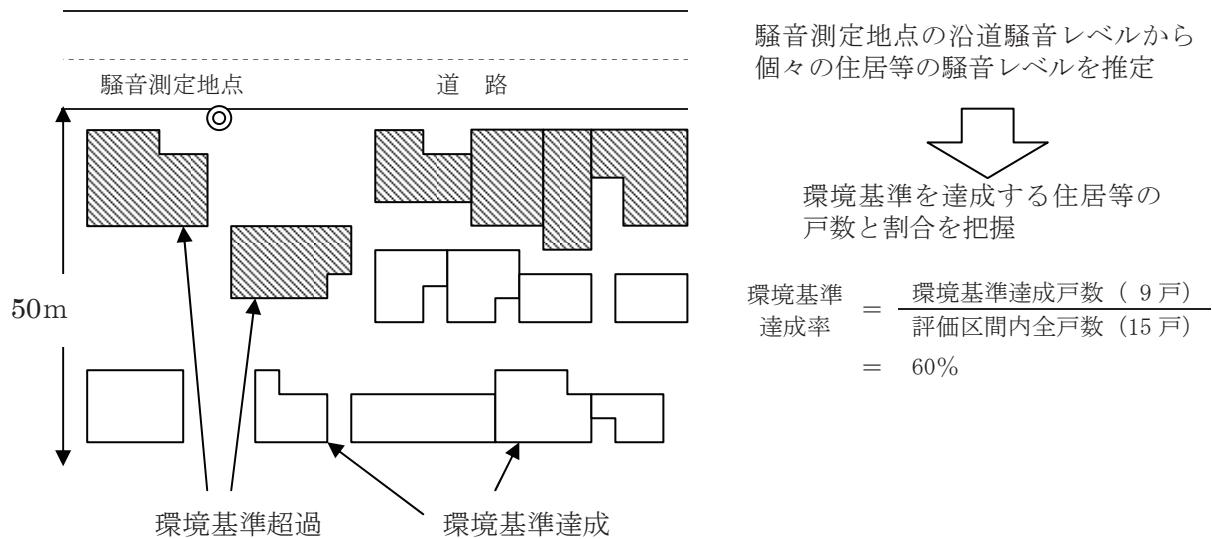


図 1-1 面的評価の概要

3 沿道状況・騒音状況の調査及び面的評価

平成 25 年度は、県と各市で、59 市町域センサス区間において、沿道騒音レベル、交通量等を把握する「騒音測定調査」を、29 市町域センサス区間で住居の位置、戸数等を把握する「沿道状況調査」を実施した。

また、これらについては、環境省の面的評価支援システム等（表 1-2）を用いて面的評価を行った。

表1－2 面的評価に使用したシステム等

区分	基本システム			電子住宅地図
		GIS エンジン	騒音予測モデル	
石川県	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 3.1.1)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
金沢市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 3.2.0)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
七尾市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 3.2.0)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
小松市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 2.1.0)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
輪島市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 3.2.0)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
珠洲市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 2.1.0)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
加賀市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 3.1.1)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
羽咋市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 2.1.0)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
かほく市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 3.2.0)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
白山市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 3.2.0)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
能美市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 3.2.0)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II
野々市市	環境省が提供する 面的評価システム (Ver. 3.1.1)	ActiveMap for. NET	ASJ RTN-Model 2008	(株) ゼンリン社製 Zmap-TOWN II

第2 環境基準の達成状況

平成25年度の環境基準の達成状況は、県が実施した町の区域における面的評価結果(38市町域センサス区間)と、金沢市など11市が実施した面的評価結果(137市町域センサス区間)を合わせて評価した。(計175市町域センサス区間)

1 環境基準の達成状況の概要

平成25年度における道路に面する地域に立地している住居等(道路端から50m以内の36,825戸)の環境基準達成状況は、表2-1のとおり、昼間(6時~22時)で97.4%(36,825戸のうち35,885戸が達成)、夜間(22時~6時)で96.5%(36,825戸のうち35,101戸が達成)であった。

また、昼夜間とも環境基準を達成していたのは96.4%(36,825戸のうち35,502戸が達成)、昼間のみ環境基準を達成したのは1.0%(383戸)、夜間のみ環境基準を達成していたのは0.1%(49戸)、昼夜間とも環境基準を超過していたのは2.4%(891戸)であった。

表2-1 環境基準の達成状況(平成25年度)

区分	住居等戸数 (戸)	昼間		夜間		昼夜間達成戸数 (戸)	昼夜間達成率 (%)
		達成戸数 (戸)	達成率 (%)	達成戸数 (戸)	達成率 (%)		
金沢市の区域	18,104	17,560	(97.0%)	17,406	(96.1%)	17,368	(95.9%)
七尾市の区域	1,339	1,284	(95.9%)	1,284	(95.9%)	1,282	(95.7%)
小松市の区域	1,966	1,949	(99.1%)	1,928	(98.1%)	1,927	(98.0%)
輪島市の区域	801	801	(100.0%)	799	(99.8%)	799	(99.8%)
珠洲市の区域	86	86	(100.0%)	86	(100.0%)	86	(100.0%)
加賀市の区域	1,468	1,463	(99.7%)	1,462	(99.6%)	1,461	(99.5%)
羽咋市の区域	566	566	(100.0%)	566	(100.0%)	566	(100.0%)
かほく市の区域	185	185	(100.0%)	185	(100.0%)	185	(100.0%)
白山市の区域	3,723	3,577	(96.1%)	3,511	(94.3%)	3,509	(94.3%)
能美市の区域	445	443	(99.6%)	442	(99.3%)	441	(99.1%)
野々市市の区域	2,647	2,518	(95.1%)	2,431	(91.8%)	2,431	(91.8%)
町の区域 (県が評価実施)	5,495	5,453	(99.2%)	5,451	(99.2%)	5,447	(99.1%)
石川県全体	36,825	35,885	(97.4%)	35,551	(96.5%)	35,502	(96.4%)

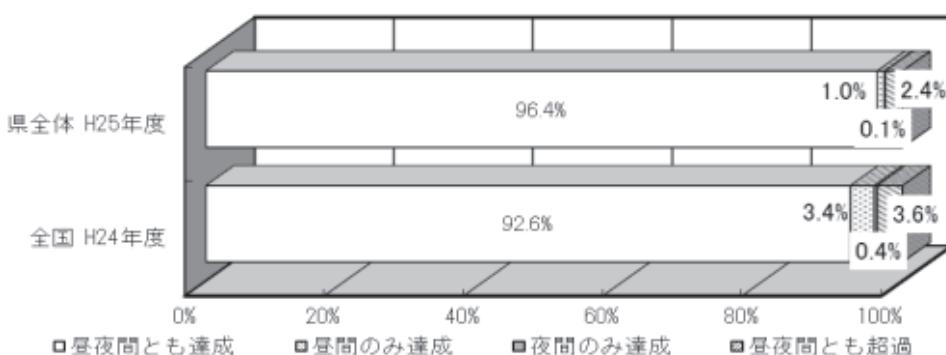


図2-1 環境基準の達成状況の評価結果

※ 表2中の昼達成=昼夜間とも達成+昼間のみ達成

夜達成=昼夜間とも達成+夜間のみ達成

※ 数値処理の関係上、合計が100%にならない場合がある。

2 近接空間と非近接空間での環境基準達成状況

幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域（13,908戸：以下、「近接空間」という。）では、昼夜間とも環境基準を達成していたのは94.3%（13,115戸）、昼間のみ環境基準を達成していたのは1.4%（196戸）、夜間のみ環境基準を達成していたのは0.2%（33戸）、昼夜間とも環境基準を超過していたのは4.1%（564戸）であった。

一方、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域（22,917戸：以下、「非近接空間」という。）では、昼夜間とも環境基準を達成していたのは97.7%（22,387戸）、昼間のみ環境基準を達成していたのは0.8%（187戸）、夜間のみ環境基準を達成したのは0.1%（16戸）、昼夜間とも環境基準を超過していたのは1.4%（327戸）であった。

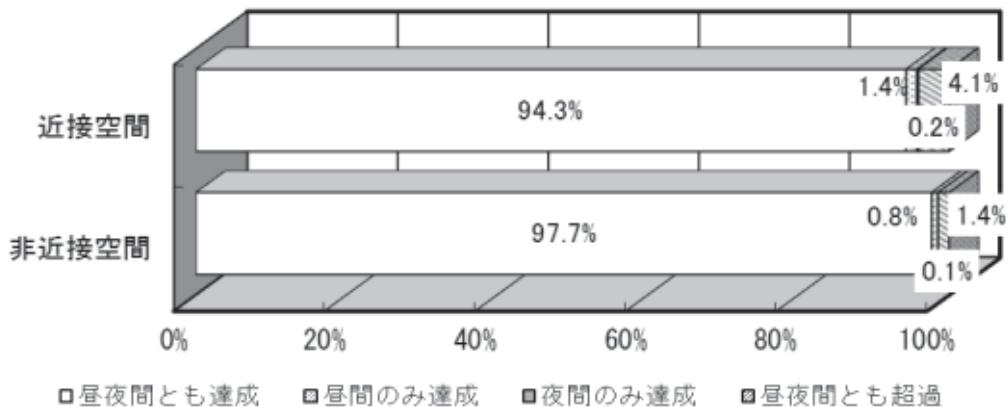


図2－2 近接空間と非近接空間での達成状況

※「近接空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離に応じた範囲のことをいう。

- ・2車線以下の車線を有する幹線道路 道路端から15メートルの範囲
- ・2車線を超える車線を有する幹線道路 道路端から20メートルの範囲

※「非近接空間」とは、道路端から50メートルの範囲のうち近接空間を除く範囲のことをいう。

※ 数値処理の関係上、合計が100%にならない場合がある。

3 道路種類別の環境基準達成状況

道路種類別の環境基準達成状況は、昼夜間とも環境基準を達成していたのは、高速自動車国道で 89.1%（184 戸中 164 戸）、一般国道で 91.1%（8,151 戸中 7,427 戸）、県道で 97.7%（24,566 戸中 24,006 戸）、4 車線以上の市町道で 97.6%（4,736 戸中 4,623 戸）であった。

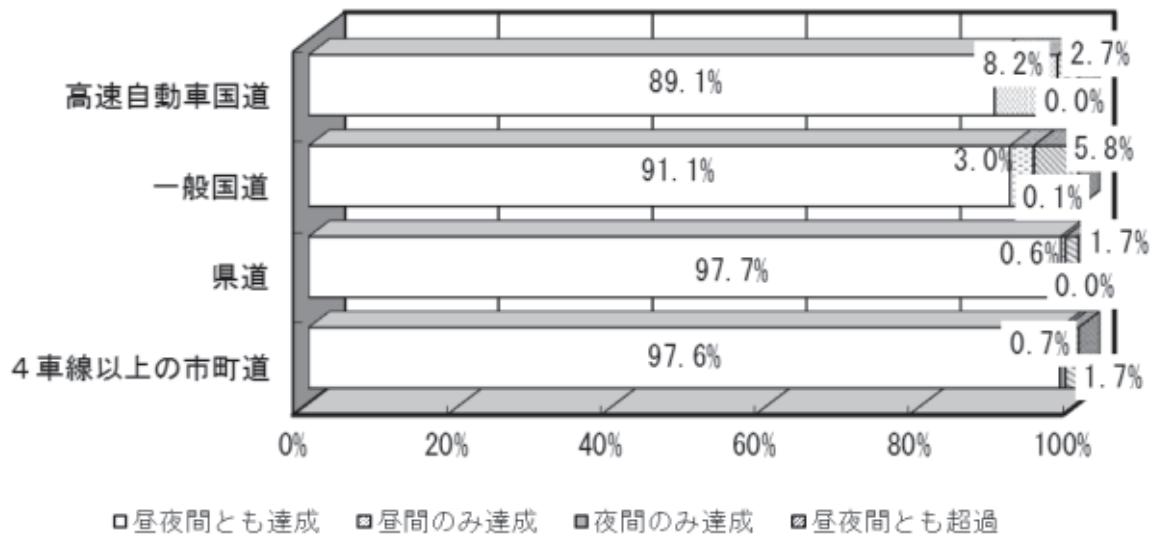


図 2－3 道路種類別の達成状況

※ 数値処理の関係上、合計が 100%にならない場合がある。

4 時間帯別の環境基準達成状況

時間帯別の環境基準達成状況は、非近接空間（夜間）が 97.8%と最も高く、近接空間（夜間）が 94.5%と最も低くなっていた。

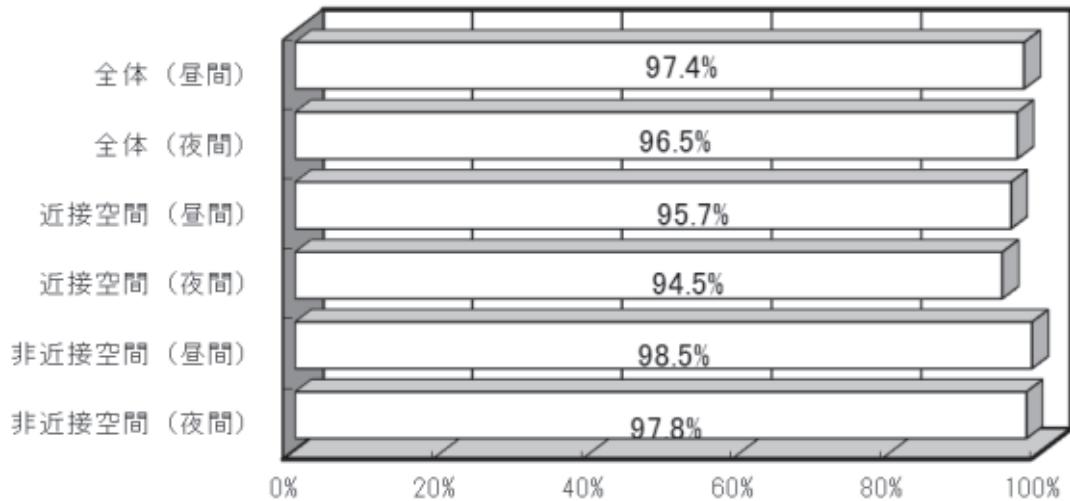


図 2－4 時間帯別の達成状況

5 環境基準の達成状況の経年変化

平成 13 年度からの環境基準達成状況は、表 2－2 のとおりであった。

表 2－2 環境基準の達成状況の経年変化

年 度	市町域センサス 区間数	対象戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
			昼間	夜間	昼夜間
平成 13 年度	11	2,811	86.8	93.6	86.7
平成 14 年度	50	10,256	96.4	94.5	94.2
平成 15 年度	106	16,162	96.6	96.0	95.6
平成 16 年度	160	23,407	96.8	97.2	96.1
平成 17 年度	162	26,760	95.9	95.7	94.7
平成 18 年度	166	30,677	94.8	94.3	93.1
平成 19 年度	168	33,000	95.3	95.3	94.1
平成 20 年度	171	36,452	96.0	95.9	95.0
平成 21 年度	176	38,927	96.0	96.0	95.0
平成 22 年度	171	35,668	95.5	95.5	94.5
平成 23 年度	178	38,206	96.1	95.8	95.1
平成 24 年度	157	26,430	98.1	97.3	97.2
平成 25 年度	175	36,825	97.4	96.5	96.4

6 市町別の環境基準達成状況

市町別の環境基準達成状況は、表2-3及び表2-4のとおりであった。

表2-3 市町別の環境基準達成状況

一連番号	市町	市町域センサス区間数	住居等戸数	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
				昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
1	金沢市	35	18,104	17,560	17,406	17,368	97.0	96.1	95.9
2	七尾市	13	1,339	1,284	1,284	1,282	95.9	95.9	95.7
3	小松市	18	1,966	1,949	1,928	1,927	99.1	98.1	98.0
4	輪島市	3	801	801	799	799	100.0	99.8	99.8
5	珠洲市	1	86	86	86	86	100.0	100.0	100.0
6	加賀市	10	1,468	1,463	1,462	1,461	99.7	99.6	99.5
7	羽咋市	7	566	566	566	566	100.0	100.0	100.0
8	かほく市	2	185	185	185	185	100.0	100.0	100.0
9	白山市	26	3,723	3,577	3,511	3,509	96.1	94.3	94.3
10	能美市	7	445	443	442	441	99.6	99.3	99.1
11	野々市市	15	2,647	2,518	2,431	2,431	95.1	91.8	91.8
市の区域の計		137	31,330	30,432	30,100	30,055	97.1	96.1	95.9
12	川北町	6	220	220	220	220	100.0	100.0	100.0
13	津幡町	8	1,088	1,046	1,044	1,040	96.1	96.0	95.6
14	内灘町	5	1,996	1,996	1,996	1,996	100.0	100.0	100.0
15	志賀町	3	208	208	208	208	100.0	100.0	100.0
16	宝達志水町	7	751	751	751	751	100.0	100.0	100.0
17	中能登町	4	278	278	278	278	100.0	100.0	100.0
18	穴水町	2	240	240	240	240	100.0	100.0	100.0
19	能登町	3	714	714	714	714	100.0	100.0	100.0
町の区域の計		38	5,495	5,453	5,451	5,447	99.2	99.2	99.1
石川県全体		175	36,825	35,885	35,551	35,502	97.4	96.5	96.4

7 市町域センサス区間別の環境基準達成状況

市町域センサス区間別の環境基準達成状況は、表2-5のとおりであった。

なお、「3 道路種類別の環境基準達成状況」の詳細は、表2-6のとおりである。

表2-4 市町別の環境基準達成状況

一連 番号	市 町 名 称	評 価 区 間 長 (km)	評価結果(全体)				評価結果(近接空間)				評価結果(非近接空間)				評価結果(近接空間)				評価結果(非近接空間)												
			評価結果(近接空間)		評価結果(非近接空間)		評価結果(近接空間)		評価結果(非近接空間)		評価結果(近接空間)		評価結果(非近接空間)		評価結果(近接空間)		評価結果(非近接空間)		評価結果(近接空間)		評価結果(非近接空間)										
			住居等 戸数 ①+② +③+ ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼夜とも 基準値 以下 ②	昼夜とも 基準値 以下 ③	住居等 戸数 ①+② +③+ ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼夜とも 基準値 以下 ②	昼夜とも 基準値 以下 ③	住居等 戸数 ①+③+ ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼夜とも 基準値 以下 ②	昼夜とも 基準値 以下 ③	住居等 戸数 ①+③+ ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼夜とも 基準値 以下 ②	昼夜とも 基準値 以下 ③	住居等 戸数 ①+③+ ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼夜とも 基準値 以下 ②	昼夜とも 基準値 以下 ③									
1 金沢市		81.2	50	18,104	17,368	192	38	506	6,987	6,467	99	33	368	11,137	10,901	93	5	138	95.9	1.1	0.2	2.8	92.8	1.4	0.5	5.3	97.9	0.8	0.0	1.2	
2 七尾市		18.7	22	1,339	1,282	2	2	53	545	493	0	0	52	794	789	2	2	1	95.7	0.1	0.1	4.0	90.5	0.0	0.0	9.5	99.4	0.3	0.3	0.1	
3 小松市		25	32	1,966	1,927	22	1	16	748	726	12	0	10	1,218	1,201	10	1	6	98.0	1.1	0.1	0.8	97.1	1.6	0.0	1.3	98.6	0.8	0.1	0.5	
4 輪島市		6.6	8	801	799	2	0	290	290	0	0	0	511	509	2	0	0	99.8	0.2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.6	0.4	0.0	0.0	
5 珠洲市		0.7	2	86	86	0	0	0	41	41	0	0	0	45	45	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
6 加賀市		11.1	21	1,468	1,461	2	1	4	537	537	0	0	0	931	924	2	1	4	99.5	0.1	0.1	0.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.2	0.2	0.1	0.4
7 羽咋市		7.7	11	566	566	0	0	0	197	197	0	0	0	369	369	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
8 かほく市		3.5	3	185	185	0	0	0	72	72	0	0	0	113	113	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
9 白山市		51.5	86	3,723	3,509	68	2	144	1,437	1,364	25	0	48	2,286	2,145	43	2	96	94.3	1.8	0.1	3.9	94.9	1.7	0.0	3.3	93.8	1.9	0.1	4.2	
10 能美市		12	18	445	441	2	1	1	137	136	1	0	0	308	305	1	1	1	99.1	0.4	0.2	0.2	99.3	0.7	0.0	0.0	99.0	0.3	0.3	0.3	
11 野々市市		15.2	25	2,647	2,431	87	0	129	907	762	59	0	86	1,740	1,669	28	0	43	91.8	3.3	0.0	4.9	84.0	6.5	0.0	9.5	95.9	1.6	0.0	2.5	
12 能美郡川北町		10.6	15	220	220	0	0	0	68	68	0	0	0	152	152	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
13 河北郡津幡町		13	14	1,088	1,040	6	4	38	335	335	0	0	0	753	705	6	4	38	95.6	0.6	0.4	3.5	100.0	0.0	0.0	0.0	93.6	0.8	0.5	5.0	
14 河北郡内灘町		8	8	1,996	1,996	0	0	0	768	768	0	0	0	1,228	1,228	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
15 羽咋郡志賀町		4.6	5	208	208	0	0	0	68	68	0	0	0	140	140	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
16 羽咋郡宝達志水町		22.4	20	751	751	0	0	0	341	341	0	0	0	410	410	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
17 鹿島郡中能登町		7.2	11	278	278	0	0	0	88	88	0	0	0	190	190	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
18 凰珠郡穴水町		1.7	2	240	240	0	0	0	110	110	0	0	0	130	130	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
19 凰珠郡能登町		11	11	714	714	0	0	0	252	252	0	0	0	462	462	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
石川県全体		311.7	364	36,825	35,502	383	49	891	13,908	13,115	196	33	564	22,917	22,387	187	16	327	96.4	1.0	0.1	2.4	94.3	1.4	0.2	4.1	97.7	0.8	0.1	1.4	

表2-5 市町域センサス区間別の環境基準達成状況

一連番号	センサス区間番号	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	住居等戸数	(戸)	環境基準達成戸数	環境基準達成率 (%)	評価結果		騒音測定地点	測定結果・方法等に関するデータ
									車線数	評価区間の延長 (km)	昼 夜 (km)	昼 夜 (km)
1	10060	一般国道8号	4 金沢市千木町	金沢市西念町	239	179	136	74.9	56.9	3.6	金沢市桜田町	H25.11.13
2	10070	一般国道8号	4 金沢市西念町	金沢市公島町	281	195	123	69.4	43.8	3.7	金沢市桜田町	H25.11.13
3	10450	一般国道159号	4 金沢市尾張町1丁目7	金沢市天神町1丁目4	886	839	840	94.7	94.8	2.0	金沢市大手町10	H15.10.30
4	*	40320 主要地方道松任宇ノノ線	4 金沢市湊	金沢市栗崎町	43	43	43	100	100	1.9	金沢市近岡町	H20.10.15
5		40360 主要地方道金沢湯浦光線	4 金沢市香林坊2丁目1	金沢市石引2丁目10	584	580	580	99.3	99.3	2.9	金沢市石引4丁目4	H20.10.15
6		40370 主要地方道金沢湯浦光線	4 金沢市石引2丁目10	金沢市土清水	1,49	1,44	1,44	99.3	99.3	2.4	金沢市小立野1丁目8	H20.10.15
7		40460 主要地方道金沢車場線	4 金沢市武蔵町15	金沢市玉川町11	151	122	116	80.8	76.8	0.5	金沢市本町1丁目1	H17.10.26
8	40480 主要地方道金沢港線	4 金沢市金石 本町	金沢市駅西本町1丁目3	金沢市玉川町11	589	563	554	95.6	94.1	1.4	金沢市歴田西	H17.10.26
9	40490 主要地方道金沢港線	6 金沢市駅西本町1丁目3	金沢市モリの里	金沢市モリの里	672	672	672	100	100	1.4	金沢市長田2丁目23	H17.10.26
10	40590 主要地方道金沢小松線	4 金沢市モリの里	金沢市モリの里	金沢市モリの里	432	431	431	99.8	99.8	2.0	金沢市錦町	H26.1.30
11	40610 主要地方道金沢小松線	4 金沢市モリの里	金沢市高尾	金沢市高尾	757	757	757	100	100	4.1	金沢市野田町	H26.1.30
12	40610 主要地方道金沢小松線	4 金沢市大桑町	金沢市四十万町	金沢市四十万町	737	736	737	99.9	99.9	3.9	金沢市高麗	H26.1.30
13	*	40620 主要地方道金沢小松線	4 金沢市高尾	金沢市東3丁目3	764	764	764	100	100	2.7	金沢市有公2丁目2	H26.1.30
14	40700 主要地方道金沢小松線	4 金沢市野町1丁目2	金沢市野町1丁目2	金沢市野町1丁目2	789	714	682	86.4	86.3	4.2	金沢市入江	H19.10.31
15	40740 主要地方道金沢美山小松線	2 金沢市野町1丁目1	金沢市野町1丁目1	金沢市野町1丁目1	1,546	1,546	1,546	100	100	4.4	金沢市野町3丁目1	H24.11.22
16	41210 主要地方道金沢来線	6 金沢市中橋町11	金沢市西新町3丁目2	金沢市西新町3丁目2	301	301	301	100	100	2.3	金沢市西野2丁目3	H22.11.16
17	41560 主要地方道金沢来線	6 金沢市鞍月東	金沢市戸水町	金沢市戸水町	8	8	8	100	100	2.1	金沢市戸水	H22.11.16
18	41570 主要地方道金沢来線	6 金沢市鞍月東	金沢市寺町5丁目3	金沢市寺町5丁目3	917	899	899	98.0	98.0	5.5	金沢市寺町3丁目2	H24.11.22
19	60430 一般県道別所野町線	4 金沢市引所町	金沢市寺町2丁目15	金沢市寺町2丁目15	746	688	668	92.2	89.5	89.5	金沢市長土原2丁目7	H18.11.6
20	60490 一般県道金沢増泉南線	4 金沢市増泉南線	金沢市増泉南線	金沢市増泉南線	331	289	289	87.0	87.0	81.6	金沢市西東	H18.11.17
21	60560 一般県道金沢停車場北線	4 金沢市此花町11	金沢市鶴和丁目1	金沢市鶴和丁目1	449	449	449	100	100	1.8	金沢市浅野本町	H21.10.14
22	60640 一般県道金沢停車場北線	4 金沢市高柳町	金沢市元町2丁目16	金沢市元町2丁目16	236	236	236	100	100	1.4	金沢市直江町	H21.10.15
23	61140 一般県道近岡町線	4 金沢市近岡町	金沢市南新幹丁	金沢市南新幹丁	272	250	250	91.9	92.3	91.9	金沢市直江町	H21.10.15
24	62120 一般県道近岡町線	4 金沢市近岡町	金沢市東山3丁目4	金沢市東山3丁目4	218	217	217	99.5	99.5	1.0	金沢市元町2丁目11	H15.10.30
25	100001 木道森山・小幡線	4 金沢市森山・小幡線	金沢市東山3丁目4	金沢市東山3丁目4	667	665	665	99.7	99.7	1.5	金沢市彦三町1丁目15	H15.10.30
26	100002 木道西哉・森山線	4 金沢市片町2丁目2	金沢市尾張町2丁目1	金沢市尾張町2丁目1	331	329	329	97.0	97.0	1.0	金沢市西野2丁目15	H16.10.28
27	100003 1級幹線3号犀川大通り線	4 金沢市片町1丁目5	金沢市片町1丁目5	金沢市片町1丁目5	716	716	716	100	100	1.3	金沢市菊川2丁目27	H23.10.13
28	100005 1級幹線5号犀川・寺町線	4 金沢市寺町1丁目3	金沢市十一屋町11	金沢市十一屋町11	340	338	338	99.4	99.4	0.9	金沢市菊川1丁目23	H19.10.30
29	100006 1級幹線6号十一屋・有公線	4 金沢市十一屋町11	金沢市有公1丁目13	金沢市有公1丁目13	558	557	557	99.8	99.8	1.5	金沢市泉野町1丁目17	H23.10.12
30	1000013 1級幹線13号中橋・八日市線	4 金沢市中橋町7	金沢市新神2丁目13	金沢市新神2丁目13	456	456	456	100	100	1.9	金沢市入江	H23.10.13
31	100042 玉造・西野沢線	4 金沢市玉造	金沢市玉造13号中橋町7	金沢市玉造13号中橋町7	412	371	401	370	300	99.8	2.5 金沢市西野沢	H16.10.29
32	100090 足田・御経家線	4 金沢市森山1丁目3	金沢市北安江2丁目17	金沢市北安江2丁目17	387	385	386	99.5	99.7	99.5	1.3 金沢市若宮	H16.10.28
33	100106 金沢市中島町1丁目23	4 金沢市中島町1丁目23	金沢市石引4丁目4	金沢市石引4丁目4	439	437	437	99.5	99.5	0.8	金沢市笠舞3丁目10	H19.10.31
34	100114 二口・若宮線	4 金沢市中島町1丁目3	金沢市玉津	金沢市玉津	200	179	179	89.5	89.5	89.5	1.3 金沢市若宮	H16.10.29
35	101201 金沢市道北間・中橋線	4 金沢市廣岡3丁目1	金沢市廣岡3丁目1	金沢市廣岡3丁目1	343	303	304	88.3	88.3	88.3	1.7 金沢市諸工町	H18.11.17
36	105000 一般国道249号	4 七尾市川原町	七尾市川原町	七尾市川原町	123	123	121	100	98.4	98.4	1.3 七尾市神ヶ江町八八36	H24.11.8
37	10530 一般国道249号	2 七尾市高田町	七尾市深見町	七尾市深見町	130	129	130	129	99.2	100	4.1 七尾市田鷲浜町11	H25.11.7
38	10550 一般国道249号	2 七尾市中島町 外	七尾市中島町 外	七尾市中島町 外	92	92	92	100	100	100	2.4 七尾市中島町 中島丙11-1	H24.12.18
39	10840 一般国道249号	2 七尾市高田町	七尾市高田町	七尾市高田町	23	23	23	100	100	100	0.6 七尾市高田町 ナ39-14	H25.11.6
40	400020 主要地方道七尾輪島線	2 七尾市奥原町	七尾市奥原町	七尾市奥原町	16	16	16	100	100	100	1.5 七尾市田鷲浜町11	H25.11.7
41	401000 一般国道249号	2 七尾市小島町	七尾市小島町	七尾市小島町	88	88	88	88	100	100	0.6 七尾市小島町 ~72番地1	H25.11.6
42	40530 主要地方道金沢田鶴浜線	2 七尾市西下町	七尾市西下町	七尾市西下町	22	22	22	100	100	100	1.1 七尾市高田町 ~65	H24.12.18
43	1040 一般国道159号	2 七尾市川原町	七尾市川原町	七尾市川原町	170	122	122	122	122	122	1.2 七尾市本町中町25-1	H19.10.25
44	1059 一般国道160号	2 七尾市矢田新町	七尾市矢田新町	七尾市矢田新町	307	303	303	303	303	303	1.0 七尾市王町シ35	H21.10.20
45	1060 一般国道160号	2 七尾市矢田新町	七尾市矢田新町	七尾市矢田新町	180	178	178	178	178	178	0.2 七尾市大田新町107之部7-1	H18.12.20

一連番号	センサス区間番号	評価区間に関する情報		評価区間の始点の住所		評価区間の終点の住所		評価結果		測定結果・方法等に関するデータ	
		路線名	車線数	住居戸数	環境基準達成戸数(戸)	(戸)	評価区間の延長	騒音測定地点	評価区間の延長	騒音測定年月日	測定開始年月日
46	4009	主要地方道七尾羽咋線	2	七尾市小島町	114	114	114	100	100	1.0	七尾市袖ヶ江町1八36
47	4013	主要地方道田鶴浜鶴浜線	2	七尾市伊久留町	70	70	70	100	100	1.5	七尾市中島町 中島西11-1
48	4048	主要地方道氷見田鶴浜線	2	七尾市長崎町	4	4	4	100	100	0.1	鹿島郡中能登町春木
49 *	601	北陸自動車道	4	小松市長崎町	35	31	31	88.6	88.6	0.7	小松市長崎町2丁目252
50	70	北陸自動車道	4	小松市下牧町	39	38	24	97.4	61.5	1.0	小松市安宅町
51	10120	一般国道8号	2	小松市八幡町	9	9	9	100	100	0.6	小松市八幡72
52	10580	一般国道305号	4	小松市平面向町	73	73	65	65	100	0.7	小松市白江町161-1
53	10890	一般国道305号	4	小松市幸町	140	130	130	92.9	92.9	1.8	小松市光町39
54	10900	一般国道305号	2	小松市矢田野町	398	398	398	100	100	5.3	小松市矣幡町介51
55	10910	一般国道305号	2	小松市矢田野町	26	26	26	100	100	0.2	小松市矣田野町介35-1
56	11040	一般国道360号	4	小松市鶴浜町	222	222	222	100	100	3.8	小松市鶴浜町775-1
57	11050	一般国道360号	4	小松市園町	4	4	4	100	100	0.9	小松市御官町1八38
58	11060	一般国道360号	4	小松市園町	164	164	164	100	100	0.8	小松市浜町1233
59	40670	主要地方道金沢小松線	4	小松市京町	181	181	181	100	100	0.6	小松市中海町4丁目
60	40680	主要地方道金沢小松線	2	小松市西鰐垂町	64	63	64	98.4	100	0.6	小松市中海町4丁目
61	40190	主要地方道金沢美川小松線	4	小松市長崎町	51	51	51	100	100	1.4	小松市長崎町3丁目111
62	40800	主要地方道金沢美川小松線	4	小松市日の出町	121	121	121	100	100	1.1	小松市日の出町1丁目120
63	41390	主要地方道寺富小公線	4	小松市一針町	6	6	6	100	100	0.1	小松市一針町ト61
64	41400	主要地方道寺富小公線	4	小松市長崎町	50	50	50	100	100	0.8	小松市平面町ア69
65	60010	一般県道小松上線	2	小松市鶴見町	400	399	399	99.8	99.8	99.8	小松市大川町207
66	60450	一般県道串加賀線	2	小松市佐美町	3	3	3	100	100	1.8	小松市串町707-1
67	1079	一般国道249号	2	輪島市佐大野町	335	335	335	100	100	1.7	輪島市河井町6-21-5
68	1082	一般国道249号	2	輪島市門前町	124	124	122	100	98.4	2.8	輪島市門前町黒島町
69	4008	主要地方道尾輪島線	2	輪島市横地町	351	351	351	100	100	1.0	輪島市河井町1-4
70	1073	一般国道249号	2	珠洲市宝立町鵜飼	86	86	86	100	100	2.1	輪島市杉平町1-4
71	10170	一般国道8号	4	加賀市曾宇町	2	2	2	100	100	0.3	珠洲市宝立町金峰寺
72	40550	主要地方道橋立港線	2	加賀市大聖寺	228	228	228	100	100	1.8	加賀市大聖寺
73	41120	主要地方道山中伊引線	2	加賀市富塚町	363	363	363	100	100	2.2	加賀市潮津町ウ106-1
74	60570	一般県道水田丸黒瀬線	2	加賀市山代温泉	197	197	197	100	100	0.5	加賀市山代温泉背合2丁目2
75	1024	一般国道8号	4	加賀市曾宇町	22	20	18	90.9	81.8	1.8	加賀市白鳥町10
76	1096	一般国道305号	2	加賀市聖生	355	353	353	99.4	99.4	99.4	加賀市南郷町7135
77	6031	一般県道片山津山代線	2	加賀市片山津町	84	84	84	100	100	1.0	加賀市作見町ホ10-1
78	6032	一般県道片山津山代線	2	加賀市加茂町	179	179	179	100	100	1.2	加賀市山代温泉北部3-70
79	6060	一般県道加賀温泉車場線	4	加賀市作見町	14	14	14	100	100	1.0	加賀市作見町ア24
80	16027	一般県道串加賀線	2	加賀市動橋町	26	25	25	96.2	100	0.3	加賀市作見町207-1
81	1089	一般国道249号	2	羽咋市寺家町	3	3	3	100	100	1.0	羽咋市南郷町7135
82	1091	一般国道249号	2	羽咋市中央町	89	89	89	100	100	1.4	羽咋市兵庫町巳15-1
83	1108	一般国道415号	2	羽咋市中央町	152	152	100	100	100	1.5	羽咋市旭町ア200
84	1109	一般県道415号	2	羽咋市石野町	11	11	11	100	100	0.6	羽咋市石野町口55-1
85	4142	主要地方道金沢田鶴浜線	4	羽咋市西金屋町	1	1	1	100	100	0.4	羽咋市西金屋町37-1
86	4143	主要地方道金沢田鶴浜線	2	羽咋市柳田町	1	1	1	100	100	0.6	羽咋市柳田町68-44-12
87	71090	一般国道249号	2	羽咋市柳田町	313	313	313	100	100	2.6	羽咋市金屋町井151
88	41440	主要地方道土居ノ気線	4	かほく市白鳥	54	54	54	100	100	1.0	かほく市内日角
89	41520	主要地方道高松津線	2	かほく市鉢大	131	131	131	100	100	1.0	かほく市森レ05-1
90	40	北陸自動車道(40)	4	白山市新保町	5	5	5	100	100	0.5	白山市松本町1963
91	50	北陸自動車道(50)	4	白山市松本町	29	29	29	100	100	1.3	白山市松本町1963
92 *	60	北陸自動車道(60)	4	白山市鹿島町	9	9	9	100	100	2.3	白山市松本町1963
93	10090	一般国道8号	4	白山市田中町	10	4	2	400	200	0.3	白山市田中町
94	10100	一般国道8号	4	白山市乾町	137	114	103	83.2	75.2	4.2	白山市乾町

一連 サン サス 区間 番号	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	住居等戸数	(戸)	環境基準達成戸数	環境基準達成率 (%)	評価結果				測定結果/方法等にに関するデータ
								評価区間の延長 (km)	騒音測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	
95 *	一般国道8号	4 白山市福留町	白山市末正町	66	60	34	34	90.9	51.5	51.5	2.0	白山市水登町 H17.10.26
96	一般国道157号	4 白山市木津町	白山市安養寺町	11	11	10	10	100	90.9	90.9	0.1	白山市井口町105-5 H21.10.6
97	一般国道157号	2 白山市鶴来・大國町	白山市中島町	319	283	282	281	88.7	88.4	88.1	6.4	白山市中島町口-110 H21.10.6
98	一般国道157号	2 白山市鶴来・大國町	白山市ハツ矢町	106	106	106	106	100	100	100	4.5	白山市中島町口-110 H25.12.25
99	主要地方道松任宇ノ氣線	2 白山市三浦町	白山市ハツ矢町	397	396	395	395	99.7	99.5	99.5	2.2	白山市三幸町84 H26.1.15
100	主要地方道松任宇ノ氣線	2 白山市ハツ矢町	白山市宮永町	442	441	441	441	99.8	99.8	99.8	2.4	白山市宮永町305 H17.10.12
101	主要地方道松任宇ノ氣線	2 白山市宮永町	白山市中新保町	18	18	18	18	100	100	100	0.7	白山市宮永町305 H17.10.12
102 *	主要地方道金沢小松線	4 白山市不津町	白山市安養寺町	7	2	2	2	28.6	28.6	28.6	0.1	白山市中ノ郷町9-1 H14.10.8
103	主要地方道金沢小松線	4 白山市安養寺町	白山市木不津町	19	19	18	18	100	94.7	94.7	0.4	白山市中ノ郷町9-1 H14.10.8
104 *	主要地方道金沢小松線	4 白山市中ノ郷町	白山市山島合	32	26	26	26	81.3	81.3	81.3	1.7	白山市中ノ郷町9-1 H14.10.8
105	主要地方道金沢美川小松線	2 白山市松本町	白山市美川南町	238	202	178	178	84.9	74.8	74.8	3.7	白山市鹿島町350-1 H21.11.12
106 *	主要地方道金沢美川小松線	2 白山市美川南町	白山市鶴来・大國町	234	229	229	229	97.9	97.9	97.9	2.2	白山市湊町4-10 H21.11.26
107	主要地方道金沢美川小松線	2 白山市曾谷町	白山市福音町	514	513	514	513	99.8	100	99.8	0.5	白山市坂尻町ノ8 H21.11.28
108	主要地方道鶴来美川イソタ線	2 白山市福音町	白山市福音町	10	9	9	9	900	900	900	0.3	白山市福音町146 H17.11.11
109	主要地方道鶴来美川イソタ線	2 白山市福音町	白山市山島合	6	4	4	4	66.7	66.7	66.7	0.6	白山市水登町95-1 H24.12.20
110 *	一般県道韻來水鳥美川線	2 白山市明島町	白山市山島合	35	28	28	28	80.0	80.0	80.0	1.0	白山市山島台 H22.10.21
111	一般県道吉松任宇ノ氣線	2 白山市平松町	白山市美川本吉町	422	419	417	417	99.3	98.8	98.8	2.5	白山市平松町87-1 H21.10.5
112 *	一般県道草深不呂場美川線	2 白山市美川本吉町	白山市三津浦町	17	17	17	17	100	100	100	0.3	白山市三津浦町40-2 H16.9.30
113	一般県道谷三津浦線	2 白山市橋爪新町	白山市三津浦町	29	29	29	29	100	100	100	0.3	白山市三津浦町40-2 H26.1.15
114	一般県道部金沢線	4 白山市宮永町	白山市宮永町	6	6	6	6	100	100	100	0.3	白山市宮永町280 H22.10.14
115 *	一般県道三日市松任線	2 白山市田中町	白山市宮丸町	689	673	671	671	97.7	97.4	97.4	4.7	白山市八ツ矢町 H24.12.20
116 *	北陸自動車道	4 能美市吉原金屋町	能美市五間町	67	67	66	66	100	98.5	98.5	4.2	能美市大浜町マ147-1 H24.10.16
117 *	主要国道8号	4 能美市三ツ口町	能美市三ツ口町	2	2	2	2	100	100	100	0.1	能美郡三郷町8-1 H21.10.6
118 *	主要地方道金沢小松線	4 能美市三ツ口町	能美市德山町	0	0	0	0	100	100	100	0.1	白山市中ノ郷町9-1 H14.10.8
119	主要地方道金沢小松線	4 能美市三ツ口町	能美市山島町	85	85	85	85	100	100	100	2.4	能美市岩内町360番地7 H25.11.14
120 *	主要地方道金沢美川小松線	2 白山市吉原町	能美市吉原町	22	21	21	21	95.5	100	95.5	1.0	白山市湊町4-10 H21.11.27
121	主要地方道金沢小松線	2 白山市吉原町	能美市五間町	88	86	86	86	98.9	97.7	97.7	3.1	能美市下ノ江町ヘ110 H14.10.11
122 *	一般県道8号	4 能美市栗生町	能美市三道山町	181	181	181	181	100	100	100	1.9	能美市三道山町11 H24.10.16
123	一般県道157号	2 白山市神野町	能美市山瀬宮町14	141	138	138	138	97.9	97.9	97.9	1.1	野々市市神野4丁目194-1 H24.10.18
124	一般国道157号	4 野々市市若松町22	野々市市三日市町	293	284	270	270	96.9	92.2	92.2	1.6	野々市市堀内5丁目246 H24.9.27
125 *	一般県道三日市松任線	2 野々市市三日市町	能美市吉原町	50	50	50	50	100	100	100	1.0	野々市市吉原町 H24.9.25
126	一般国道8号	5 野々市市御経塚	能美市吉原町	50	46	37	37	92.0	74.0	74.0	0.9	野々市市御経塚3丁目8 H24.2.7
127	一般県道8号	4 野々市市御経塚	能美市吉原町	275	221	182	182	80.4	66.2	66.2	0.9	野々市市御経塚3日市町408 H24.9.26
128	一般県道8号	4 野々市市二日市町	野々市市三日市町	47	42	37	37	89.4	78.7	78.7	0.9	野々市市三日市町408 H25.9.27
129	一般国道8号	4 野々市市三日市町	野々市市蓮花寺町	61	34	29	29	55.7	47.5	47.5	0.4	野々市市蓮花寺81-1 H21.10.22
130 *	主要地方道金沢小松線	4 野々市市新庄	能美市吉原町	23	23	23	23	100	100	100	1.0	野々市市新庄3丁目4 H22.11.15
131 *	主要地方道金沢小松線	4 野々市市新庄	能美市吉原町	32	26	26	26	81.3	81.3	81.3	0.5	野々市市新庄3丁目265 H25.9.10
132	一般県道8号	4 野々市市若松町	能美市吉原町	542	542	542	542	100	100	100	2.4	野々市市新庄3丁目128-1 H21.10.13
133	一般県道8号	2 野々市市鶴来線	能美市吉原町	327	327	327	327	100	100	100	1.4	野々市市新庄3丁目48 H21.11.26
134	一般県道8号	4 野々市市栗谷三津浦線	能美市吉原町	66	66	66	66	100	100	100	0.7	野々市市栗谷三津浦線81-1 H22.11.4
135	一般県道金沢小松線	4 野々市市新庄	能美市吉原町	305	305	305	305	100	100	100	1.5	野々市市新庄3丁目1-1 H22.10.19
136	一般県道8号	4 野々市市新庄	能美市吉原町	428	407	392	392	95.1	91.6	91.6	2.0	野々市市新庄3丁目129 H24.1.17
137	一般県道8号	4 野々市市新庄	能美市吉原町	7	7	7	7	100	100	100	0.4	野々市市新庄3丁目3-322 H22.10.14
138 *	一般国道8号	4 野々市市栗谷三津浦線	能美市吉原町	0	0	0	0	100	100	100	1.8	能美郡川北町字朝日レ47 H24.10.19
139 *	主要地方道金沢小松線	4 野々市市三反田	能美市吉原町	19	19	19	19	100	100	100	0.8	白山市中ノ郷町9-1 H14.10.8
140 *	一般県道金沢小松線	4 野々市市横當町	能美郡川北町字藤藏	114	114	114	114	100	100	100	3.3	能美郡川北町字田先出12 H25.11.1
141 *	一般県道8号	4 野々市市二日市	能美郡川北町字橘	2	2	2	2	100	100	100	0.2	能美郡川北町字橘1-1 H24.11.17
142	一般県道草深不呂場美川線	2 野々市市新庄	能美郡川北町字橘	52	52	52	52	100	100	100	2.1	能美郡川北町字田子島120-1 H22.10.8
143 *	一般県道草深不呂場美川線	2 野々市市新庄	能美郡川北町字橘	34	34	34	34	100	100	100	2.3	能美郡川北町字橘226 H22.11.5
144	一般国道8号	2 河北郡津幡町字舟脇	河北郡津幡町字舟脇	36	36	36	36	100	100	100	0.7	河北郡津幡町字舟脇は H25.3.12

一連番号	センサス区間番号	評価区間に関する情報	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価結果						測定結果・方法等に関するデータ									
					路線名	車線数	住居等戸数	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)	評価区間の延長(km)	騒音測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	車線数	低騒音舗装の有無	車道距離から地境界からまでの距離(m)	車道距離から地境界からまでの距離(m)	等価騒音レベル(dB)		
145	10020	一般国道8号	4 河北郡津幡町字庄	河北郡津幡町字南中条	河北郡津幡町字南中条	4	167	159	155	95.2	92.8	2.6	河北郡津幡町中須加	H25.10.28	H25.10.29	4	0 13.8	0 63	53	
146	10030	一般国道8号	4 河北郡津幡町字南中条	河北郡津幡町字南中条	河北郡津幡町字南中条	4	209	175	179	83.7	85.6	83.7	河北郡津幡町字太田口之部112-5	H23.9.26	H23.9.27	4	1 13.9	0 67	61	
147	10410	一般国道159号	4 河北郡津幡町字領家	河北郡津幡町字南中条	河北郡津幡町字南中条	4	86	86	86	100	100	1.8	河北郡津幡町字太田52	H21.10.14	H21.10.15	4	0 12.9	0 61	56	
148	61270	一般県道森木津幡線	2 河北郡津幡町字太田	河北郡津幡町字太田	河北郡津幡町字太田	4	46	46	44	100	95.7	95.7	1.0	河北郡津幡町字太田52	H22.10.6	H22.10.7	2	0 4.2	0 70	66
149	61280	般県道森木津幡線	2 河北郡津幡町字浅田	河北郡津幡町字南中条	河北郡津幡町字南中条	4	123	123	123	100	100	100	2.2	河北郡津幡町字北中条ナ57	H22.10.20	H22.10.21	2	1 2.5	0 67	61
150	61290	一般県道森木津幡線	2 河北郡津幡町字杉瀬	河北郡津幡町字浅田	河北郡津幡町字浅田	4	39	39	39	100	100	100	0.9	河北郡津幡町字杉瀬ニ40-3	H24.10.16	H24.10.17	2	1 3.3	0 69	64
151	61330	一般県道川尻津幡線	2 河北郡津幡町井上の莊	河北郡津幡町字加賀爪	河北郡津幡町井上の莊	4	382	382	382	100	100	100	2.2	河北郡津幡町井上の莊	H23.2.14	H23.2.15	2	0 6.2	0 60	47
152	*	主要地方道松任宇ノ気線	2 河北郡内灘町字向栗崎	河北郡内灘町字向栗崎	河北郡内灘町字向栗崎	4	549	549	548	100	100	100	1.6	河北郡内灘町字向栗崎ハ丘129	H23.10.3	H23.10.4	2	1 2	0 60	49
153	40330	主要地方道松任宇ノ気線	2 河北郡内灘町字大根布	河北郡内灘町字大根布	河北郡内灘町字大根布	4	519	519	519	100	100	100	2.9	河北郡内灘町字鳥ヶ丘2丁目1	H23.10.23	H23.10.24	2	0 3.5	0 65	60
154	41590	主要地方道金沢田鶴浜線	2 河北郡内灘町字銀台	河北郡内灘町字向栗崎	河北郡内灘町字向栗崎	4	722	722	722	100	100	100	2.1	河北郡内灘町字大根布ヒ	40472	40473	2	1 30.4	25 47	44
155	60700	一般県道高松内灘線	2 河北郡内灘町字大学	河北郡内灘町字大根布	河北郡内灘町字大根布	4	7	7	7	100	100	100	0.4	河北郡内灘町字大学	41668	41669	2	0 4.9	0 65	59
156	61110	一般県道栗ヶ崎安江町線	4 河北郡内灘町字向陽台	河北郡内灘町字向陽台	河北郡内灘町字向陽台	4	200	200	200	100	100	100	1.0	河北郡内灘町字向陽台2丁	H21.207	41208	4	0 5.7	0 64	57
157	10150	一般国道249号	2 羽咋郡志賀町富来領家町	羽咋郡志賀町富来領家町	羽咋郡志賀町富来領家町	4	47	47	47	100	100	100	1.5	羽咋郡志賀町富来領家町	40072	40073	2	0 9.3	1 58	55
158	10180	一般国道249号	2 羽咋郡志賀町堀公	羽咋郡志賀町堀公	羽咋郡志賀町堀公	4	114	114	114	100	100	100	2.1	羽咋郡志賀町富浜町ノ558	40080	40081	2	0 3.5	1 63	59
159	10190	一般国道249号	2 羽咋郡志賀町高浜町	羽咋郡志賀町高浜町	羽咋郡志賀町高浜町	4	47	47	47	100	100	100	1.0	羽咋郡志賀町長沢51-2	40091	40092	2	0 5.5	1 65	58
160	10370	一般国道159号	2 羽咋郡宝達志水町野屋	羽咋郡宝達志水町免田	羽咋郡宝達志水町免田	4	161	161	161	100	100	100	3.5	羽咋郡宝達志水町子浦い9	40106	40107	2	0 3.8	0 70	64
161	10380	一般国道159号	2 羽咋郡宝達志水町亥市	羽咋郡宝達志水町亥市	羽咋郡宝達志水町亥市	4	145	145	145	100	100	100	7.2	羽咋郡宝達志水町河原ミ62	41200	41201	2	0 11	0 64	59
162	10390	一般国道159号	2 羽咋郡宝達志水町免田	羽咋郡宝達志水町免田	羽咋郡宝達志水町免田	4	0	0	0	100	100	100	0.1	かほく市高松ノ20	39756	39757	2	0 1.9	0 70	63
163	10320	一般国道249号	2 羽咋郡宝達志水町柳頬	羽咋郡宝達志水町柳頬	羽咋郡宝達志水町柳頬	4	233	233	233	100	100	100	5.0	羽咋郡宝達志水町富子28	41633	41634	2	0 1.6	1 66	57
164	10830	一般国道249号	2 羽咋郡宝達志水町今浜	羽咋郡宝達志水町今浜	羽咋郡宝達志水町今浜	4	189	189	189	100	100	100	4.0	羽咋郡宝達志水町北川尻ヲ	39729	39730	2	0 3.3	1 67	62
165	41610	主要地方道金沢田鶴浜線	4 河北郡宝達志水町北川尻	羽咋郡宝達志水町北川尻	羽咋郡宝達志水町北川尻	4	16	16	16	100	100	100	2.2	かほく市高公ヒ上北町ソ50	39737	39738	4	0 14.3	6.6 62	55
166	41620	主要地方道金沢田鶴浜線	4 河北郡宝達志水町北川尻	羽咋郡宝達志水町北川尻	羽咋郡宝達志水町北川尻	4	7	7	7	100	100	100	0.4	羽咋郡宝達志水町北川尻	39741	39742	4	0 8.8	0.5 59	53
167	10350	一般国道159号	2 鹿島郡中能登町武部	鹿島郡中能登町武部	鹿島郡中能登町武部	4	64	64	64	100	100	100	2.0	鹿島郡中能登町井田	40953	40954	2	0 5.2	0 63	58
168	10360	一般国道159号	2 鹿島郡中能登町小金森	鹿島郡中能登町小金森	鹿島郡中能登町小金森	4	3	3	3	100	100	100	0.2	河北郡中能登町小金森	41583	41584	2	0 5.3	1 67	61
169	40120	主要地方道249号	2 鹿島郡中能登町廿九日	鹿島郡中能登町廿九日	鹿島郡中能登町廿九日	4	161	161	161	100	100	100	4.3	鹿島郡中能登町羽板4-11-2	41207	41208	2	0 0.5	0 70	61
170	40320	主要地方道249号	2 鹿島郡中能登町羽坂	鹿島郡中能登町羽坂	鹿島郡中能登町羽坂	4	50	50	50	100	100	100	0.7	鹿島郡中能登町春木	40955	40956	2	0 1.7	0 67	63
171	10560	一般国道249号	2 鳳珠郡穴水町字鵜島	鳳珠郡穴水町字鵜島	鳳珠郡穴水町字鵜島	4	3	3	3	100	100	100	0.2	鳳珠郡穴水町字鵜島二22	39728	39729	2	1 3.3	0 68	59
172	40050	主要地方道7星輪島線	2 鳳珠郡穴水町字鵜島	鳳珠郡穴水町字鵜島	鳳珠郡穴水町字鵜島	4	237	237	237	100	100	100	1.5	鳳珠郡穴水町字大町二85	41583	41584	2	0 1	0.5 57	48
173	40970	主要地方道能都内浦線	2 鳳珠郡能登町字出津	鳳珠郡能登町字出津	鳳珠郡能登町字出津	4	365	365	365	100	100	100	2.7	鳳珠郡能登町字出津夕部	40101	40102	2	1 4	0.5 63	56
174	40980	主要地方道内浦線	2 鳳珠郡能登町字小木	鳳珠郡能登町字小木	鳳珠郡能登町字小木	4	279	279	279	100	100	100	2.8	鳳珠郡能登町字小木15字30	41200	41201	2	1 5	61	51
175	41460	主要地方道内浦柳田線	2 鳳珠郡能登町字上町	鳳珠郡能登町字上町	鳳珠郡能登町字上町	4	70	70	70	100	100	100	5.5	鳳珠郡能登町字上町	40101	40102	2	1 4	0.5 63	56

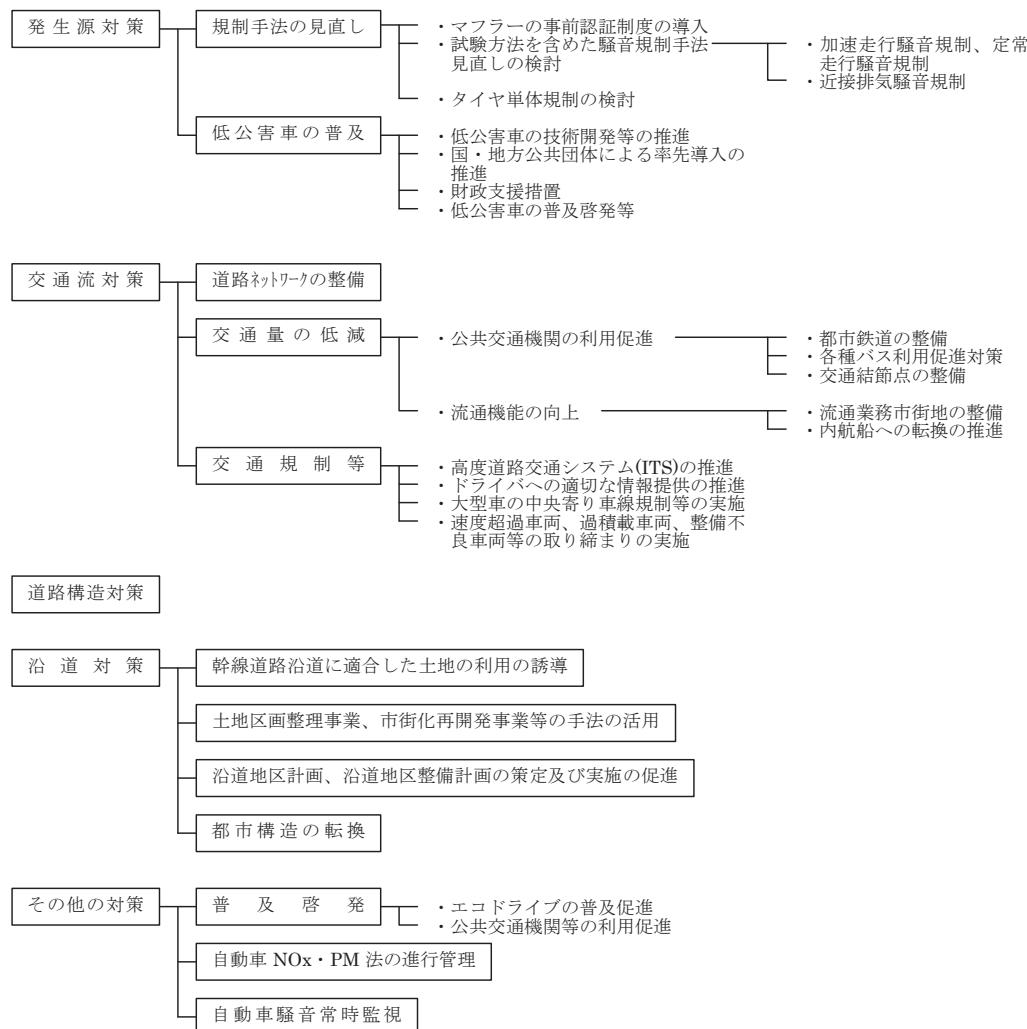
表2-6 道路種類別の環境基準達成状況

表2-3の市町別の環境基準の達成状況に示す住居等戸数とは整合しない。

第3 道路交通騒音対策

道路交通騒音対策は、図3-1及び表3-1のとおりであり、環境基準の達成を図るため、国、道路管理者及び関係市町等と連携しながら、これらの道路交通騒音対策を総合的に推進することとしている。

1. 今後取り組む対策



2. 今後の研究課題

- (1) 自動車騒音低減技術
- (2) 効果的・効率的な公共交通機関等の利用促進対策
- (3) 道路構造対策における技術開発・研究の促進
- (4) 沿道対策の充実強化

環境省「今後の自動車騒音対策の取組方針」H21.6より

図3-1 道路交通騒音対策の体系図

表3-1 道路交通騒音対策の効果の概要

対策の内容		対策の効果
①自動車単体対策	平成4年中央公害対策審議会答申及び平成7年中央環境審議会答申に基づく単体規制適合車に全て代替した場合	車種により0.9~1.3dB
②交通流対策	・速度10km/h低下で ・交通量2割削減で	約1dB 約1dB
③道路構造対策	・低騒音舗装 ・環境施設帯(片側10m) ・遮音壁(平面構造に高さ3mの遮音壁)	約3dB前後 約7dB 約10dB
④沿道対策	・住宅と道路の間に空き地を設けた場合 (セットバック等)道路端から10mで 道路端から20mで ・緩衝建築物を設けた場合、建物の道路面裏側で	約5dB 約8dB 約15~20dB

(注)各種措置が一定の条件下で講じられた場合における当該措置効果について、環境庁が推計したもの及び既存資料による。

環境庁 「道路交通騒音対策検討会」中間とりまとめ資料 H12.8より

(データ編)

1 常時監視計画について

(1) 平成 13 年度から平成 18 年度

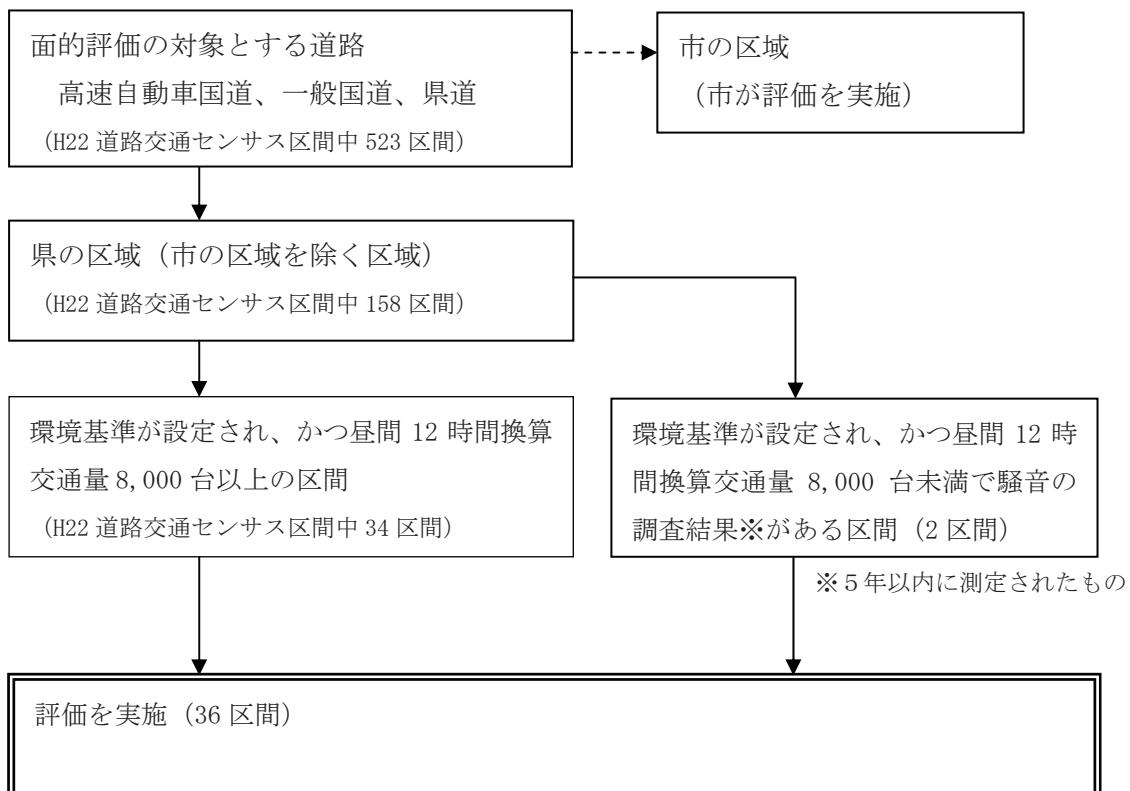
平成 13 年度に「平成 11 年度道路交通センサス」に示す幹線道路のうち、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域内にあって、かつ環境基準の超過するおそれのある区間（昼間 12 時間換算交通量 8 千台以上）である 125 道路交通センサス区間を監視対象区間とした。

(2) 平成 19 年度から平成 23 年度

平成 18 年 10 月に「平成 17 年度道路交通センサス」が発行されたことから、平成 19 年度から監視対象区間を平成 17 年度道路交通センサスの区間に改め、平成 13 年度と同様の条件の 129 道路交通センサス区間を監視対象区間とした。

(3) 平成 24 年度から

平成 23 年 12 月に「平成 22 年度道路交通センサス」が発行されたことから、平成 24 年度から監視対象区間を平成 22 年度道路交通センサスの区間に改め、平成 13 年度と同様の条件の 36 道路交通センサス区間を監視対象区間とした。（市の調査区域は各市が評価を実施）



昼間 12 時間換算交通量とは、大型車の交通量を 4.467 倍とした交通量

図 4－1 常時監視対象区間の選定のフロー

2 評価について

(1) 面的評価支援システムに用いたデータ等

平成 24 年度の環境基準の達成状況の評価のために用いた面的評価に用いたデータ等は、表 4-1 のとおりである。

(2) 評価区間ごとの環境基準達成状況

表 2-5 に市町域サンサス区間ごとの環境基準達成状況を示したが、評価区間（自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせるよう道路交通センサス区間を市町境界及び環境基準、道路構造、遮音壁・低騒音舗装等の騒音対策等により区間を分割した区間）ごとの環境基準達成状況は、図 4-1～図 4-5 4 及び表 4-2 のとおりであった。

(3) 複数の評価区間に重複して計上される住居等の状況

図 2-3 及び表 2-6 に道路種類別の環境基準達成状況を示したが、評価対象道路ごとに評価するため評価対象道路が相互に交差する交差点の近傍では評価対象道路ごとに戸数等を重複計上している。

このように複数の評価区間で重複計上した戸数は、表 4-3 のとおりである。

表4-1 環境基準の達成状況の評価及び平成25年度の面的評価に用いたデータ等

市町名	平成25年度の環境基準の評価を行った区間数			平成25年度の面的評価に用いたデータ		
	達成状況の評価を行った区間数	沿道状況調査 前回の沿道状況 調査の実施年度	25年度調査の 市町域 セクタス 区間数	騒音測定調査 市町域 セクタス 区間数	騒音測定調査 市町域 セクタス 区間数	環境基準の 地域類型の 指定年度
金沢市	35	50	35	6	6	平成24年度
七尾市	13	22	4	4	4	平成24年度
小松市	17	32	1	1	1	平成24年度
輪島市	3	8				平成24年度
珠洲市	1	2				平成24年度
加賀市	11	21	2	2	2	平成24年度
羽咋市	7	11				平成24年度
かほく市	2	18	2	2	2	平成24年度
白山市	21	86	3	3	3	平成24年度
能美市	5	18	1	1	1	平成24年度
野々市市	13	25	3	3	3	平成24年度
計	128	293	51	22	22	平成19年度
川北町	4	15	平成20年度	1	1	平成12年度
津幡町	8	14	平成18年度	2	2	平成18年度
内灘町	4	8	平成23年度	1	1	平成21年度
志賀町	3	5	平成21年度			平成18年度
宝達志水町	7	20	平成20年度	7	1	平成18年度
中能登町	4	11	平成19年度	1	1	平成19年度
穴水町	3	3	平成20年度			平成13年度
能登町	36	84		8	7	平成13年度
合計	164	377		59	29	29

電子住宅地図

(参考)

① 表 4-2 のコード

2. 都道府県コード	統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コードを定めた件 (昭和 45 年行政管理庁告示第 44 号)				
3. 市区町村コード	統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コードを定めた件 (昭和 45 年行政管理庁告示第 44 号)				
4. 評価区間番号	国土交通省「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス調査）」の平成 17 年度のセンサス番号に、下 2 桁の枝番を設定				
5. 騒音発生強度の把握方法	当該評価区間において、騒音発生強度の把握（騒音の測定）の種別 • 沿道騒音レベルの実測 : 1 • 他の評価区間における騒音測定結果を準用 : 2 • 自動車の交通量及び速度の実測結果により推計 : 3 • 交通量が僅少の事由により環境基準値以下と決定 : 4				
6. 評価対象道路	(3) 道路種別 (4) 道路構造 (5) 遮音壁等の有無 (6) 低騒音舗装の有無 (7) センサス番号	<ul style="list-style-type: none"> • 国土開発幹線自動車道等（高速自動車国道）: 1 • 都市高速道路 : 2 • 一般国道 : 3 • 都道府県道（一般県道、主要地方道）: 4 • 4 車線以上の市町村道 : 5 • その他 : 6 			
		<ul style="list-style-type: none"> • 平面 : 1 • 高架 : 2 • 盛土 : 3 • 堀割 : 4 • その他 : 5 			
		<ul style="list-style-type: none"> • 遮音壁、環境施設帯なし : 0 • 遮音壁のみあり : 1 • 環境施設帯のみあり : 2 • 遮音壁、環境施設帯あり : 3 			
		<ul style="list-style-type: none"> • 低騒音舗装なし : 0 • 低騒音舗装あり : 1 			
		国土交通省「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス調査）」の年度、市町村コード、区間番号			
10. 騒音測定地点番号 (騒音観測区間の場合)	騒音観測区間の場合は、「表 5-3（騒音測定結果）」の 1. 騒音測定個所番号				
10-1. 道路近傍騒音 (騒音非観測区間の場合)	<ul style="list-style-type: none"> • 騒音非観測区間の場合、評価に用いた「表 5-3（騒音測定結果）」の 1. 騒音測定個所番号を記載 • 実測値をそのまま用いた場合は、騒音測定個所番号のみ • 実測値が通常舗装で、低騒音舗装を計算により求めた場合は、騒音測定箇所番号と a • 実測値が低騒音舗装で、通常舗装を計算により求めた場合は、騒音測定箇所番号と b 				
11. 残留騒音レベル	残留騒音レベルについて、「設定」欄に下記の分類に基づいて記載し、「昼間」と「夜間」の設定値 (dB) を記載 <ul style="list-style-type: none"> • 近傍的一般地域における L_{Aeo} を残留騒音レベルとする場合 : 1 • 背後地騒音測定結果における L_{A95} を残留騒音レベルとする場合 : 2 • その他の方法で残留騒音レベルを設定する場合 : 3 				
12. 評価結果（評価区間全体）	当該評価区間の面的評価の結果を次の分類で住居等の戸数を記載 a. 評価対象住居等戸数 : 当該評価区間の住居等の戸数 b. 昼間・夜間とも基準値以下 : 昼間・夜間とも基準値以下の住居等戸数 c. 昼間のみ基準値以下 : 昼間のみ基準値以下の住居等戸数 d. 夜間のみ基準値以下 : 夜間のみ基準値以下の住居等戸数 e. 昼間・夜間とも基準値超過 : 昼間・夜間とも基準値超過の住居等戸数 ※ 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時				
13. 評価結果 (近接空間と非近接空間)	「14 面的評価の結果（評価区間全体）」を近接空間と非近接空間に分類 ※ 近接空間とは、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道）に近接する空間をいい、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定される。 <ul style="list-style-type: none"> • 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル • 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル ※ 非近接空間とは、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域をいう。				

② 表 4-3 のコード

表 4-2 と同じ

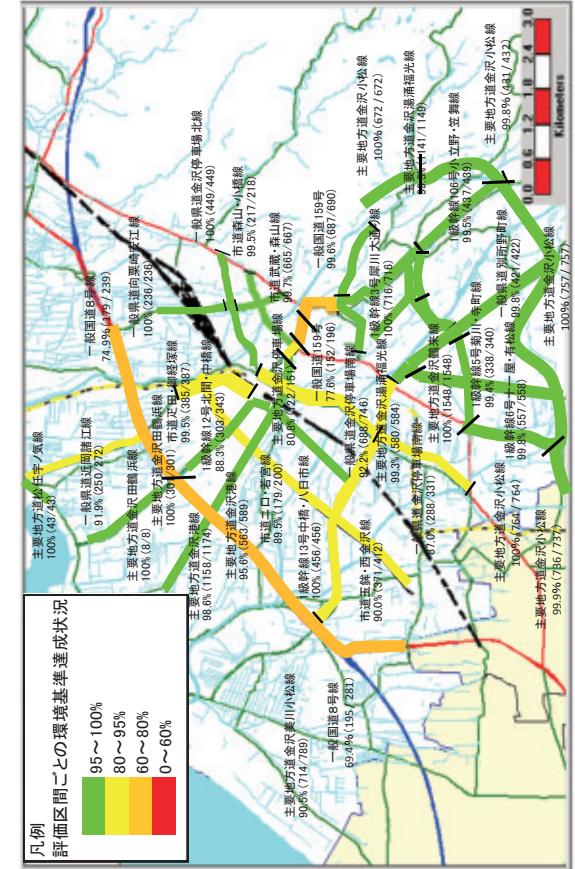


図4-1 センサス区間ごとの環境基準達成状況 金沢市 屋間

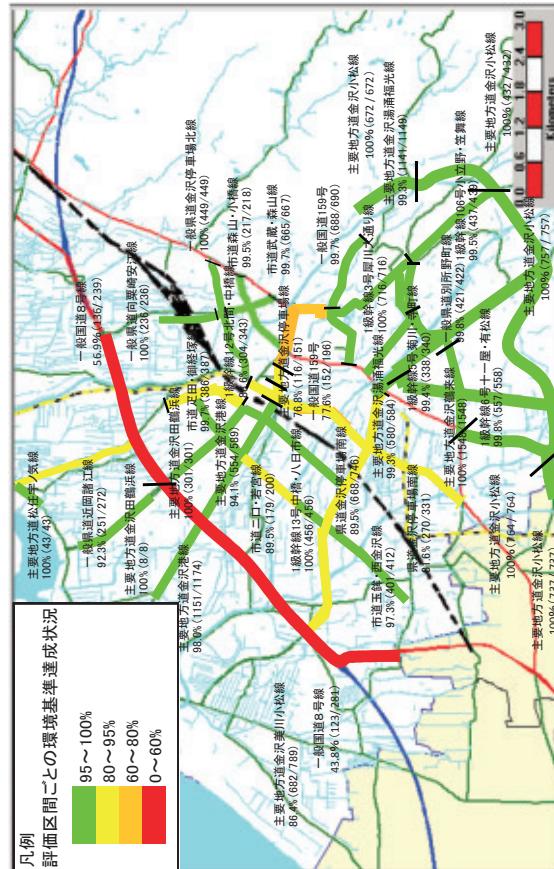


図4-2 センサス区間ごとの環境基準達成状況 金沢市 夜間

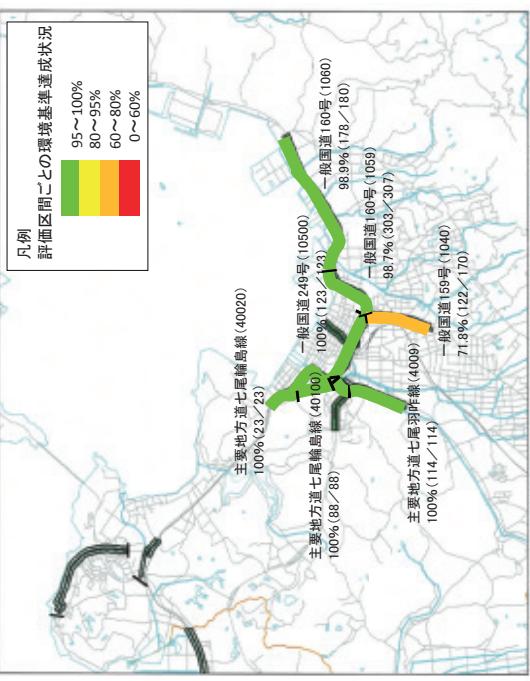


図4-3 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市 (旧七尾市) 屋間

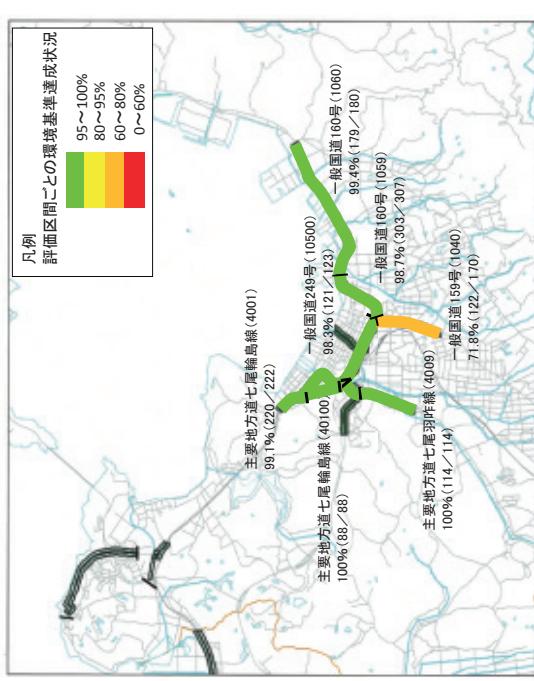


図4-4 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市 (旧七尾市) 夜間

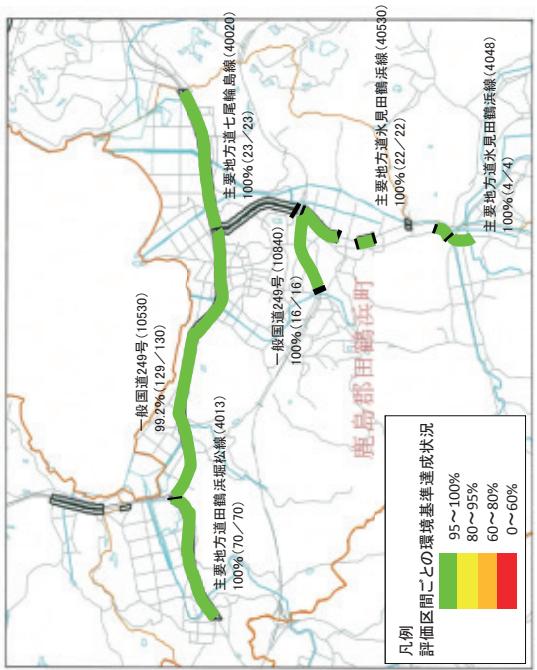


図 4-5 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市（旧田鶴浜町）夜間

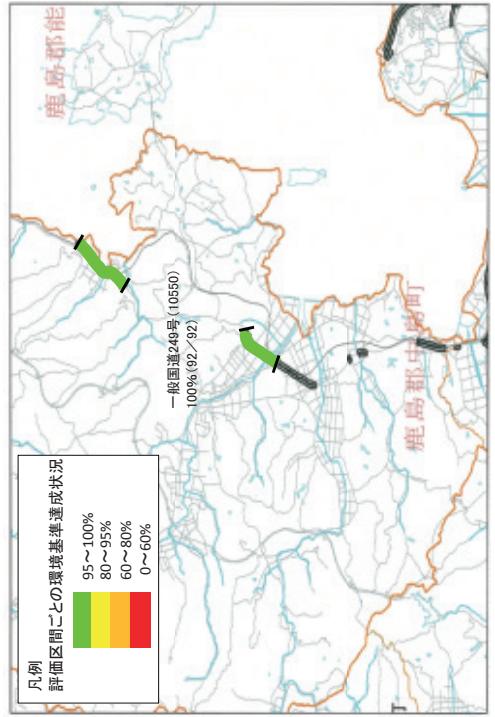


図 4-7 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市（旧中島町）昼間

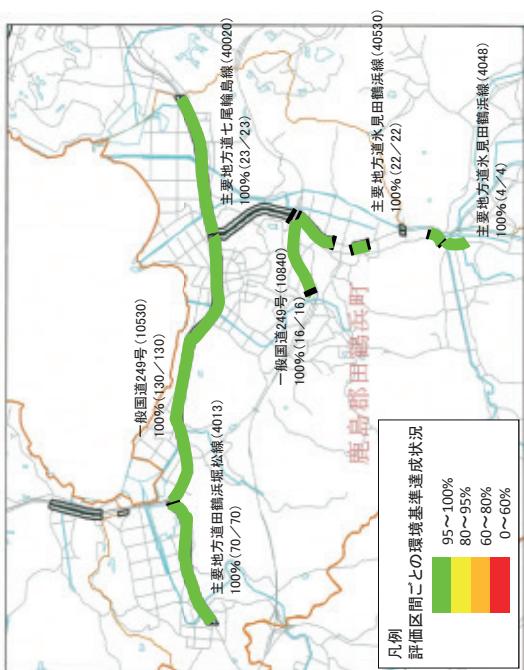


図 4-6 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市（旧田鶴浜町）夜間

図 4-8 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市（旧中島町）夜間

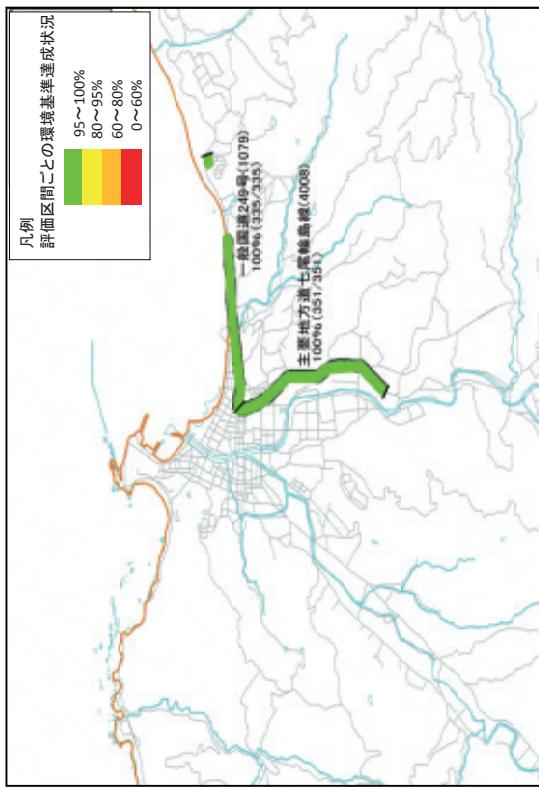


図 4-11 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 輪島市（旧輪島市）昼間

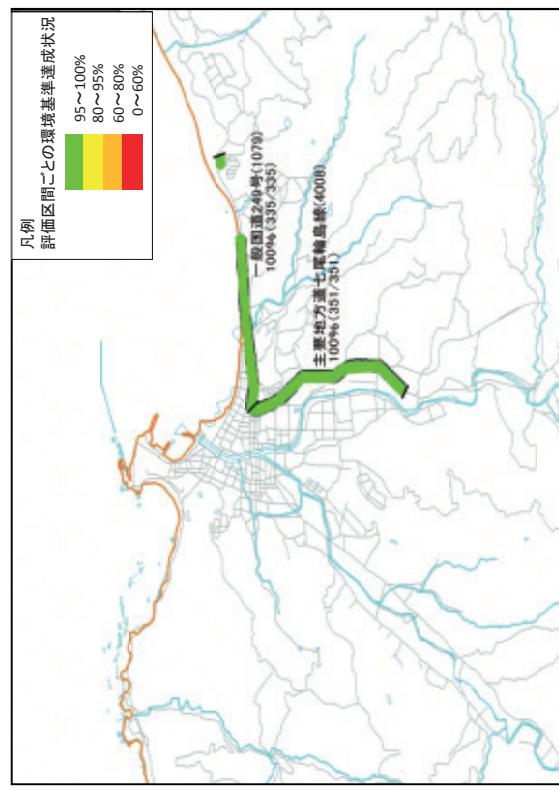


図 4-12 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 輪島市（旧輪島市）夜間

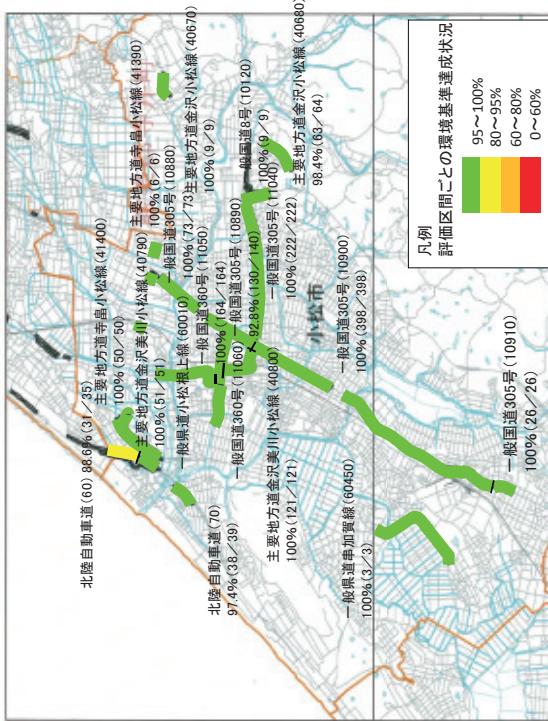


図 4-9 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 小松市昼間

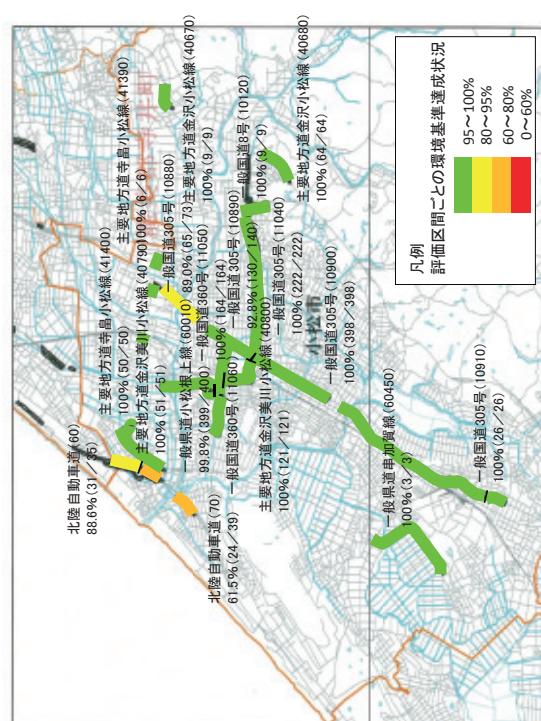


図 4-10 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 小松市夜間

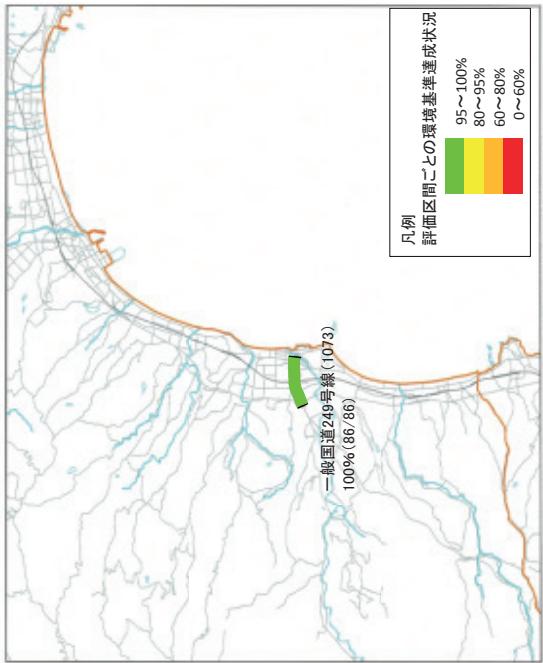


図 4-15 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 珠洲市屋間

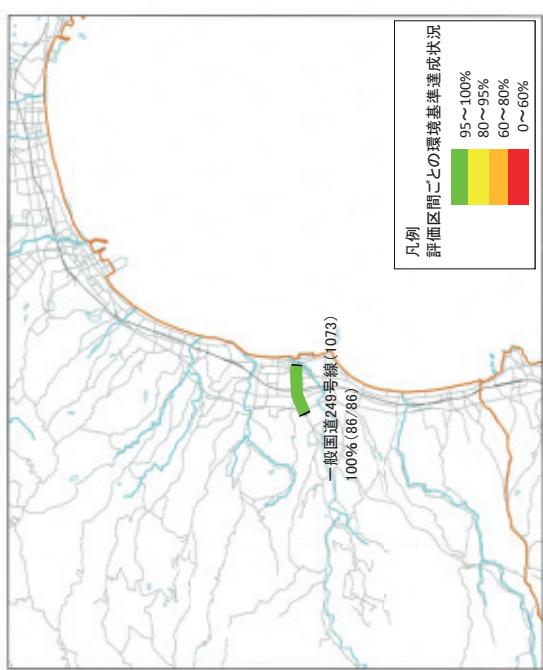


図 4-16 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 珠洲市夜間

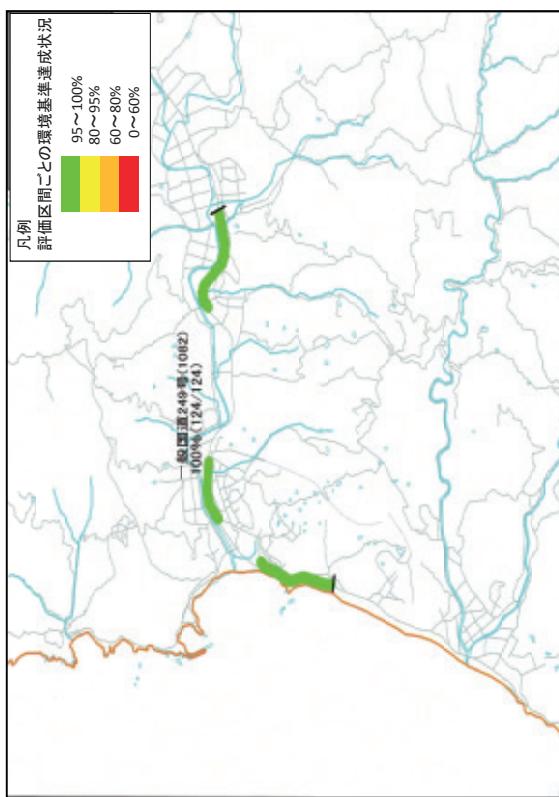


図 4-13 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 輪島市（旧門前町）屋間

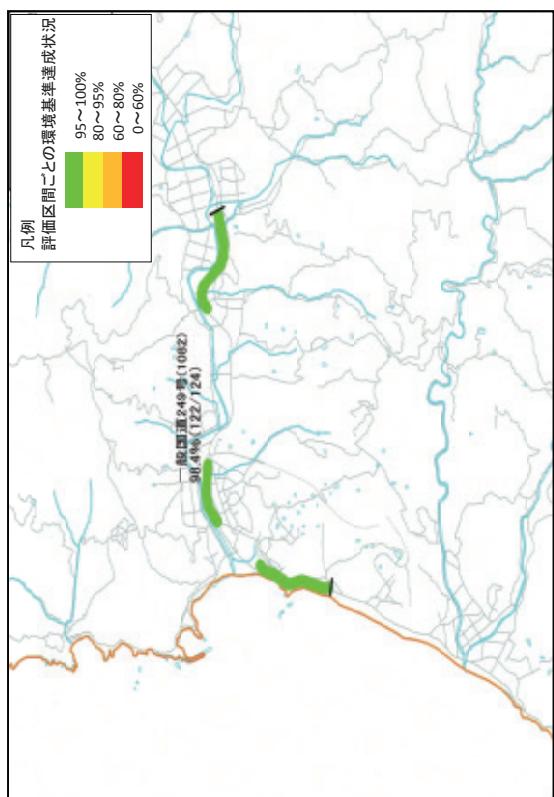


図 4-14 サンセス区間ごとの環境基準達成状況 輪島市（旧門前町）夜間

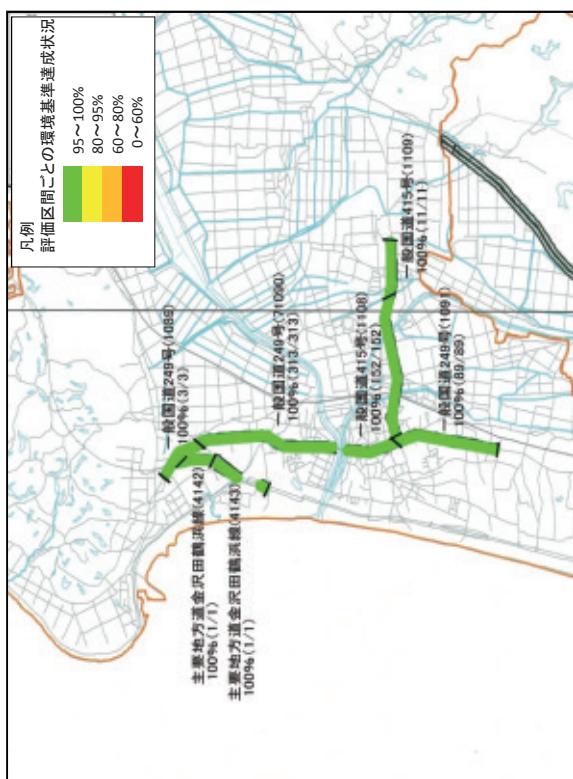


図4-19 センサス区間ごとの環境基準達成状況 羽咋市屋間

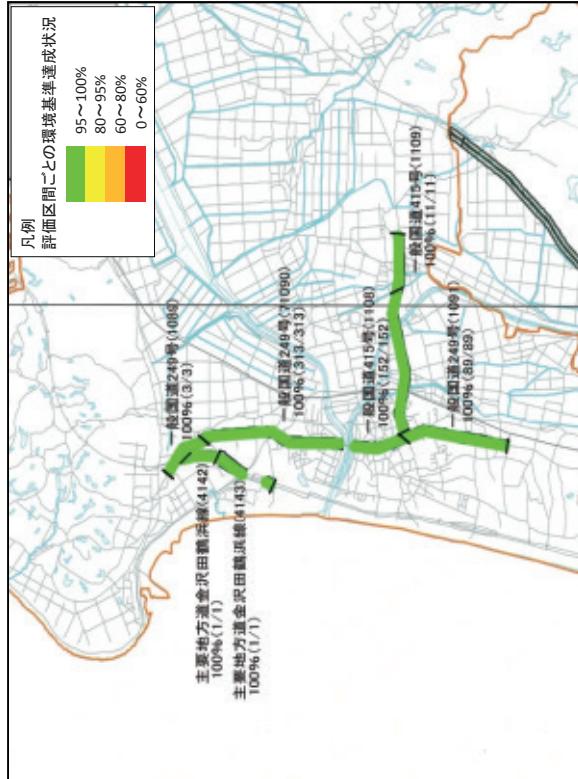


図4-20 ヤンサン区間ごとの環境基準達成状況 羽咋市夜間

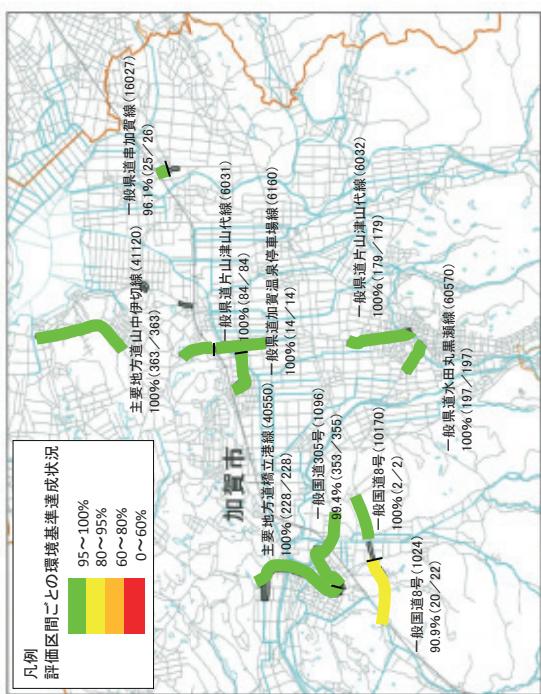
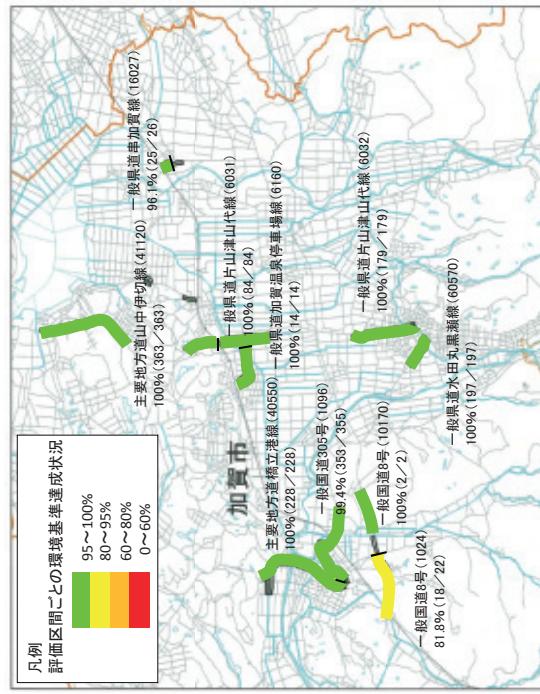


図4-17 評価区間ごとの環境基準達成状況



加賀市夜間ごとの環境基準達成状況評価区間4=18

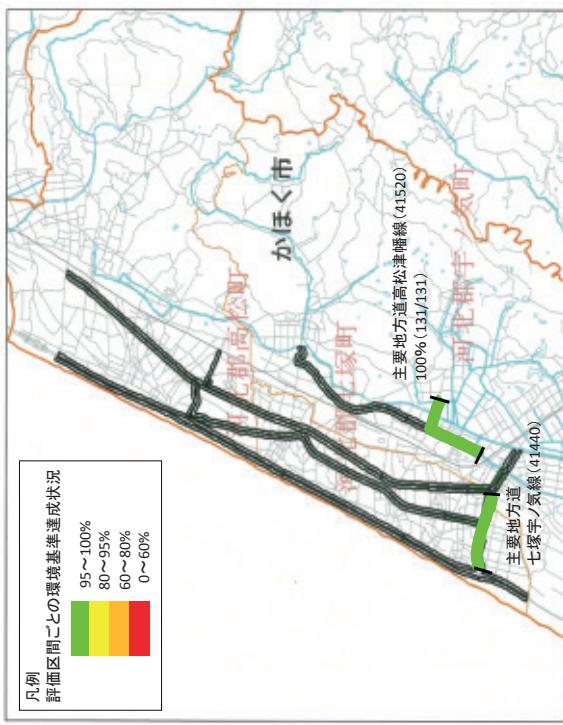


図 4－21 センサス区間ごとの環境基準達成状況 かほく市昼間

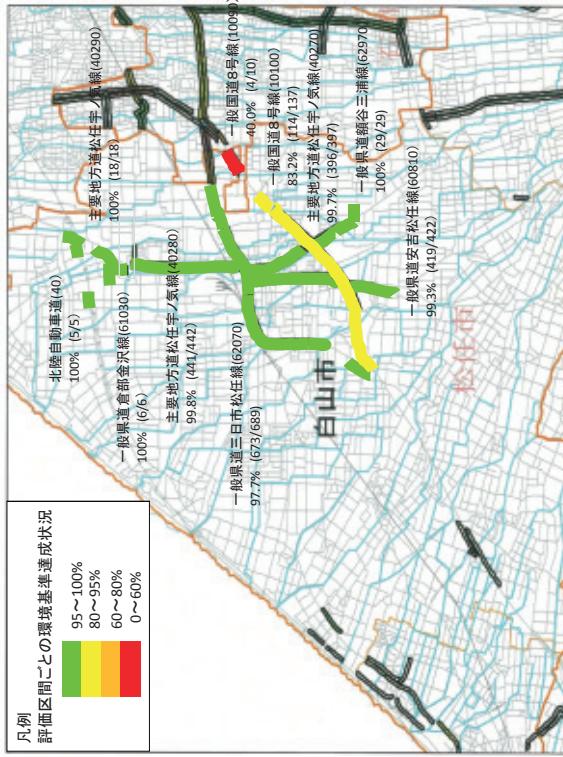


図 4－22 センサス区間ごとの環境基準達成状況 かほく市夜間

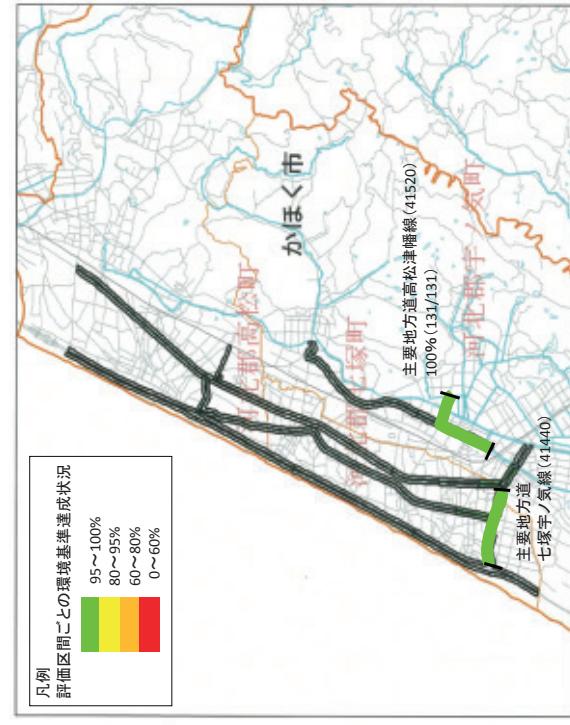


図 4－23 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（日松任市）昼間

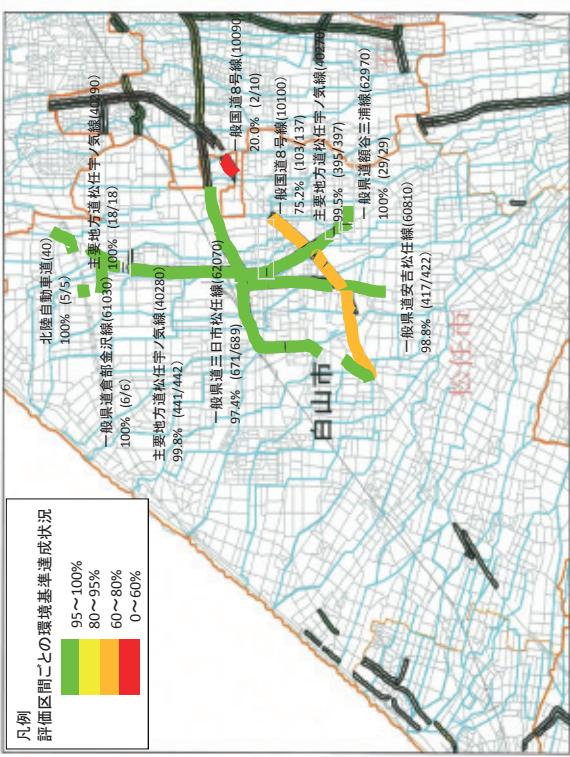


図 4－24 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（日松任市）夜間

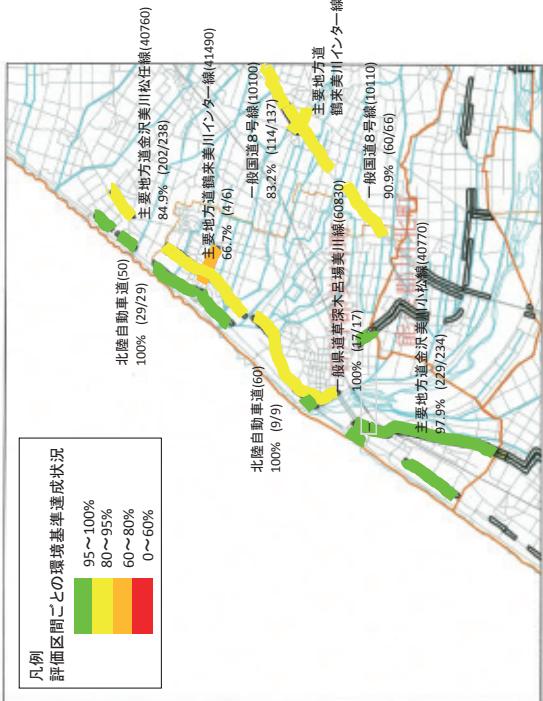


図 4-25 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（旧美川町）昼間

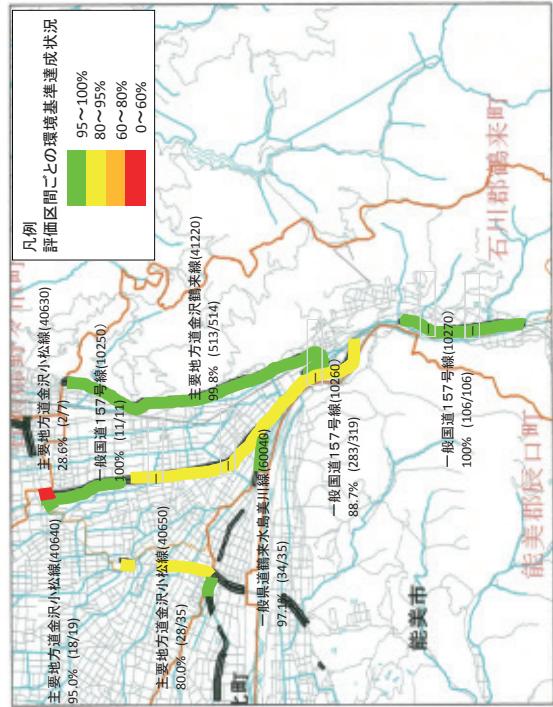


図 4-27 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（旧鶴来町）昼間

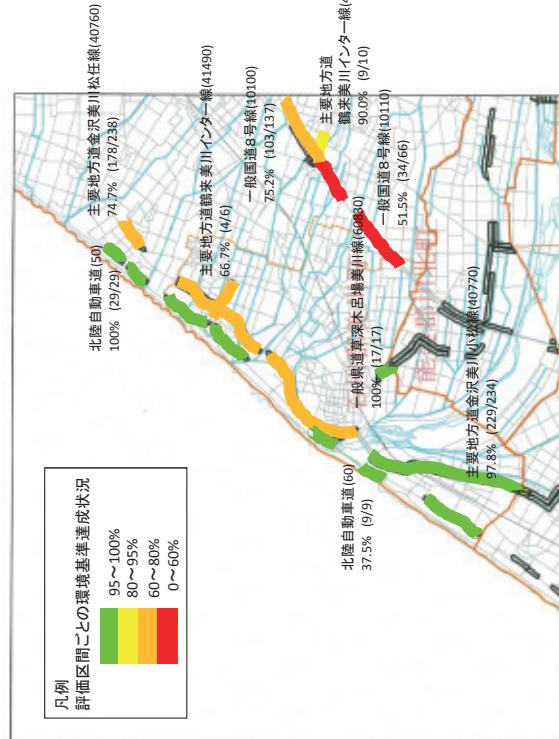


図 4-26 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（旧美川町）夜間

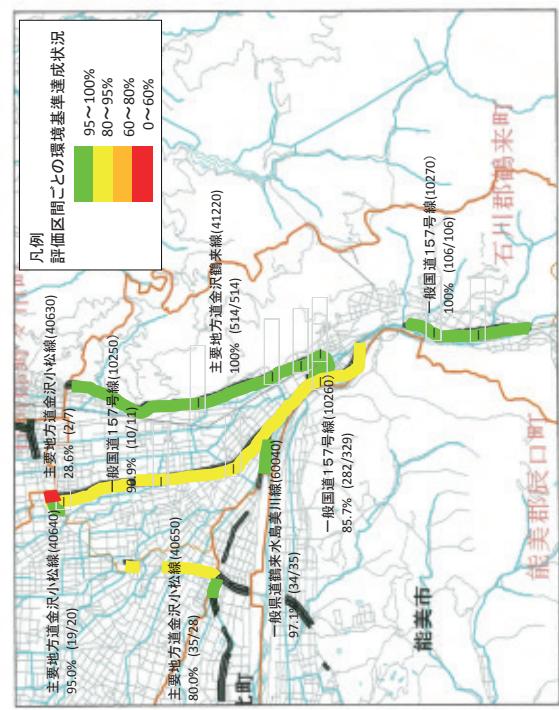


図 4-28 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（旧鶴来町）夜間

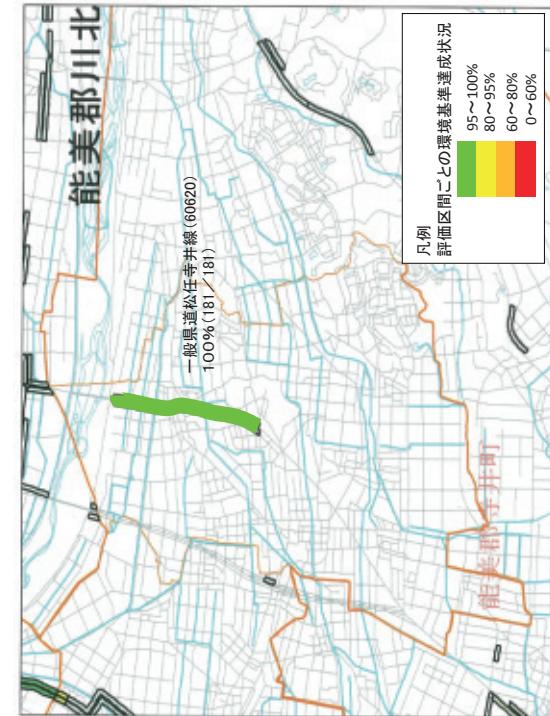


図 4-31 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能美市（旧寺井町）昼間

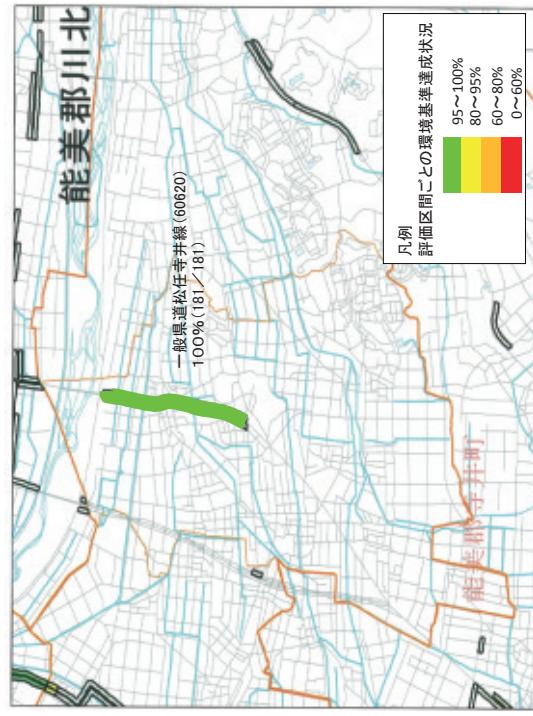


図 4-32 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能美市（旧寺井町）夜間



図 4-29 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能美市（旧根上町）昼間



図 4-30 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能美市（旧根上町）夜間

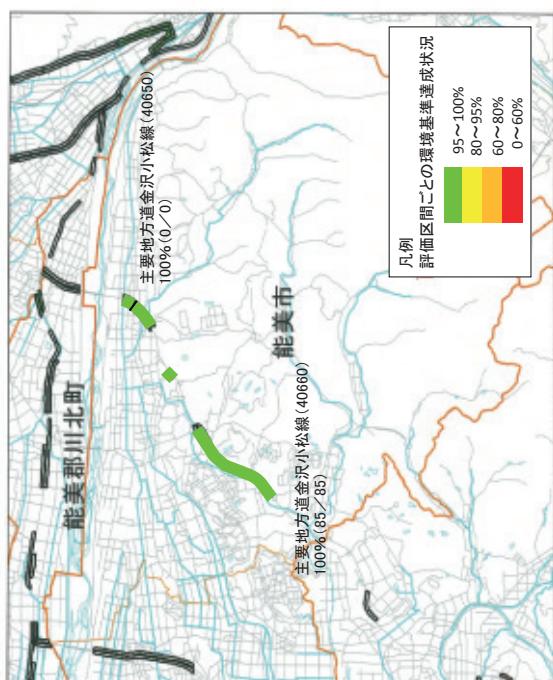


図 4-33 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能美市（旧辰口町）昼間

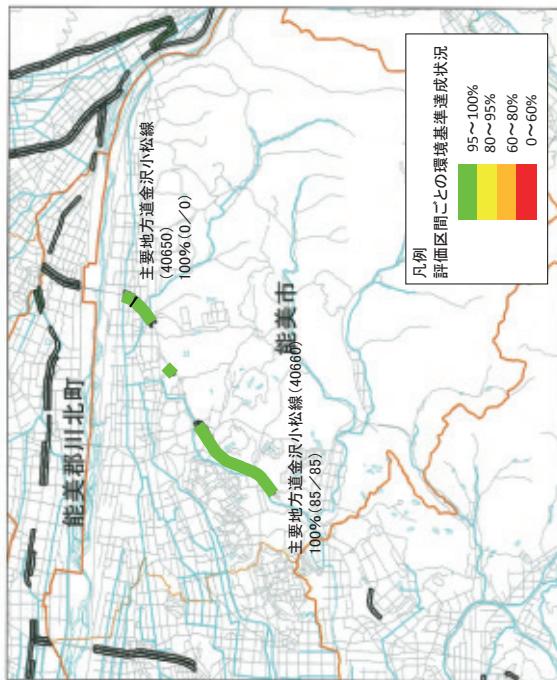


図 4-34 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能美市（旧辰口町）夜間

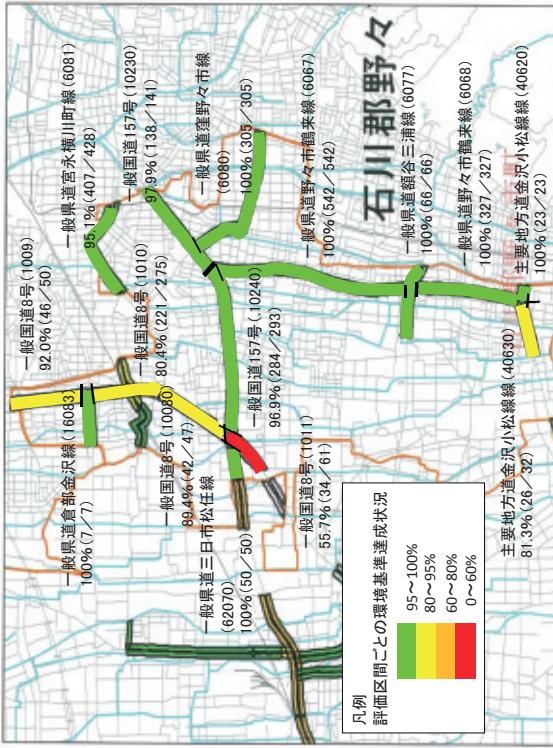


図 4-35 センサス区間ごとの環境基準達成状況 野々市市 昼間

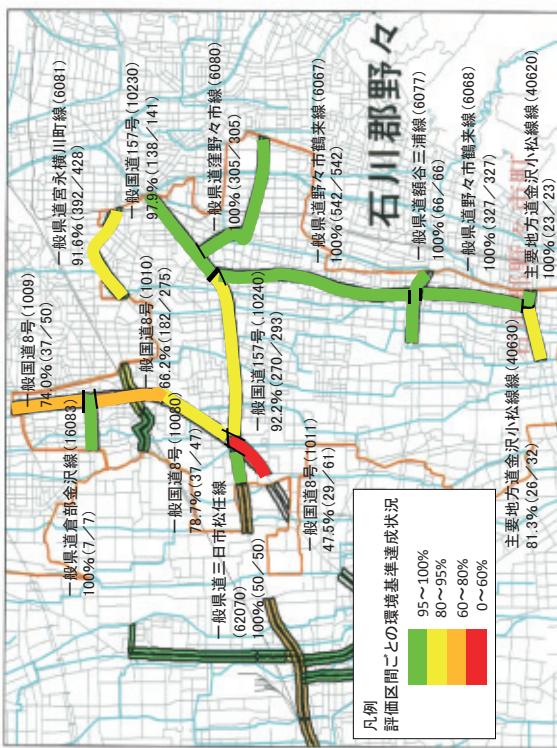


図 4-36 センサス区間ごとの環境基準達成状況 野々市市 夜間

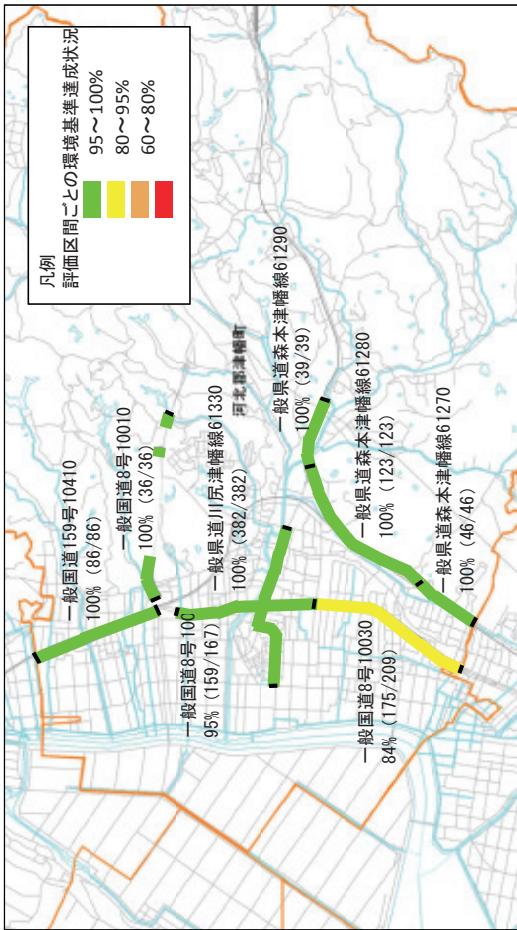


図4-39 センサス区間ごとの環境基準達成状況 津幡町昼間

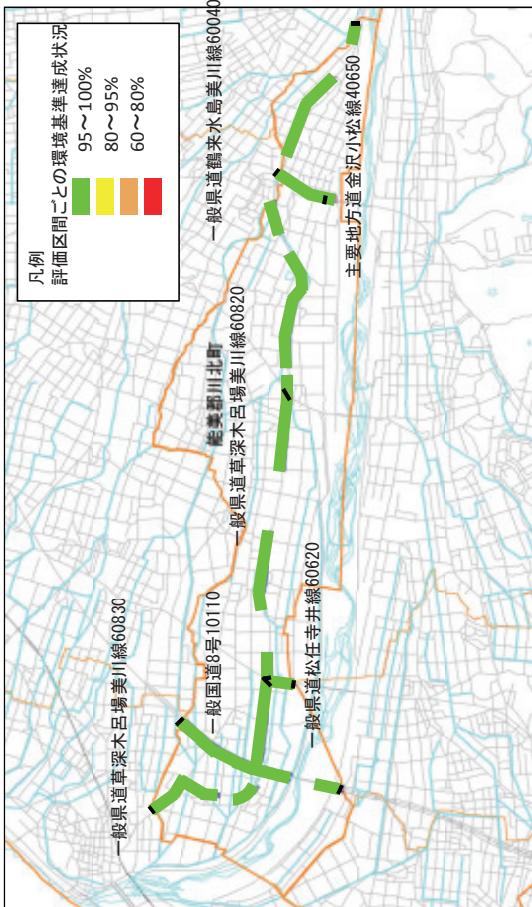


図4-37 センサス区間ごとの環境基準達成状況 川北町昼間

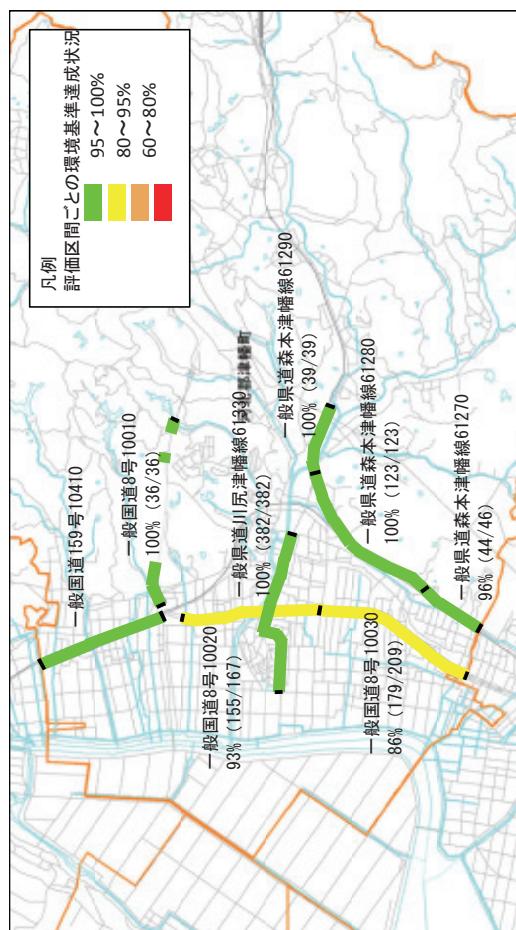


図4-40 センサス区間ごとの環境基準達成状況 津幡町夜間

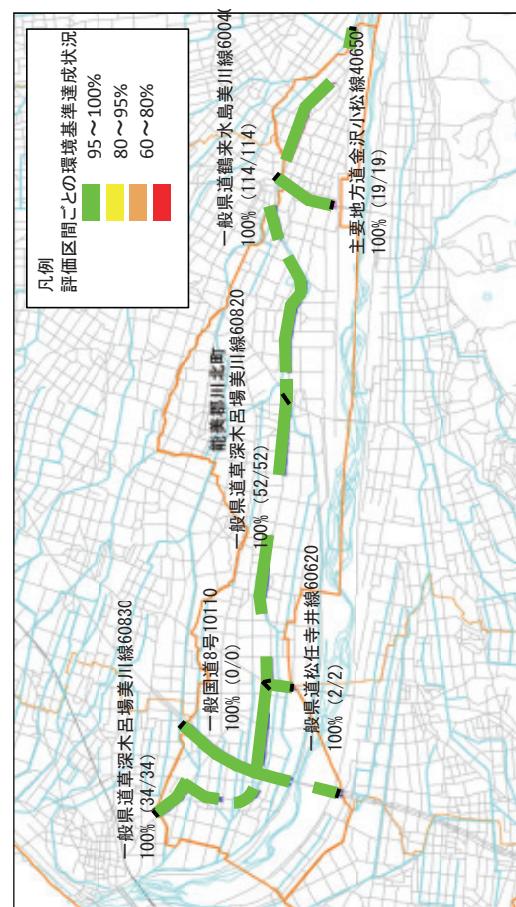


図4-38 センサス区間ごとの環境基準達成状況 川北町夜間

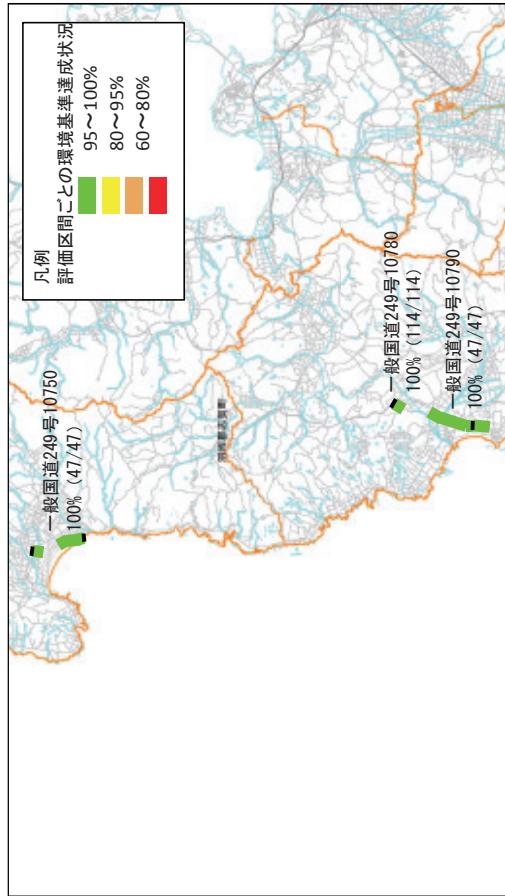


図4-4-3 センサス区間ごとの環境基準達成状況 志賀町昼間

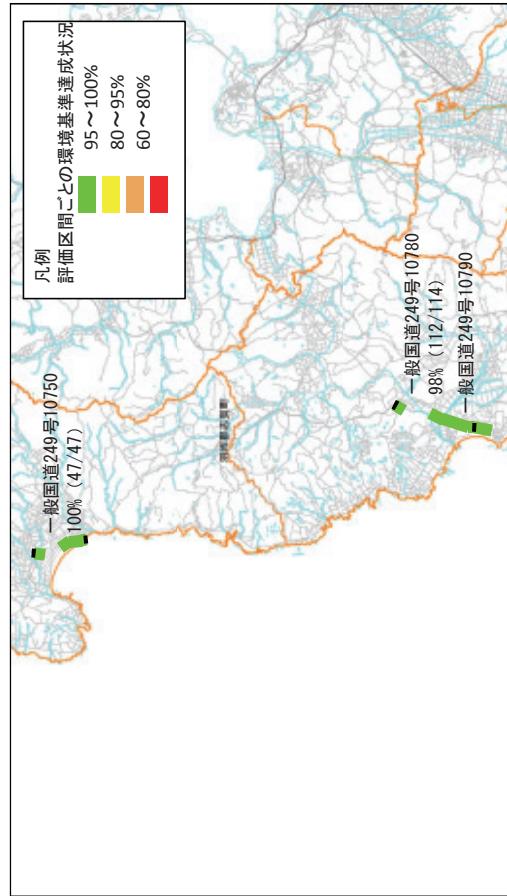


図4-4-4 センサス区間ごとの環境基準達成状況 志賀町夜間

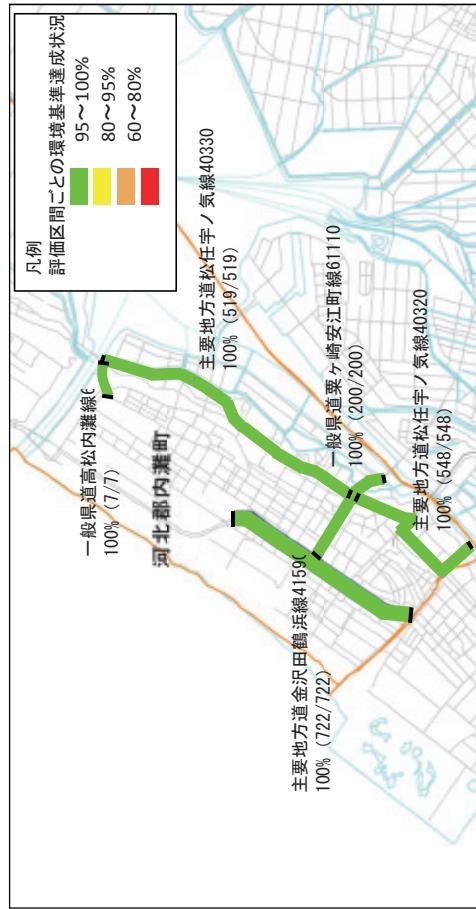


図4-4-1 センサス区間ごとの環境基準達成状況 内灘町昼間



図4-4-2 センサス区間ごとの環境基準達成状況 内灘町夜間

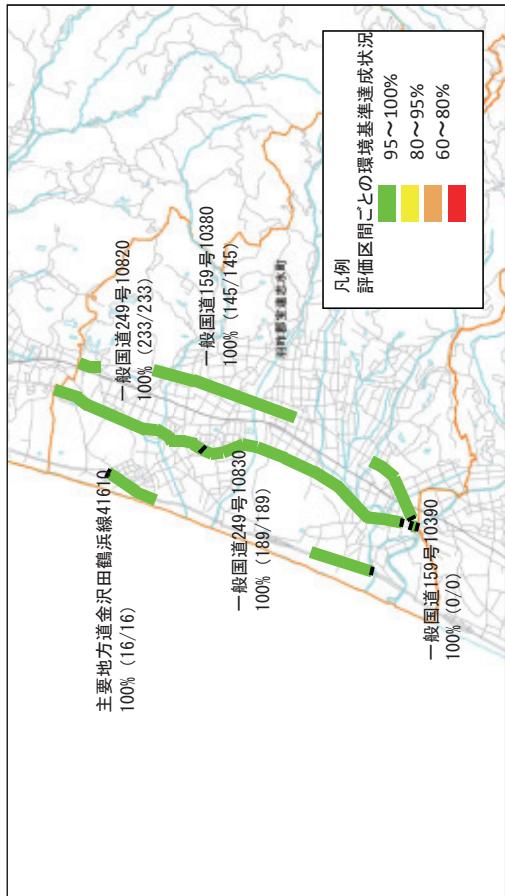


図4-47 センサス区間ごとの環境基準達成状況 宝達志水町（旧押水町）昼間

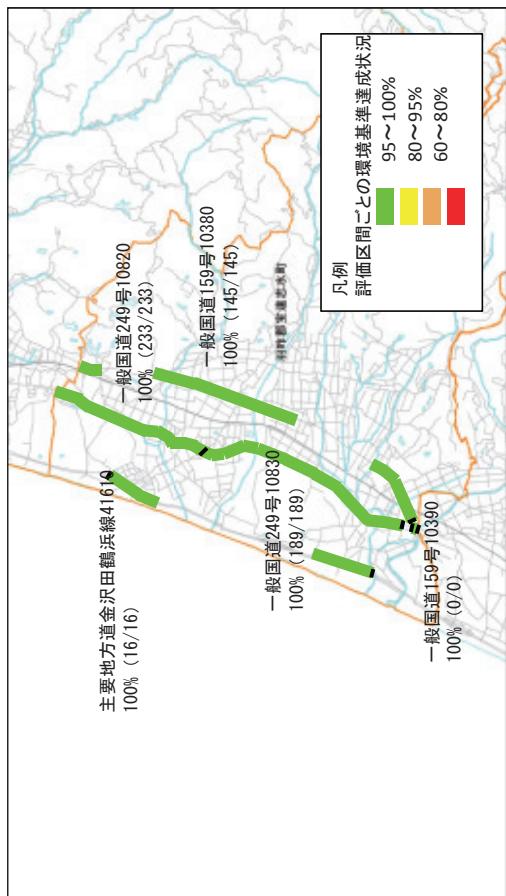


図4-48 センサス区間ごとの環境基準達成状況 宝達志水町（旧押水町）夜間

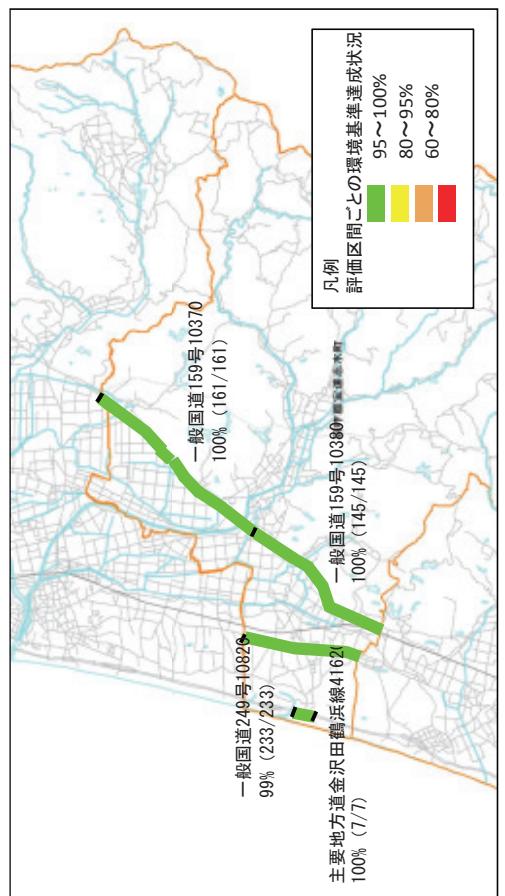


図4-45 センサス区間ごとの環境基準達成状況 宝達志水町（旧志雄町）昼間

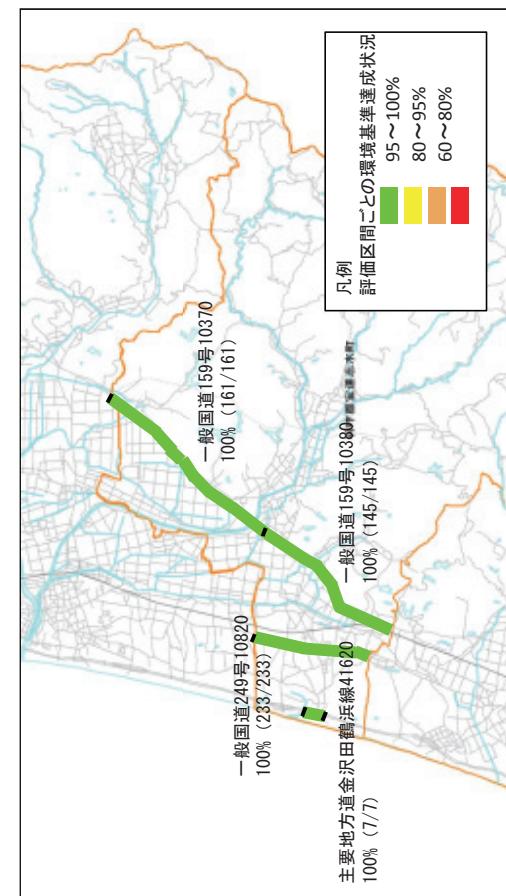


図4-46 センサス区間ごとの環境基準達成状況 宝達志水町（旧志雄町）夜間

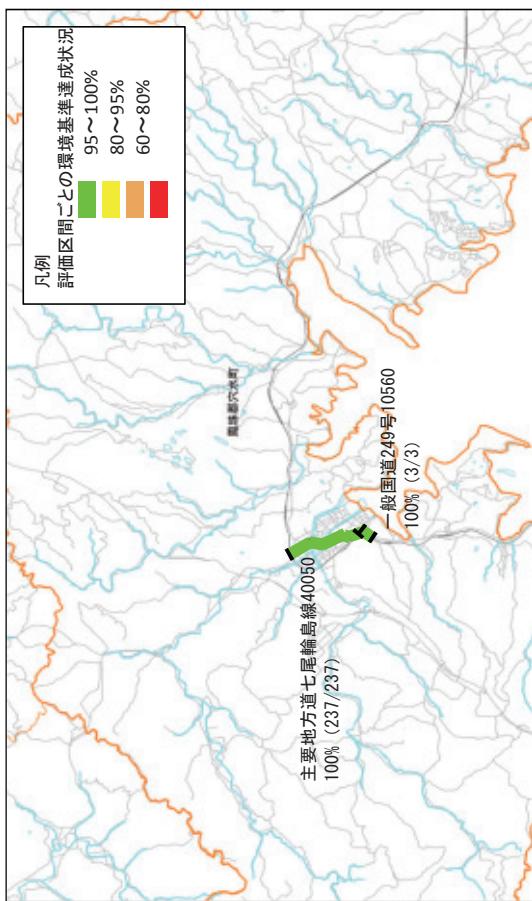


図4-51 センサス区間ごとの環境基準達成状況 穴水町昼間

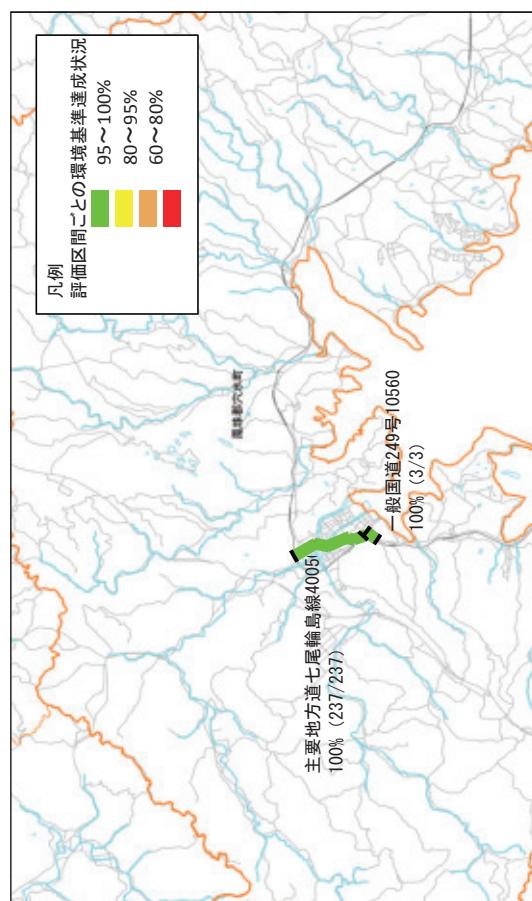


図4-52 センサス区間ごとの環境基準達成状況 穴水町夜間

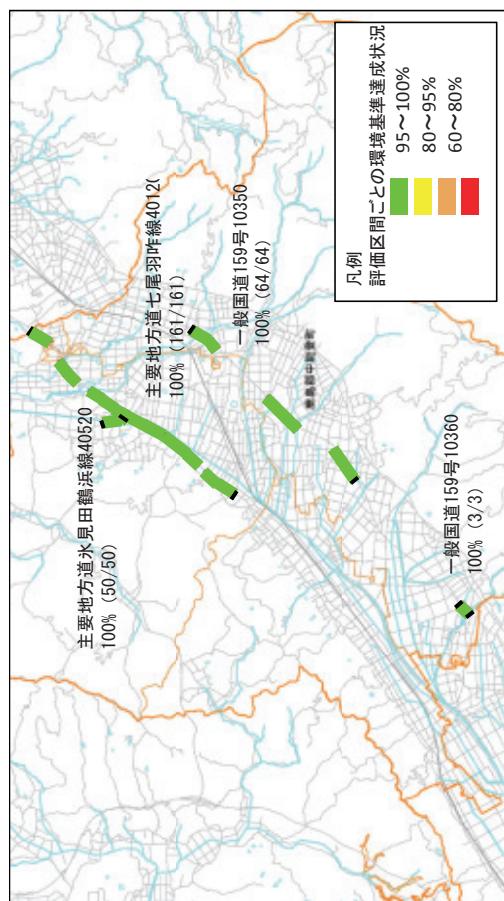


図4-49 センサス区間ごとの環境基準達成状況 中能登町昼間

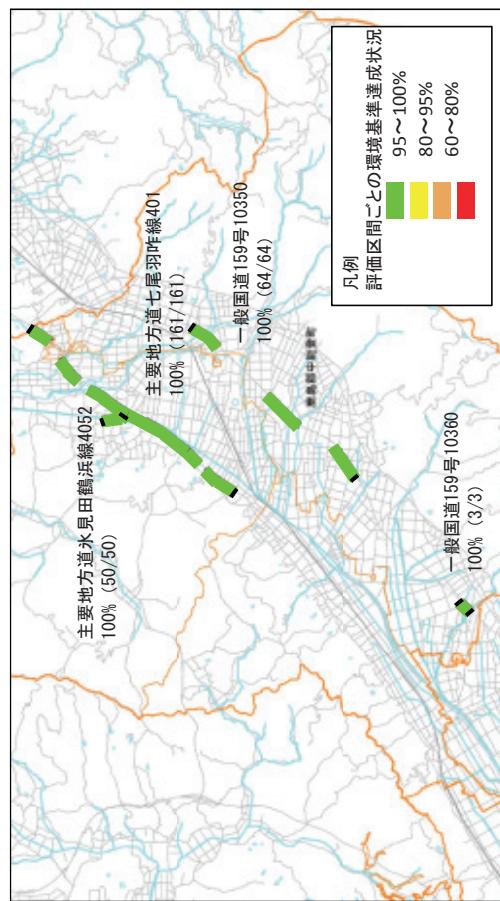


図4-50 センサス区間ごとの環境基準達成状況 中能登町夜間

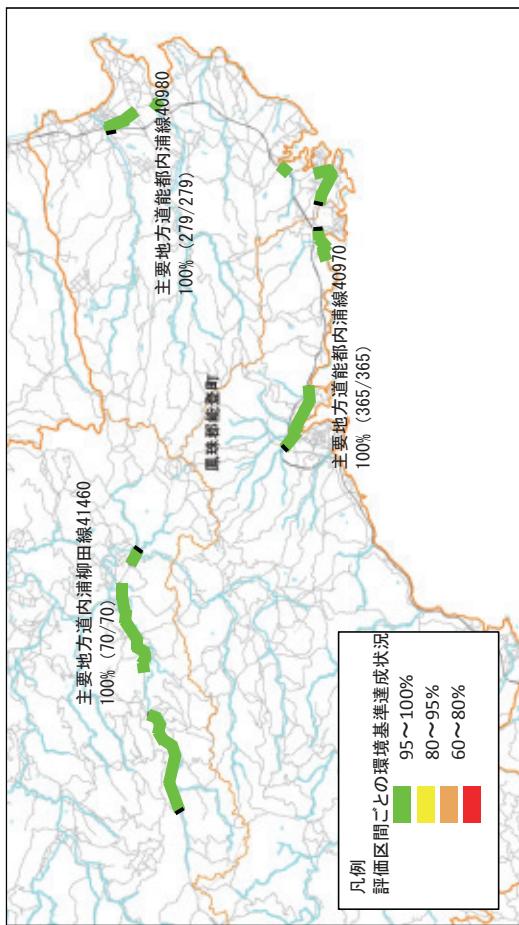


図 4－5 3 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能登町夜間

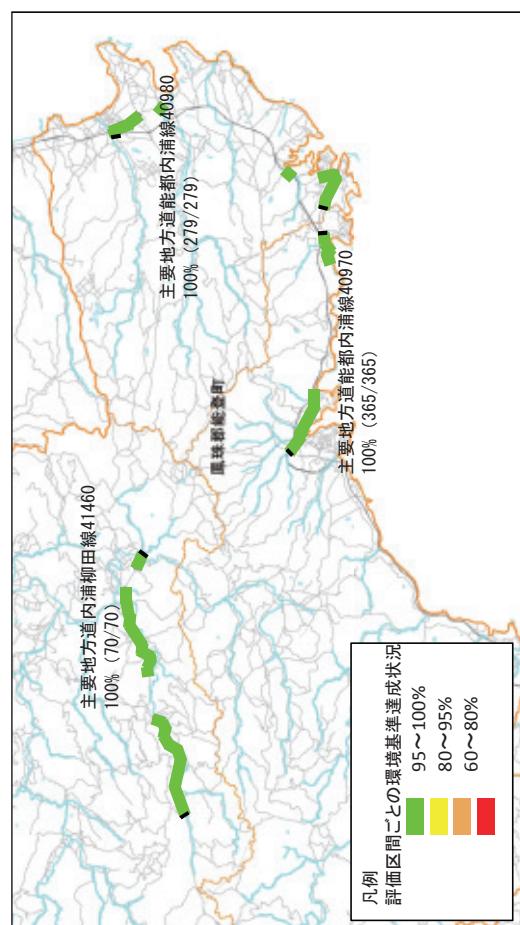


図 4－5 4 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能登町夜間

表4-2 評価区間ごとの面的評価結果

一連番号	都道府県コード	市区町村コード	評価区間にに関する情報					沿道騒音レベル			残留騒音		評価結果						評価結果(非近接空間内訳)						面的評価の結果まとめ									
			評価対象道路①			評価対象道路②			評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間全体	①+②		近接空間①			非近接空間(全体)②=③+④+⑤			非近接空間のうちA類型③			非近接空間のうちB・C類型④			非近接空間のうち類型なし⑤			住戸等戸数	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)			
			騒音発生强度の有無	騒音発生强度の有無	騒音発生强度の有無	騒音発生强度の有無	騒音発生强度の有無	評価対象道路①			評価対象道路②	評価対象道路③	評価対象道路④	評価対象道路⑤	評価対象道路⑥	評価対象道路⑦																		
			(1)路線名	車種	(2)道	(3)道	(4)道	(5)道	(6)低	(7)セナサス番号	(1)路線名	車種	(2)道	(3)道	(4)道	(5)道	(6)低	(7)セナサス番号	(1)路線名	車種	(2)道	(3)道	(4)道	(5)道	(6)低	(7)セナサス番号	(1)路線名	車種	(2)道	(3)道	(4)道	(5)道	(6)低	(7)セナサス番号
			把	音	道	道	道	道	音	音	把	音	道	道	道	道	音	音	把	音	道	道	道	道	音	音	把	音	道	道	道	道	音	音
			音	音	路	路	路	路	音	音	音	音	路	路	路	路	音	音	音	音	路	路	路	路	音	音	音	音	路	路	路	路	音	音
			音	音	種	種	種	種	音	音	音	音	種	種	種	種	音	音	音	音	種	種	種	種	音	音	音	音	種	種	種	種	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類	類	音	音
			音	音	類	類	類	類	音	音	音	音	類	類	類</th																			

表4-3 複数評価区間で重複計上の戸数再掲（評価重複再掲）

運賃区分間に該する情報												運賃区分間に該する情報											
1	2	3	4	5	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額				
都道府県	市区町村	区域番号	路線名	路線名	評価区間全体	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額				
一 通 用 番 号	都 市 市 町 村 コ ド	区 間 番 号	路線名	路線名	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額	評価支拂額				
36	17	201	2010-000003-1	1級幹線3号鹿児島大通り線	2010-001008-1	金沢市道小立野・笠舞線	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
36	17	201	2010-000106-1	金沢市道小立野・笠舞線	2010-000003-1	1級幹線3号鹿児島大通り線	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
37	17	201	2010-000901-1	足田・御船線	2010-01201-1	金沢市道北山間・中筋線	13	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	203	2010-010201-1	一般国道360号	2010-010009-1	足田・御船線	13	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	203	2010-010401-1	一般国道360号	2010-010401-1	足田・御船線	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2	17	203	2010-008004-1	一般国道360号	2010-010501-1	足田・御船線	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2	17	203	2010-010501-1	一般国道360号	2010-010501-4	足田・御船線	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3	17	203	2010-040801-1	一般国道360号	2010-040801-1	足田・御船線	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
4	17	203	2010-040801-1	主要地方道金美川小公線	2010-040801-1	足田・御船線	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5	17	203	2010-060101-1	一般県道小公根上線	2010-060101-1	足田・御船線	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	17	203	2010-060101-1	一般県道小公根上線	2010-010601-1	足田・御船線	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	204	2005-040802-2	主要地方道金美川小公線	2005-010709-3	足田・御船線	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	204	2005-040802-2	主要地方道金美川小公線	2005-040802-2	足田・御船線	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	205	2010-010501-1	一般県道山代線	2010-010501-1	足田・御船線	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	206	2010-010501-5	一般県道山代線	2010-010501-5	足田・御船線	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	207	2005-100902-2	一般国道415号	2005-010902-1	足田・御船線	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	210	2010-040902-2	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	210	2010-040902-1	北陸自動車道高岡IC	2010-040902-2	足田・御船線	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2	17	210	2010-040902-1	北陸自動車道高岡IC	2010-040902-2	足田・御船線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3	17	210	2010-040902-1	一般県道山代線	2010-040902-1	足田・御船線	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3	17	210	2010-040902-1	一般県道山代線	2010-040902-1	足田・御船線	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
4	17	210	2010-040902-1	一般県道山代線	2005-010902-2	足田・御船線	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
4	17	210	2010-040902-1	一般県道山代線	2010-040902-1	足田・御船線	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5	17	210	2010-040902-1	北陸自動車道高岡IC	2010-040902-2	足田・御船線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	17	210	2010-040902-4	一般県道山代線	2010-040902-3	足田・御船線	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	17	210	2010-040902-4	一般県道山代線	2010-040902-4	足田・御船線	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
7	17	210	2010-040902-6	一般県道山代線	2010-040902-6	足田・御船線	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
8	17	210	2010-040902-0	一般県道山代線	2010-040902-1	足田・御船線	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
9	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
9	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
10	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
11	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
12	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
13	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
14	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
14	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
15	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
16	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	25	24	0	0	1	1	14	0	0	0	0	0	0	0			
16	17	210	2010-040902-1	主要地方道金美川小公線	2010-040902-1	足田・御船線	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
19	17	210	2010-040902-3	主要地方道金美川小公線	2010-040902-3	足田・御船線	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
20	17	210	2010-040902-6	主要地方道金美川小公線	2010-040902-6	足田・御船線	7	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
21	17	210	2010-040902-6	主要地方道金美川小公線	2010-040902-6	足田・御船線	6	6	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
21	17	210	2010-040902-7	主要地方道金美川小公線	2010-040902-7	足田・御船線	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
22	17	210	2010-040902-7	主要地方道金美川小公線	2010-040902-7	足田・御船線	7	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	324	2010-040902-3	一般県道金美川小公線	2010-040902-3	足田・御船線	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
1	17	324	2010-040902-3	一般県道金美川小公線	2010-040902-3	足田・御船線	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			

3 騒音測定結果

騒音規制法第18条に基づき、平成24年度からは県および各市が自動車騒音の状況を監視している。

平成25年度の環境基準の評価に用いた騒音測定地点数は表5-1のとおりで、平成25年度に騒音測定を行った地点は表5-2のとおりである。また、これらの結果は表5-3から表5-5のとおりである。

表5-1 測定地点数及び測定機関

調査区分		高速自動車 国道	一般国道	県道	4車線以上 の市町道	計
	測定機関					
県	国土交通省		15			15
	県	2	26	45		73
市	金沢市		3	21	11	35
	七尾市		4	2		6
	小松市		1			1
	輪島市					0
	珠洲市					0
	加賀市		1	1		2
	羽咋市					0
	かほく市			2		2
	白山市	2	5	14		21
	能美市			6		6
野々市市			3	3		6
計		4	58	94	11	167

表5-2 平成25年度に騒音測定調査を実施した地点

No.	騒音測定 地点番号	測定地点の住所	No.	騒音測定 地点番号	測定地点の住所
1	202019	七尾市田鶴浜町ぬ11	12	210008	白山市三浦町40-2
2	202020	七尾市高田町井39-14	13	211002	能美市岩内町ヌ60番地7
3	202021	七尾市小島町へ72番地1	14	212004	野々市市三日市町408
4	203009	小松市軽海町ツ75-1	15	212005	野々市市新庄3丁目4
5	206003	加賀市百々町79	16	212006	野々市市新庄3丁目265
6	206004	加賀市大聖寺耳聞山町105	17	324002	能美郡川北町字山田先出12
7	209001	かほく市白尾ヌ62-1	18	361007	河北郡津幡町中須加
8	209002	かほく市森レ20	19	365008	河北郡内灘町字大学
9	210005	白山市松本町1963	20	386015	羽咋郡宝達志水町宿チ28
10	210006	白山市中島町ロ-110	21	407003	河北郡中能登町小金森
11	210007	白山市三幸町84	22	461002	鳳珠郡穴水町字大町ニ85

(参考)

① 表 5-3 のコード

1. 騒音測定地点番号	市区町村コードに、下 3 桁の枝番を設定																													
3. ローテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地点において毎年継続してモニタリングを行う定点観測区間 : 1 ・3~5 年のタイムスパンで長期的なモニタリングを行う準定点観測区間 : 2 ・騒音非観測区間であるが、例外的に実測を行った場合 : 3 																													
7. 用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種・第二種低層住居専用地域 : 1 ・第一種・第二種中高層住居専用地域 : 2 ・第一種・第二種住居地域、準住居地域 : 3 ・近隣商業地域、商業地域 : 4 ・準工業地域、工業地域 : 5 ・工業専用地域 : 6 ・地域の区分が定められていない地域 : 7 																													
9. 評価対象道路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(3) 道路種別</td> <td style="padding: 2px;">・国土開発幹線自動車道等（高速自動車国道） : 1</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・都市高速道路 : 2</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・一般国道 : 3</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・都道府県道（一般県道、主要地方道） : 4</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・4 車線以上の市町村道 : 5</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(4) 道路構造</td> <td style="padding: 2px;">・平面 : 1 高架 : 2 盛土 : 3</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・堀割 : 4 その他 : 5</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(5) 遮音壁等の有無</td> <td style="padding: 2px;">・遮音壁、環境施設帯なし : 0</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・遮音壁のみあり : 1</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・環境施設帯のみあり : 2</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・遮音壁、環境施設帯あり : 3</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(6) 低騒音舗装の有無</td> <td style="padding: 2px;">・低騒音舗装なし : 0</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・低騒音舗装あり : 1</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(7) センサス番号</td> <td style="padding: 2px;">・国土交通省「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス調査）」の年度、市町村コード、区間番号</td> </tr> </table>		(3) 道路種別	・国土開発幹線自動車道等（高速自動車国道） : 1		・都市高速道路 : 2		・一般国道 : 3		・都道府県道（一般県道、主要地方道） : 4		・4 車線以上の市町村道 : 5	(4) 道路構造	・平面 : 1 高架 : 2 盛土 : 3		・堀割 : 4 その他 : 5	(5) 遮音壁等の有無	・遮音壁、環境施設帯なし : 0		・遮音壁のみあり : 1		・環境施設帯のみあり : 2		・遮音壁、環境施設帯あり : 3	(6) 低騒音舗装の有無	・低騒音舗装なし : 0		・低騒音舗装あり : 1	(7) センサス番号	・国土交通省「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス調査）」の年度、市町村コード、区間番号
(3) 道路種別	・国土開発幹線自動車道等（高速自動車国道） : 1																													
	・都市高速道路 : 2																													
	・一般国道 : 3																													
	・都道府県道（一般県道、主要地方道） : 4																													
	・4 車線以上の市町村道 : 5																													
(4) 道路構造	・平面 : 1 高架 : 2 盛土 : 3																													
	・堀割 : 4 その他 : 5																													
(5) 遮音壁等の有無	・遮音壁、環境施設帯なし : 0																													
	・遮音壁のみあり : 1																													
	・環境施設帯のみあり : 2																													
	・遮音壁、環境施設帯あり : 3																													
(6) 低騒音舗装の有無	・低騒音舗装なし : 0																													
	・低騒音舗装あり : 1																													
(7) センサス番号	・国土交通省「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス調査）」の年度、市町村コード、区間番号																													
11. 車道端からの距離	・対象道路の車道端からマイクロホンまでの水平距離 (m)																													
12. 道路敷地境界からの距離	・対象道路の道路敷地境界からマイクロホンまでの水平距離 (m)																													
13. 地上からの高さ	・マイクロホンの地上面からの高さ (m)																													
16. 反射音補正	・反射音による補正を行った場合 : 1 行っていない場合 : 0																													
17. 除外音の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理を行わない : 0 ・騒音計のポーズボタン等により現場での除外処理 : 1 ・騒音レベル瞬時値の波形等を確認の上、パソコン等により事後処理 : 2 ・携帯型騒音モニタ等を用いて録音し、事後処理 : 3 ・騒音時間区分毎の LA5、Lmax 等から事後処理 : 4 																													
18. 測定機器	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音計単体+表示部読み取り : 1 ・騒音計単体+専用プリンタ出力 : 2 ・騒音計単体+データ転送（パソコン処理） : 3 ・騒音計+レベル処理機+専用プリンタ出力 : 4 ・騒音計+レベル処理機+データ転送（パソコン処理） : 5 ・騒音計+レベルレコーダー+チャート読み取り : 6 ・騒音計+レベルレコーダー+データ転送（パソコン処理） : 7 ・その他 : 8 <p style="text-align: center;">(注) データ転送（パソコン処理）にはメモリーカード等も含む。</p>																													
19. 測定方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">左 棚</th> <th style="width: 50%;">右 棚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">連続測定の場合 : 1</td> <td style="text-align: right;">騒音レベル瞬時値 : 1 騒音レベル 1 分間値 : 2 騒音レベル 10 分間値 : 3 その他 : 4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1 観測時間の特定の時間のみを測定した場合 : 2</td> <td style="text-align: right;">実測時間 (分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">単発騒音暴露レベルから等価騒音レベルを算出した場合 : 3</td> <td style="text-align: right;">1 車線あたりの観測台数</td> </tr> </tbody> </table>		左 棚	右 棚	連続測定の場合 : 1	騒音レベル瞬時値 : 1 騒音レベル 1 分間値 : 2 騒音レベル 10 分間値 : 3 その他 : 4	1 観測時間の特定の時間のみを測定した場合 : 2	実測時間 (分)	単発騒音暴露レベルから等価騒音レベルを算出した場合 : 3	1 車線あたりの観測台数																				
左 棚	右 棚																													
連続測定の場合 : 1	騒音レベル瞬時値 : 1 騒音レベル 1 分間値 : 2 騒音レベル 10 分間値 : 3 その他 : 4																													
1 観測時間の特定の時間のみを測定した場合 : 2	実測時間 (分)																													
単発騒音暴露レベルから等価騒音レベルを算出した場合 : 3	1 車線あたりの観測台数																													
20. 実施主体	・都道府県 : 1、市区町村 : 2、国 : 3																													
参考欄	残留騒音レベル	<p>残留騒音レベルは、次の分類と「昼間」と「夜間」の設定値 (dB) を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍の一般地域における L_{Aed} を残留騒音レベルとする場合 : 1 ・背後地騒音測定結果における L_{A95} を残留騒音レベルとする場合 : 2 ・その他の方法で残留騒音レベルを設定する場合 : 3 <p>(注) * は、当該測定日において残留騒音を測定していないため、過去の調査において測定した残留騒音若しくは近隣の残留騒音であることを示す</p>																												
	当該センサス区間の当初評価年度	・騒音測定した区間にについて面的評価を初めて行った年度																												

② 表 5-4 のコード
表 5-3 と同じ

③ 表 5-5 のコード
表 5-3 と同じ

表5-3 環境基準の評価に用いた騒音測定結果

測定箇所に関するデータ	対象道路に関するデータ	測定結果・方法等に関するデータ																																				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																		
騒音測定地点番号	評価区間番号	口一 テー シヨ ン	都 道 府 県 コ ード	市 町 村 コ ード	測定地点の住所		用 途 地 域	環 境 基 準 類 型	評価対象道路①						評価対象道路②						車 線 數 合 計	測 定 年 度	測定開始年月日	測定終了年月日	車道端からの距離 (m)	の道 路 距 離 地 上 か ら の 高 さ (m)	等 価 騒 音 レ ベ ル (dB)	騒 音 レ ベ ル 中 央 値 (dB)	反 射 音 補 正	除 外 音 の 処 理	測 定 機 器	測 定 方 法	実 施 主 体	測定機関				
									(1)路線名	(2)(3)(4)(5)(6) 車 線 數 道 路 種 別	(2)(3)(4)(5)(6) 道 路 構 造	(2)(3)(4)(5)(6) 遮 音 壁 等 の 有 無	(7)センサス番号	(1)路線名	(2)(3)(4)(5)(6) 車 線 數 道 路 種 別	(2)(3)(4)(5)(6) 道 路 構 造	(7)センサス番号																					
									年度	市町村 コード	区間 番号	年度	市町村 コード	区間 番号	年度	市町村 コード	区間 番号	年度	市町村 コード	区間 番号																		
201001	2010-100003-1	10	17	201	金沢市菊川2丁目27		4	C	1級幹線3号犀川大通り線	4	5	1	0	0							4	2002	H14.10.8	H14.10.9	4.8	-0.3	1.2	69	63	65	49	0	2	3	2	20	2	金沢市
201002	2010-100006-1	10	17	201	金沢市泉野町1丁目17		2	A	1級幹線6号十一屋・有松線	4	5	1	0	0							4	2012	H24.11.16	H24.11.17	2.0	0.0	1.2	69	62	61	45	0	2	3	2	10	2	金沢市
201003	2010-100013-1	10	17	201	金沢市入江		3	B	1級幹線13号中橋・八日市線	4	5	1	0	0							4	2010	H22.10.21	H22.10.22	9.0	0.0	1.5	68	63	66	49	0	3	3	1	1	1	金沢市
201004	2010-41560-1	10	17	201	金沢市西念2丁目3		4	C	主要地方道金沢田鶴浜線	6	4	1	0	0	2010	201	41560				6	2010	H22.10.7	H22.10.8	4.6	0.6	1.5	70	64	63	50	0	3	3	1	1	1	金沢市
201005	2010-40320-1	10	17	201	金沢市近岡町		5	C	主要地方道松任宇ノ気線	4	4	1	0	0	2010	201	40320				4	2012	H24.10.18	H24.10.19	19.9	0.0	1.5	60	57	59	55	0	3	3	1	1	1	金沢市
201006	2010-41570-1	10	17	201	金沢市戸水		4	C	主要地方道金沢田鶴浜線	6	4	1	0	0	2010	201	41570				6	2010	H22.11.5	H22.11.6	9.8	6.0	1.5	66	60	41	0	3	3	1	1	1	金沢市	
201007	2010-60640-1	10	17	201	金沢市浅野本町2丁目5		4	C	一般県道金沢停車場北線	4	4	1	0	0	2010	201	60640				4	2008	H20.10.16	H20.10.17	14.3	6.6	1.4	62	55	46	0	3	2	1	1	1	金沢市	
201008	2010-61140-1	10	17	201	金沢市浅野本町		5	C	一般県道向粟崎安江線	4	4	1	0	0	2010	201	61140				4	2008	H20.11.4	H20.11.5	1.9	0.0	1.2	70	63	66	43	0	4	2	10	3	金沢市	
201009	2010-62120-1	10	17	201	金沢市直江町		5	C	一般県道近岡諸江線	4	4	1	0	0	2010	201	62120				4	2009	H21.9.24	H21.9.25	3.5	1.0	1.6	63	59	56	46	0	3	3	1	1	1	金沢市
201010	2010-41210-2	10	17	201	金沢市泉野町3丁目1		3	B	主要地方道金沢鶴来線	2	4	1	0	0	2010	201	41210				2	2008	H20.10.20	H20.10.21	14.8	0.0	1.2	61	57	60	52	0	1	4	2	10	3	金沢市
201011	2010-60430-2	10	17	201	金沢市寺町3丁目2		4	C	一般県道別所野町線	4	4	1	0	0	2010	201	60430				4	2011	H23.9.26	H23.9.27	13.9	0.0	1.2	67	61	64	55	0	3	3	1	1	1	金沢市
201101	2010-100001-1	5	17	201	金沢市元町2丁目11		3	B	市道森山・小橋線	4	5	1	0	0							4	2010	H22.10.6	H22.10.7	4.2	0.0	1.2	70	66	63	49	0	2	3	2	10	1	金沢市
201102	2010-100002-1	5	17	201	金沢市彦三町1丁目15		4	C	市道武蔵・森山線	4	5	1	0	0							4	2009	H21.10.14	H21.10.15	26.1	0.0	1.2	61	56	59	50	0	1	4	2	10	1	金沢市
201103	2010-10450-1	5	17	201	金沢市大手町10		4	C	一般国道159号	4	3	1	0	0	2010	201	10450				4	2010	H22.10.20	H22.10.21	2.5	0.0	1.2	67	61	63	51	0	2	3	2	10	1	金沢市
201104	2010-100042-1	5	17	201	金沢市西金沢		3	B	玉鉢・西金沢線	4	5	1	0	0							4	2010	H23.2.14	H23.2.15	6.2	0.0	1.2	59	47	49	42	0	2	3	2	10	1	金沢市
201105	2010-100114-1	5	17	201	金沢市若宮		5	C	二口・若宮線	4	5	1	0	0							4	2012	H25.3.12	H25.3.13	7.4	0.0	1.2	66	57	49	0	0	1	1	1	1	金沢市	
201106	2010-100090-1	5	17	201	金沢市西念2丁目19		4	C	疋田・御経塚線	4	5	1	0	0							4	2012	H24.10.16	H24.10.17	3.3	0.0	1.2	69	64	61	40	0	3	3	1	1	1	金沢市
201107	2010-40460-2	5	17	201	金沢市本町1丁目1		4	C	主要地方道金沢停車場線	4	4	1	0	0	2010	201	40460				4	2011	H23.10.3	H23.10.4	2.0	0.0	1.2	60	49	50	37	0	3	3	1	1	1	金沢市
201108	2010-40480-1	5	17	201	金沢市畠田西		5	C	主要地方道金沢港線	4	4	1	0	0	2010	201	40480				4	2011	H23.10.23	H23.10.24	3.5	0.9	2.3	65	60	44	0	3	3	1	1	1	金沢市	
201109	2010-40490-1	5	17	201	金沢市長田2丁目23		4	C	主要地方道金沢港線	6	4	1	0	0	2010	201	40490				6	2010	H22.															

測定箇所に関するデータ								対象道路に関するデータ										測定結果・方法等に関するデータ																					
1	2	3	4	5	6	7	8	9										10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21										
騒音測定地点番号	評価区間番号	口一テーション	都道府県コード	市町村コード	測定地点の住所	用途地域	環境基準類型	評価対象道路①					評価対象道路②					車線数合計	測定年度	測定開始年月日	測定終了年月日	車道端からの距離(m)	の道路敷地境界から地上からの高さ(m)	等価騒音レベル中央値(dB)		騒音レベル中央値(dB)		反射音補正	測定機器	測定方法	実施主体	測定機関							
								(1)路線名	(2)(3)車道路種別	(4)道路構造	(5)遮音壁等の有無	(6)低騒音舗装の有無	(7)センサス番号	(1)路線名	(2)(3)車道路種別	(4)道路構造	(5)遮音壁等の有無	(6)低騒音舗装の有無	(7)センサス番号																				
								年度	市町村コード	区間番号	年度	市町村コード	区間番号	年度	市町村コード	区間番号	年度	市町村コード	区間番号	年度	市町村コード	区間番号	昼間	夜間	昼間	夜間													
203015	2010-41390-1	2	17	203	小松市一針町ト61	3	B	主要地方道寺畠小松線	4	4	1	0	0	2010	203	41390						4	2002	H14.10.3	H14.10.4	3.5	1.0	1.6	68	59	61	44	0	3	3	1	1	県	
203016	2010-41400-1	2	17	203	小松市平面町ア69	5	C	主要地方道寺畠小松線	4	4	1	0	0	2010	203	41400						4	2009	H21.10.28	H21.10.29	7.1	1.5	1.5	64	57	59	50	0	3	3	1	1	県	
203017	2010-60010-1	2	17	203	小松市大川町	3	B	一般県道小松根上線	2	4	1	0	0	2010	203	60010						2	2011	H23.10.26	H23.10.27	1.6	0.0	1.2	69	64	65	45	0	2	3	2	10	2	県
203018	2010-60450-3	2	17	203	小松市串町267-1	7	X	一般県道串加賀線	2	4	1	0	0	2010	203	60450						2	2010	H22.10.18	H22.10.19	11.7	11.7	1.5	64	56	59	46	0	3	3	1	1	県	
204001	2005-1079-3	2	17	204	輪島市河井町6-21-5	7	C	一般国道249号	2	3	1	0	1	2005	204	1079						2	2010	H22.10.13	H22.10.14	4.6	0.0	1.5	64	55	53	43	0	3	3	1	1	県	
204004	2005-1082-3	2	17	204	輪島市門前町 黒島町	7	X	一般国道249号	2	3	1	0	0	2005	204	1082						2	2011	H23.10.6	H23.10.7	2.4	0.0	1.5	65	65	63	65	0	3	3	1	3	県	
204003	2005-4008-2	2	17	204	輪島市杉平町1-4	7	C	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	1	2005	204	4008						2	2010	H22.9.29	H22.9.30	3.8	2.0	1.7	64	55	55	35	0	3	3	1	1	県	
205001	2005-1073-1	2	17	205	珠洲市宝立町 金峰寺	7	C	一般国道249号	2	3	1	0	0	2005	205	1073						2	2009	H21.10.28	H21.10.29	4.0	1.0	1.8	60	49	47	35	0	3	3	1	1	県	
206001	2010-41120-2	5	17	206	加賀市潮津町ウ106-1	3	B	主要地方道山中伊切線	2	4	1	0	0	2010	206	41120						2	2012	H24.11.21	H24.11.22	4.1	0.0	1.2	66	58	60	40	0	0	1	1	2	県	
206002	2010-60570-1	5	17	206	加賀市山代温泉山背台2丁目2-1	5	C	一般県道水丸黒瀬線	2	4	1	0	0	2010	206	60570						2	2012	H24.11.21	H24.11.22	1.3	0.0	1.2	66	60	58	49	0	0	1	1	2	県	
206003	2010-10170-1	2	17	206	加賀市百々町79	5	C	一般国道8号	4	3	3	0	1	2010	206	10170						4	2013	H25.10.17	H25.10.18	11.0	0.0	1.2	58	58	55	50	0	0	1	1	2	加賀市	
206004	2010-40550-1	2	17	206	加賀市大聖寺 耳聞山町105	3	B	主要地方道橋立港線	2	4	1	0	0	2010	206	40550						2	2013	H25.10.17	H25.10.18	1.9	0.0	1.2	69	62	63	40	0	0	1	1	2	加賀市	
206005	2010-1096-2	5	17	206	加賀市南郷町ワ135	7	X	一般国道305号	2	3	1	0	0	2005	206	1096						2	2009	H21.11.5	H21.11.6	2.5	0.0	1.2	65	55	59	41	0	2	3	2	10	2	県
206006	2010-6032-1	5	17	206	加賀市山代温泉北部3-70	3	B	一般県道片山津山代線	2	4	1	0	0	2005	206	6032						2	2011	H23.9.28	H23.9.29	4.6	2.0	1.5	64	59	61	42	0	3	3	1	1	県	
206007	2010-1024-1	5	17	206	加賀市白鳥町10	3	B	一般国道8号	4	3	1	0	0	2005	206	1024						4	2009	H21.10.28	H21.10.29	12.0	0.0	1.2	69	67	64	56	0	1	4	2	10	3	国土交通省
206008	2010-6031-7	5	17	206	加賀市作見町ホ10-1	3	B	一般県道片山津山代線	2	4	1	0	1	2005	206	6031						2	2011	H23.9.26	H23.9.27	4.6	1.0	1.5	64	59	62	47	0	3	3	1	1	県	
206009	2010-6160-2	5	17	206	加賀市作見町リ24	4	C	一般県道加賀温泉停車場線	4	4	1	0	0	2005	206	6160						4	2011	H23.10.19	H23.10.20	11.0	9.0	1.5	61	56	59	48	0	3	3	1	1	県	
206010	2005-1627-3	5	17	203	小松市串町267-1	7	X	一般県道串加賀線	2	4	1	0	0	2005	203	16027						2	2010	H22.10.18	H22.10.19	11.7	11.7	1.5	64	56	59	46	0	3	3	1	1	県	
207																																							

測定箇所に関するデータ										対象道路に関するデータ										測定結果・方法等に関するデータ																		
1	2	3	4	5	6	7	8	9										10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21									
騒音測定地点番号	評価区間番号	ロードコード	都道府県コード	市町村コード	測定地点の住所	用途地域	環境基準類型	評価対象道路①					評価対象道路②					車線数合計	測定年度	測定開始年月日	測定終了年月日	車道端からの距離(m)	の道路敷地境界から地上からの高さ(m)	等価騒音レベル中央値(dB)		騒音レベル中央値(dB)		反射音補正	測定機器	測定方法	実施主体	測定機関						
								(1)路線名	(2)(3)車道路種別	(4)道路構造	(5)遮音壁等の有無	(6)低騒音舗装の有無	(7)センサス番号	(1)路線名	(2)(3)車道路種別	(4)道路構造	(5)遮音壁等の有無	(6)低騒音舗装の有無	(7)センサス番号																			
								年度	市町村コード	区間番号	年度	市町村コード	区間番号	年度	市町村コード	区間番号	年度	市町村コード	区間番号	年度	市町村コード	区間番号	昼間	夜間	昼間	夜間												
344020	2005-1009-1	2	17	212	野々市市御経塚3丁目8	5	C	一般国道8号	5	3	1	0	0	2005	201	1009						5	2011	H24.2.7	H24.2.8	3.5	0.0	1.2	72	71	70	64	0	2	3	2	10	1 国土交通省
344021	2005-1010-3	1	17	212	野々市市字三日市町408	5	C	一般国道8号	4	3	1	0	1	2005	344	1010						4	2011	H24.2.7	H24.2.8	4.0	0.0	1.2	73	71	70	64	0	2	3	2	10	1 国土交通省
212004	2010-10080-1	2	17	212	野々市市三日市町408	5	C	一般国道8号	4	3	1	0	1	2010	212	10080						4	2013	H25.9.26	H25.9.27	4.7	0.0	1.2	74	71	72	64	0	0	1	1	2 野々市市	
212005	2010-40620-1	2	17	212	野々市市新庄3丁目4	3	B	主要地方道金沢小松線	4	4	1	0	1	2010	212	40620						4	2013	H25.9.24	H25.9.25	4.2	0.0	1.2	68	63	62	50	0	0	1	1	2 野々市市	
212006	2010-40630-1	2	17	212	野々市市新庄3丁目265	3	B	主要地方道金沢小松線	4	4	1	0	1	2010	212	40630						4	2013	H25.9.10	H25.9.10	7.2	0.0	1.2	68	63	65	51	0	0	1	1	2 野々市市	
344010	2005-6067-3	2	17	212	野々市市矢作2丁目128-1	5	C	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	1	2005	344	6067						2	2009	H21.10.13	H21.10.14	3.5	2.0	1.4	67	62	63	49	0	3	3	1	1 県	
344011	2005-6068-1	2	17	212	野々市市新庄4丁目48	3	B	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	0	2005	344	6068						2	2009	H21.11.26	H21.11.27	1.9	0.4	1.6	66	63	62	48	0	3	3	1	1 県	
344019	2005-6077-1	2	17	212	野々市市粟田4-97	3	B	一般県道額谷三浦線	4	4	1	0	1	2005	344	6077						4	2010	H22.11.4	H22.11.5	4.9	2.0	1.4	61	53	56	44	0	3	3	1	1 県	
344012	2005-6080-1	2	17	212	野々市市本町2丁目1-1	4	C	一般県道窪野々市線	2	4	1	0	0	2005	344	6080						2	2010	H22.10.18	H22.10.19	6.3	0.9	1.4	62	57	60	47	0	3	3	1	1 県	
344022	2005-6081-3	2	17	212	野々市市野代3丁目129	3	B	一般県道宮永横川町線	2	4	1	0	0	2005	344	6081						2	2011	H24.1.17	H24.1.18	2.5	0.0	1.2	65	57	60	44	0	2	3	2	10	1 県
344018	2005-16083-1	2	17	212	野々市市御経塚2-332	3	B	一般県道倉部金沢線	4	4	1	0	1	2005	344	16083						4	2010	H22.10.14	H22.10.15	4.7	1.2	1.4	67	64	63	55	0	3	3	1	1 県	
210012	2010-40650-1	2	17	324	白山市中ノ郷町9-1	7	B	主要地方道金沢小松線	2	4	3	0	0	2010	324	40650						2	2002	H14.10.8	H14.10.9	4.8	-0.3	1.2	69	63	65	49	0	2	3	2	20	1 県
211005	2010-60620-1	2	17	324	能美市三道山町ト31	3	B	一般県道松任寺井線	2	4	1	0	0	2010	324	60620						2	2012	H24.11.16	H24.11.17	2.0	0.0	1.2	69	62	61	45	0	2	3	2	10	2 能美市
324002	2010-60040-4	2	17	324	能美郡川北町字山田先出12	7	B	一般県道鶴来水島美川線	4	4	1	0	0	2010	324	60040						4	2013	H25.10.31	H25.11.1	9.0	0.0	1.5	64	57	57	45	0	2	3	1	1 県	
324004	2010-60820-2	2	17	324	能美郡川北町字田子島120-1	7	B	一般県道草深木呂場美川線	2	4	1	0	0	2010	324	60820						2	2010	H22.10.7	H22.10.8	4.6	0.6	1.5	70	64	63	50	0	3	3	1	1 県	
324006	2010-10110-2	2	17	324	能美郡川北町字朝日レ47	7	C	一般国道8号	4	3	3	0	0	2010	324	10110						4	2012	H24.10.18	H24.10.19	19.9	0.0	1.5	60	57	59	55	0	3	3	1	1 県	
324007	2010-60830-1	2	17	324	能美郡川北町字橋226	7	C	一般県道草深木呂場美川線	2	4	1	0	0	2010	324	60830						2	2010	H22.11.5	H22.11.6	9.8	6.0	1.5	66	60	60	41	0	3	3	1	1 県	
209008	2010-41610-1	2	17	386	かほく市高松(上北町)ソ50	3	C	主要地方道金沢田鶴浜線	4	4	1	0	0	2010	386	41610						4	2008	H20.10.16	H20.10.17	14.3	6.6	1.4	62	55	59	46	0	3	3	1	1 県	
209013	2010-10390-1	2																																				

表5-4 交通量調査結果

騒音測定地点番号	評価区間番号	都道府県コード	市区町村コード	対象道路						交通条件観測時刻	10分間交通量						騒音測定の反対側の車線	当該時間レベルの等価騒音								
				(1)路線名	(2)車線数	(3)道路種別	(4)道路構造	(5)遮音壁等の有無	(6)低騒音舗装の有無		(7)センサス番号			騒音測定側の車線												
											年度	市区町村コード	区間番号	大型I		大型II		小型		二輪						
														大型I	大型II	小型	二輪	大型I	大型II	小型	二輪					
1001	2010-10070-1	17	201	一般国道8号	4	3	1	0	1	2010	201	10070	11:00	16	55	347	1	30	30	295	0	11:00	48.0	46.0	74	
1001	2010-10070-1	17	201	一般国道8号	4	3	1	0	1	2010	201	10070	17:00	8	24	426	0	7	22	405	0	17:00	41.0	38.0	73	
1001	2010-10070-1	17	201	一般国道8号	4	3	1	0	1	2010	201	10070	22:00	5	8	198	3	12	7	195	0	22:00	68.0	66.0	73	
1001	2010-10070-1	17	201	一般国道8号	4	3	1	0	1	2010	201	10070	23:50	8	13	68	1	6	6	96	1	23:50	67.0	68.0	71	
1002	2010-40590-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40590	0:50	0	1	22	2	0	0	19	2	0:50	62.0	63.0	60
1002	2010-40590-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40590	11:40	5	11	154	1	11	5	146	2	11:40	43.0	45.0	68
1002	2010-40590-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40590	15:30	10	5	182	2	5	2	204	0	15:30	44.0	41.0	68
1002	2010-40590-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40590	23:40	1	3	43	1	0	2	48	1	23:40	58.0	59.0	61
1003	2010-40600-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40600	0:30	1	1	21	0	0	0	21	1	0:30	62.0	64.0	61
1003	2010-40600-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40600	12:00	3	3	173	2	6	6	129	1	12:00	56.0	54.0	69
1003	2010-40600-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40600	16:00	2	4	203	1	6	10	226	2	16:00	51.0	55.0	70
1003	2010-40600-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40600	23:20	1	0	36	0	1	45	1	23:20	64.0	66.0	64	
1004	2010-40610-3	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40610	0:10	0	0	32	4	1	1	25	0	0:10	65.0	64.0	61
1004	2010-40610-3	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40610	12:30	2	3	174	0	2	5	164	0	12:30	53.0	52.0	66
1004	2010-40610-3	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40610	16:20	8	4	208	2	5	4	175	3	16:20	54.0	50.0	66
1004	2010-40610-3	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40610	23:00	0	0	51	0	0	2	61	0	23:00	63.0	65.0	62
1005	2010-40620-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40620	0:50	0	1	8	0	2	0	16	0	0:50	66.0	65.0	61
1005	2010-40620-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40620	11:20	8	13	165	0	10	6	149	0	11:20	63.0	65.0	69
1005	2010-40620-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40620	15:50	12	10	223	2	6	5	187	0	15:50	61.0	63.0	69
1005	2010-40620-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40620	22:40	0	0	50	1	2	0	58	0	22:40	65.0	67.0	66
1006	2010-40700-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40700	0:30	0	0	19	0	0	1	20	0	0:30	50.0	53.0	59
1006	2010-40700-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40700	11:00	2	2	130	0	0	4	148	0	11:00	44.0	45.0	64
1006	2010-40700-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40700	16:10	2	5	103	2	0	5	136	0	16:10	43.0	43.0	63
1006	2010-40700-1	17	201	主要地方道金沢小松線	4	4	1	1	0	1	2010	201	40700	23:20	0	0	52	0	0	31	0	23:20	48.0	49.0	61	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:00	0	0	4	0	0	0	2	0	0:00	76.0	83.1	60	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:01	0	0	2	0	0	0	1	0	0:01	72.3	66.7	58	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:20	0	0	2	0	0	0	1	0	0:20	81.1	65.6	59	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:30	0	1	2	0	0	0	2	0	0:30	57.9	65.5	60	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:40	0	0	1	0	1	1	3	0	0:40	59.2	55.7	60	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:50	0	1	4	0	0	1	7	0	0:50	56.1	51.0	63	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:60	1	3	12	0	1	0	19	0	0:60	54.0	59.1	69	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:70	2	5	50	0	3	5	61	0	0:70	55.3	51.1	72	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:70	2	5	50	0	3	5	61	0	0:70	55.3	51.1	72	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:80	3	3	37	0	4	4	4	51	0	0:80	50.5	53.1	71
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	0:90	2	4	26	0	2	3	36	0	0:90	57.7	55.5	69	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	1:00	1	5	32	0	2	3	35	0	10:00	55.6	51.7	69	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	1:10	1	2	34	1	2	2	32	0	11:00	55.5	51.3	68	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	1:20	1	2	31	0	2	3	30	0	12:00	55.0	55.8	69	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	1:30	2	4	37	0	3	6	33	0	13:00	54.7	53.7	70	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	1:40	1	4	29	0	1	4	36	1	14:00	54.2	49.1	68	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	1:50	2	3	36	0	2	2	32	0	15:00	58.0	48.0	69	
202019	2010-10530-2	17	202	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	202	10530	1:50	0	0	5	0	0	4	0	23:00	70.8	63.2	61		
202020	2010-10840-1	17	202	一般国道249号	2	3	3	0	0	2010	202	10840	0:00	0	0	2	0	0	3	0	0:00	72.7	75.0	55		
202020	2010-10840-1	17	202	一般国道249号	2	3	3	0	0	2010	202	10840	0:01	0	1	3	0	0	0	1	0	0:01	78.0	76.6	54	
202020	2010-10840-1	17	202	一般国道249号	2	3	3	0	0	2010	202	10840	0:02	0	0	1	0	0	1	1	0	0:02	80.2	73.2	53	
202020	2010-10840-1</td																									

騒音測定地点番号	評価区間番号	都道府県コード	市区町村コード	対象道路								交通条件観測時刻	10分間交通量								平均走行速度	当該時間の等価騒音			
				(1)路線名	(2)車線数	(3)道路種別	(4)構造	(5)壁等の有無	(6)低騒音舗装の有無	(7)センサス番号				年度	市区町村コード	区間番号	騒音測定側の車線				平均走行速度	当該時間の等価騒音			
										大型I	大型II	小型	二輪				大型I	大型II	小型	二輪					
										年度	市区町村コード	区間番号	年	月	日	時	分	秒	時	分	秒	時	分		
202021	2010-40100-1	17	202	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2010	202	40100	16:00	1	2	62	0	1	2	60	1	16:00	53.4	52.2	62
202021	2010-40100-1	17	202	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2010	202	40100	17:00	1	1	85	1	1	1	78	0	17:00	50.7	51.5	64
202021	2010-40100-1	17	202	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2010	202	40100	18:00	0	1	60	0	0	1	58	0	18:00	50.9	52.6	62
202021	2010-40100-1	17	202	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2010	202	40100	19:00	1	1	44	0	0	0	43	0	19:00	50.4	50.9	61
202021	2010-40100-1	17	202	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2010	202	40100	20:00	0	0	29	1	0	0	27	0	20:00	53.3	52.1	59
202021	2010-40100-1	17	202	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2010	202	40100	21:00	0	0	19	0	0	0	16	0	21:00	51.6	48.8	58
202021	2010-40100-1	17	202	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2010	202	40100	22:00	0	0	17	0	0	0	12	0	22:00	51.8	50.9	57
202021	2010-40100-1	17	202	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2010	202	40100	23:00	0	0	8	0	0	0	7	0	23:00	54.7	53.1	55
203001	2010-60-1	17	203	北陸自動車道	4	1	3	0	1	2010	203	60	4:00	30	X	111	0	30	X	4	0	4:00	99.0	94.0	63
203001	2010-60-1	17	203	北陸自動車道	4	1	3	0	1	2010	203	60	8:00	42	X	179	0	35	X	155	0	8:00	90.0	87.0	68
203001	2010-60-1	17	203	北陸自動車道	4	1	3	0	1	2010	203	60	17:00	29	X	169	0	29	X	197	0	17:00	93.0	89.0	66
203001	2010-60-1	17	203	北陸自動車道	4	1	3	0	1	2010	203	60	22:00	44	X	33	0	25	X	31	0	22:00	96.0	95.0	63
203002	2010-70-2	17	203	北陸自動車道	4	1	3	0	0	2010	203	70	10:10	51	10	134	0	22	8	98	0	10:20	82.0	96.0	67
203002	2010-70-2	17	203	北陸自動車道	4	1	3	0	0	2010	203	70	16:00	21	6	99	0	17	11	115	0	16:10	87.0	95.0	67
203002	2010-70-2	17	203	北陸自動車道	4	1	3	0	0	2010	203	70	22:00	36	5	12	0	24	6	19	0	22:10	104.0	91.0	67
203002	2010-70-2	17	203	北陸自動車道	4	1	3	0	0	2010	203	70	23:00	30	5	14	0	21	2	20	0	23:10	105.0	90.0	66
203003	2010-10120-1	17	203	一般国道8号	2	3	3	0	0	2010	203	10120	10:00	30	22	72	0	6	25	85	0	10:00	68.0	62.0	58
203003	2010-10120-1	17	203	一般国道8号	2	3	3	0	0	2010	203	10120	15:00	17	17	86	0	10	22	83	0	15:00	70.0	66.0	58
203004	2010-10880-3	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10880	1:00	1	1	20	0	2	1	16	0	1:00	68.0	70.0	67
203004	2010-10880-3	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10880	22:00	0	2	83	0	2	0	63	0	22:00	56.0	70.0	70
203005	2010-10890-1	17	203	一般国道305号	4	3	1	0	1	2010	203	10890	1:00	0	1	16	0	1	1	25	0	1:00	60.0	51.0	67
203005	2010-10890-1	17	203	一般国道305号	4	3	1	0	1	2010	203	10890	11:00	7	9	152	0	5	21	134	0	11:00	38.0	43.0	72
203005	2010-10890-1	17	203	一般国道305号	4	3	1	0	1	2010	203	10890	15:00	4	7	135	1	1	5	122	1	15:00	39.0	42.0	71
203005	2010-10890-1	17	203	一般国道305号	4	3	1	0	1	2010	203	10890	23:00	0	2	36	0	1	0	56	0	23:00	61.0	61.0	71
203006	2010-10900-2	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10900	2:00	0	2	10	0	3	1	7	0	2:00	64.0	64.0	65
203006	2010-10900-2	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10900	10:00	2	17	54	0	4	19	80	0	10:00	52.0	52.0	71
203006	2010-10900-2	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10900	14:00	1	8	85	1	2	5	82	2	14:00	63.0	63.0	71
203006	2010-10900-2	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10900	22:00	1	0	37	0	0	0	34	1	22:00	61.0	61.0	68
203007	2010-10900-3	17	203	一般国道305号	4	3	1	0	1	2010	203	10900	1:00	0	3	26	0	0	3	26	0	1:00	66.0	75.0	61
203007	2010-10900-3	17	203	一般国道305号	4	3	1	0	1	2010	203	10900	10:00	8	16	140	1	6	17	106	1	10:00	47.0	59.0	70
203007	2010-10900-3	17	203	一般国道305号	4	3	1	0	1	2010	203	10900	14:00	1	8	120	1	0	15	134	0	14:00	44.0	51.0	68
203007	2010-10900-3	17	203	一般国道305号	4	3	1	0	1	2010	203	10900	22:00	1	1	64	0	1	0	72	0	22:00	65.0	62.0	66
203008	2010-10910-1	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10910	0:00	2	0	28	0	1	2	27	0	0:00	63.0	67.0	69
203008	2010-10910-1	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10910	3:00	3	0	17	0	2	0	10	0	3:00	66.0	59.0	60
203008	2010-10910-1	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10910	10:00	2	5	58	0	3	13	69	0	10:00	56.0	49.0	71
203008	2010-10910-1	17	203	一般国道305号	2	3	1	0	1	2010	203	10910	14:00	0	3	76	0	3	5	89	0	14:00	60.0	60.0	71
203009	2010-11040-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	0	2010	203	11040	4:00	0	X	9	0	0	X	3	0	4:00	55.0	56.0	53
203009	2010-11040-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	0	2010	203	11040	8:00	6	X	177	0	8	X	117	0	8:00	52.0	50.0	68
203009	2010-11040-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	0	2010	203	11040	17:00	2	X	149	0	5	X	90	0	17:00	52.0	52.0	67
203009	2010-11040-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	0	2010	203	11040	22:00	0	X	56	0	0	X	74	0	22:00	52.0	57.0	63
203010	2010-11050-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	1	2010	203	11050	10:00	3	3	91	0	2	5	90	0	10:00	56.4	51.1	68
203010	2010-11050-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	0	2010	203	11050	15:00	5	2	97	1	0	4	71	1	15:00	56.7	50.4	67
203010	2010-11050-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	0	2010	203	11050	22:00	0	0	38	0	0	0	29	0	22:00	74.1	53.5	64
203011	2010-11060-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	0	2010	203	11060	10:00	2	6	71	0	2	5	80	1	10:00	35.0	49.0	60
203011	2010-11060-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	0	2010	203	11060	22:00	0	0	30	1	1	0	23	0	22:00	43.0	54.0	55
203011	2010-11060-1	17	203	一般国道360号	4	3	1	0	0	2010	203	11060	23:00	0	0	8	0	0	0	12</					

騒音測定地点番号	評価区間番号	都道府県コード	市区町村コード	対象道路								交通条件観測時刻	10分間交通量								当該時間帯の等価騒音					
				(1)路線名	(2)車線数	(3)道路種別	(4)構造	(5)遮音壁等の有無	(6)低騒音舗装の有無	(7)センサス番号																
										大型I	大型II		小型	二輪	大型I	大型II	小型	二輪								
										年度	市区町村コード		区間番号	年度	市区町村コード	区間番号	年度	市区町村コード	区間番号							
205001	2005-1073-1	17	205	一般国道249号	2	3	1	0	0	2005	205	1073	22:54	0	0	3	0	0	3	0	22:54	58.0	43.0	52		
206003	2010-10170-1	17	206	一般国道8号	4	3	3	0	1	2010	206	10170	05:00	16	15	6	0	10	13	7	0	05:00	80.1	83.4	59	
206003	2010-10170-1	17	206	一般国道8号	4	3	3	0	1	2010	206	10170	07:00	15	5	90	1	11	6	55	0	07:00	80.5	82.6	59	
206003	2010-10170-1	17	206	一般国道8号	4	3	3	0	1	2010	206	10170	18:00	9	6	92	1	9	8	49	1	18:00	80.7	73.1	59	
206003	2010-10170-1	17	206	一般国道8号	4	3	3	0	1	2010	206	10170	22:00	18	1	23	1	16	1	28	1	22:00	77.5	70.0	58	
206004	2010-40550-1	17	206	主要地方道橋立港線	2	4	1	0	0	2010	206	40550	03:00	1	0	1	0	1	0	1	0	03:00	49.7	47.5	60	
206004	2010-40550-1	17	206	主要地方道橋立港線	2	4	1	0	0	2010	206	40550	07:00	1	6	43	1	0	3	54	0	07:00	47.8	50.9	71	
206004	2010-40550-1	17	206	主要地方道橋立港線	2	4	1	0	0	2010	206	40550	17:00	1	2	67	1	1	2	64	1	17:00	49.3	47.4	70	
206004	2010-40550-1	17	206	主要地方道橋立港線	2	4	1	0	0	2010	206	40550	22:00	0	0	11	0	1	0	7	1	22:00	59.1	58.5	65	
206001	2010-41440-1	17	209	主要地方道七塚宇ノ気線	4	4	4	0	0	2010	209	41440	1:00	1	0	2	0	1	1	4	0	1:00	68.0	75.0	54	
206001	2010-41440-1	17	209	主要地方道七塚宇ノ気線	4	4	4	0	0	2010	209	41440	10:00	13	3	50	0	6	6	50	0	10:00	60.0	66.0	67	
206001	2010-41440-1	17	209	主要地方道七塚宇ノ気線	4	4	4	0	0	2010	209	41440	17:00	4	3	51	0	6	2	53	0	17:00	64.0	65.0	65	
206001	2010-41440-1	17	209	主要地方道七塚宇ノ気線	4	4	4	0	0	2010	209	41440	22:00	0	0	15	0	0	0	32	0	22:00	59.0	73.0	60	
206002	2010-41520-1	17	209	主要地方道高松津幡線	2	4	1	0	0	2010	209	41520	1:30	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1:30	44.0	63.0	49
206002	2010-41520-1	17	209	主要地方道高松津幡線	2	4	1	0	0	2010	209	41520	10:30	1	4	22	0	1	5	45	1	10:30	41.0	41.0	60	
206002	2010-41520-1	17	209	主要地方道高松津幡線	2	4	1	0	0	2010	209	41520	22:50	0	0	16	0	1	0	10	0	22:50	45.0	49.0	56	
210005	2010-50-1	17	210	北陸自動車道(50)	4	1	3	1	1	2010	210	50	03:00	200	X	46	0	270	X	44	0	03:00	95.0	95.5	56	
210005	2010-50-1	17	210	北陸自動車道(50)	4	1	3	1	1	2010	210	50	09:00	438	X	1128	0	246	X	648	0	09:00	100.0	95.0	59	
210005	2010-50-1	17	210	北陸自動車道(50)	4	1	3	1	1	2010	210	50	15:00	228	X	780	0	156	X	918	0	15:00	91.5	96.0	58	
210005	2010-50-1	17	210	北陸自動車道(50)	4	1	3	1	1	2010	210	50	22:00	198	X	219	0	138	X	183	0	22:00	94.5	93.5	56	
210006	2010-10270-5	17	210	一般国道157号(10270-2)	2	3	1	0	0	2010	210	10270	04:00	2	X	80	0	4	X	17	0	04:00	64.0	66.0	60	
210006	2010-10270-5	17	210	一般国道157号(10270-2)	2	3	1	0	0	2010	210	10270	10:00	46	X	284	0	56	X	230	0	10:00	58.5	57.5	70	
210006	2010-10270-5	17	210	一般国道157号(10270-2)	2	3	1	0	0	2010	210	10270	14:00	30	X	330	0	42	X	225	0	14:00	57.5	58.0	70	
210006	2010-10270-5	17	210	一般国道157号(10270-2)	2	3	1	0	0	2010	210	10270	23:00	221	X	43	0	2	X	12	0	23:00	64.5	66.0	61	
210007	2010-40270-2	17	210	主要地方道松任字ノ氣線(40270)	2	4	1	0	0	2010	210	40270	03:00	1	X	12	0	4	X	9	0	03:00	57.0	51.5	54	
210007	2010-40270-2	17	210	主要地方道松任字ノ氣線(40270)	2	4	1	0	0	2010	210	40270	09:00	16	X	133	1	18	X	169	0	09:00	49.5	49.5	65	
210007	2010-40270-2	17	210	主要地方道松任字ノ氣線(40270)	2	4	1	0	0	2010	210	40270	15:00	9	X	233	1	7	X	215	1	15:00	46.0	41.5	65	
210007	2010-40270-2	17	210	主要地方道松任字ノ氣線(40270)	2	4	1	0	0	2010	210	40270	23:00	1	X	42	0	3	X	24	0	23:00	62.0	49.0	57	
210008	2010-60970-2	17	210	一般県道谷三浦線(60970)	2	4	1	0	0	2010	210	60970	05:00	1	X	3	1	1	X	2	1	05:00	45.0	52.0	46	
210008	2010-60970-2	17	210	一般県道谷三浦線(60970)	2	4	1	0	0	2010	210	60970	08:00	3	X	83	0	1	X	113	0	08:00	42.0	44.5	61	
210008	2010-60970-2	17	210	一般県道谷三浦線(60970)	2	4	1	0	0	2010	210	60970	14:00	1	X	55	0	1	X	39	0	14:00	38.0	46.0	58	
210008	2010-60970-2	17	210	一般県道谷三浦線(60970)	2	4	1	0	0	2010	210	60970	22:00	1	X	21	0	1	X	11	0	22:00	52.0	53.0	53	
211001	2010-60-3	17	211	北陸自動車道	4	1	1	1	1	2010	211	60	04:00	34	0	6	0	23	0	6	0	04:00	98.0	96.0	56	
211001	2010-60-3	17	211	北陸自動車道	4	1	1	1	1	2010	211	60	09:00	5	21	113	0	6	28	152	0	09:00	92.0	92.0	60	
211001	2010-60-3	17	211	北陸自動車道	4	1	1	1	1	2010	211	60	14:00	7	14	109	0	8	23	129	1	14:00	94.0	93.0	58	
211001	2010-60-3	17	211	北陸自動車道	4	1	1	1	1	2010	211	60	22:00	34	1	25	0	23	5	24	0	22:00	96.0	94.0	57	
211002	2010-40660-1	17	211	主要地方道金沢小松線	4	4	1	0	0	2010	211	40660	04:00	0	X	2	0	3	X	9	0	04:00	71.0	71.0	58	
211002	2010-40660-1	17	211	主要地方道金沢小松線	4	4	1	0	0	2010	211	40660	09:00	6	X	96	1	4	X	115	0	09:00	69.0	68.0	71	
211002	2010-40660-1	17	211	主要地方道金沢小松線	4	4	1	0	0	2010	211	40660	16:00	6	X	98	1	3	X	101	0	16:00	69.0	65.0	70	
211002	2010-40660-1	17	211	主要地方道金沢小松線	4	4	1	0	0	2010	211	40660	22:00	2	X	104	0	4	X	65	0	22:00	68.0	68.0	68	
211003	2010-40780-2	17	211	主要地方道金沢美川小松線	2	4	1	0	0	2010	211	40780	10:25	7	1	72	0	8	0	72	0	10:25	51.0	50.0	66	
211003	2010-40780-2	17	211	主要地方道金沢美川小松線	2	4	1	0	0	2010	211	40780	16:30	4	2	57	0	7	1	65	1	16:30	51.0	44.0	63	
211003	2010-40780-2	17	211	主要地方道金沢美川小松線	2	4	1	0	0	2010	211	40780	22:26	1	0	27	1	0	0	30	0	22:26	57.0	46.0	62	
211003	2010-40780-2	17	211	主要地方道金沢美川小松線	2	4	1	0	0	2010	211	40780	23:15	0	0	13	0	3	0	15	1	23:15	53.0	44.0	67	
211004	2010-60620-1	17	211	一般県道松任寺井線	2	4	1	0	0	2010	211	60620	04:00	2	0	6	0	1	0	0	4	04:00	54.0	56.0	61	
211004	2010-60620-1	17	211	一般県道松任寺井線	2	4	1																			

1 騒音測定地點番号	2 評価区間番号	3 都道府県コード	4 市区町村コード	5 対象道路								6 交通条件観測時刻	7 10分間交通量								8 平均走行速度	9 騒音測定の反対側の車線	10 当該時間レベルの等価騒音							
				(1)路線名				(2)車線数	(3)道路種別	(4)構造	(5)遮音壁等の有無	(6)低騒音舗装の有無	(7)センサス番号				年度	市区町村コード	区間番号	大型I	大型II	小型	二輪	大型I	大型II	小型	二輪			
				(1)	(2)	(3)	(4)						(7)	(8)	(9)	(10)														
212006	2010-40630-1	17	212	主要地方道金沢小松線	4	4	1	0	1	2010	212	40630	22:00	1	1	57	1	1	1	47	1	22:00	57.0	56.0	67					
344010	2005-6067-3	17	212	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	1	2005	344	6067	10:00	0	3	57	1	0	3	47	0	10:00	39.0	45.0	67					
344010	2005-6067-3	17	212	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	1	2005	344	6067	16:34	0	3	83	1	0	3	75	1	16:34	38.0	39.0	67					
344010	2005-6067-3	17	212	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	1	2005	344	6067	22:00	0	0	23	0	0	1	35	2	22:00	39.0	51.0	65					
344010	2005-6067-3	17	212	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	1	2005	344	6067	23:07	0	0	14	1	0	0	17	0	23:07	36.0	46.0	63					
344011	2005-6068-1	17	212	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	0	2005	344	6068	10:03	0	0	54	1	2	1	80	0	10:03	44.0	52.0	65					
344011	2005-6068-1	17	212	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	0	2005	344	6068	15:47	0	0	65	0	5	0	86	1	15:47	44.0	47.0	65					
344011	2005-6068-1	17	212	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	0	2005	344	6068	22:00	1	0	33	0	1	0	26	0	22:00	40.0	47.0	69					
344011	2005-6068-1	17	212	一般県道野々市鶴来線	2	4	1	0	0	2005	344	6068	23:00	0	0	34	0	0	0	20	0	23:00	36.0	35.0	65					
344019	2005-6077-1	17	212	一般県道額谷三浦線	4	4	1	0	1	2005	344	6077	10:00	0	1	53	0	0	2	113	0	10:00	33.6	51.5	62					
344019	2005-6077-1	17	212	一般県道額谷三浦線	4	4	1	0	1	2005	344	6077	15:00	0	0	81	0	0	2	103	0	15:00	29.6	50.9	62					
344019	2005-6077-1	17	212	一般県道額谷三浦線	4	4	1	0	1	2005	344	6077	22:00	0	0	50	0	0	0	21	0	22:00	51.5	54.0	58					
344019	2005-6077-1	17	212	一般県道額谷三浦線	4	4	1	0	1	2005	344	6077	23:00	0	0	17	0	0	0	24	0	23:00	55.3	56.0	54					
344012	2005-6080-1	17	212	一般県道蓬野々市線	2	4	1	0	0	2005	344	6080	10:00	6	2	65	3	0	1	80	1	10:00	33.8	39.2	62					
344012	2005-6080-1	17	212	一般県道蓬野々市線	2	4	1	0	0	2005	344	6080	15:00	0	1	97	1	0	2	94	3	15:00	33.6	38.1	63					
344012	2005-6080-1	17	212	一般県道蓬野々市線	2	4	1	0	0	2005	344	6080	22:00	0	0	60	1	0	1	29	0	22:00	54.9	44.8	61					
344012	2005-6080-1	17	212	一般県道蓬野々市線	2	4	1	0	0	2005	344	6080	23:00	0	0	39	0	0	0	20	0	23:00	53.0	40.8	59					
344022	2005-6081-3	17	212	一般県道宮永横川町線	2	4	1	0	0	2005	344	6081	07:00	0	2	58	0	0	0	31	0	07:00	40.6	40.2	66					
344022	2005-6081-3	17	212	一般県道宮永横川町線	2	4	1	0	0	2005	344	6081	18:00	0	1	58	0	2	1	78	0	18:00	33.5	31.9	65					
344022	2005-6081-3	17	212	一般県道宮永横川町線	2	4	1	0	0	2005	344	6081	22:00	0	1	17	0	0	0	21	0	22:00	40.0	36.4	61					
344022	2005-6081-3	17	212	一般県道宮永横川町線	2	4	1	0	0	2005	344	6081	04:00	0	0	4	0	0	0	1	1	04:00	47.9	38.4	52					
344018	2005-16083-1	17	212	一般県道倉部金沢線	4	4	1	0	1	2005	344	16083	10:00	3	6	102	0	4	14	101	1	10:00	31.1	46.9	68					
344018	2005-16083-1	17	212	一般県道倉部金沢線	4	4	1	0	1	2005	344	16083	15:00	4	0	95	1	3	14	96	1	15:00	31.6	45.9	67					
344018	2005-16083-1	17	212	一般県道倉部金沢線	4	4	1	0	1	2005	344	16083	22:00	0	4	35	0	3	4	57	1	22:00	42.7	51.2	64					
344018	2005-16083-1	17	212	一般県道倉部金沢線	4	4	1	0	1	2005	344	16083	23:00	0	4	14	0	0	6	31	0	23:00	37.4	48.3	63					
324002	2010-60040-4	17	324	一般県道鶴来水島美川線	4	4	1	0	0	2010	324	60040	10:00	3	2	36	0	4	1	37	0	10:00	47.9	43.7	64					
324002	2010-60040-4	17	324	一般県道鶴来水島美川線	4	4	1	0	0	2010	324	60040	15:00	3	2	16	1	3	3	104	0	15:00	47.6	66.3	64					
324002	2010-60040-4	17	324	一般県道鶴来水島美川線	4	4	1	0	0	2010	324	60040	22:00	0	0	12	0	1	1	24	1	22:00	49.8	84.5	58					
324002	2010-60040-4	17	324	一般県道鶴来水島美川線	4	4	1	0	0	2010	324	60040	23:00	1	0	4	0	1	0	8	0	23:00	61.0	83.4	58					
361007	2010-10020-1	17	361	一般国道8号	4	3	3	0	0	2010	361	10020	10:03	39	6	229	1	25	20	219	0	10:03	73.2	73.5	63					
361007	2010-10020-1	17	361	一般国道8号	4	3	3	0	0	2010	361	10020	15:00	23	22	267	2	13	17	258	2	15:00	68.1	67.7	63					
361007	2010-10020-1	17	361	一般国道8号	4	3	3	0	0	2010	361	10020	22:01	12	2	71	1	8	0	137	0	22:01	90.6	74.4	61					
361007	2010-10020-1	17	361	一般国道8号	4	3	3	0	0	2010	361	10020	23:03	10	0	44	0	15	0	95	0	23:03	82.6	85.9	60					
365008	2010-60700-1	17	365	一般県道高松内灘線	2	4	1	0	0	2010	365	60700	05:00	0	0	1	0	0	0	2	0	05:00	74.2	68.2	63					
365008	2010-60700-1	17	365	一般県道高松内灘線	2	4	1	0	0	2010	365	60700	08:00	1	2	42	0	1	3	90	0	08:00	55.9	61.5	66					
365008	2010-60700-1	17	365	一般県道高松内灘線	2	4	1	0	0	2010	365	60700	17:00	0	1	114	0	1	1	64	0	17:00	59.9	59.8	65					
365008	2010-60700-1	17	365	一般県道高松内灘線	2	4	1	0	0	2010	365	60700	22:00	0	0	16	0	0	0	11	0	22:00	70.1	68.5	60					
386015	2010-10820-3	17	386	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	386	10820	10:00	0	3	33	3	1	2	16	0	10:10	65.0	55.0	66					
386015	2010-10820-3	17	386	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	386	10820	15:06	6	2	20	0	0	0	26	0	15:06	56.8	50.9	66					
386015	2010-10820-3	17	386	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	386	10820	22:00	0	0	9	0	0	0	6	0	22:00	71.2	59.8	61					
386015	2010-10820-3	17	386	一般国道249号	2	3	1	0	0	2010	386	10820	23:00	0	0	5	0	1	0	2	0	23:00	68.9	62.4	58					
407003	2010-10360-1	17	407	一般国道159号	2	3	1	0	0	2010	407	10360	10:30	8	0	26	0	10	0	31	0	10:30	47.0	58.8	67					
407003	2010-10360-1	17	407	一般国道159号	2	3	1	0	0	2010	407	10360	15:13	4	1	35	0	6	0	28	0	15:13	57.5	57.2	67					
407003	2010-10360-1	17	407	一般国道159号	2	3	1	0	0	2010	407	10360	22:00	0	0	15	0	0	0	16	0	22:00	63.0	70.3	60					
407003	2010-10360-1	17	407	一般国道159号	2	3	1	0	0	2010	407	10360	23:00	0	0	5														

表5-5 背後地の騒音調査結果

1 騒音測定地点番号	2 評価区間番号	3 都道府県コード	4 市区町村コード	5 背後地測定時刻	6 原測定地点のL _{seq}	7 背後地のL ₉₅	8 車道端からの距離	9 地上からの高さ	10 備考欄	11
					(dB)	(dB)	(dB)	(m)	(m)	
1001	2010-10070-1	17	201	11:00	74	58	56	50.0	1.2	
1001	2010-10070-1	17	201	17:00	73	61	57	50.0	1.2	
1001	2010-10070-1	17	201	22:00	73	56	53	50.0	1.2	
1001	2010-10070-1	17	201	23:50	71	56	53	50.0	1.2	
1002	2010-40590-1	17	201	0:50	60	50	47	50.0	1.2	
1002	2010-40590-1	17	201	11:40	68	54	48	50.0	1.2	
1002	2010-40590-1	17	201	15:30	68	54	48	50.0	1.2	
1002	2010-40590-1	17	201	23:40	61	52	47	50.0	1.2	
1003	2010-40600-1	17	201	0:30	61	50	43	50.0	1.2	
1003	2010-40600-1	17	201	12:00	69	55	49	50.0	1.2	
1003	2010-40600-1	17	201	16:00	70	54	48	50.0	1.2	
1003	2010-40600-1	17	201	23:20	64	53	45	50.0	1.2	
1004	2010-40610-3	17	201	0:10	61	44	37	50.0	1.2	
1004	2010-40610-3	17	201	12:30	66	49	43	50.0	1.2	
1004	2010-40610-3	17	201	16:20	66	50	44	50.0	1.2	
1004	2010-40610-3	17	201	23:00	62	44	38	50.0	1.2	
1005	2010-40620-1	17	201	0:50	61	46	39	50.0	1.2	
1005	2010-40620-1	17	201	11:20	69	52	41	50.0	1.2	
1005	2010-40620-1	17	201	15:50	69	50	40	50.0	1.2	
1005	2010-40620-1	17	201	22:40	66	46	38	50.0	1.2	
1006	2010-40700-1	17	201	11:00	74	58	56	50.0	1.2	
1006	2010-40700-1	17	201	17:00	73	61	57	50.0	1.2	
1006	2010-40700-1	17	201	22:00	73	56	53	50.0	1.2	
1006	2010-40700-1	17	201	23:50	71	56	52	50.0	1.2	
202019	2010-10530-2	17	202	0:00	60	47	27	28.5	1.2	
202019	2010-10530-2	17	202	0:00	71	56	43	28.5	1.2	
202019	2010-10530-2	17	202	18:00	69	54	39	28.5	1.2	
202019	2010-10530-2	17	202	22:00	65	48	27	28.5	1.2	
202020	2010-10840-1	17	202	0:00	57	45	34	40.9	1.2	
202020	2010-10840-1	17	202	0:00	57	57	45	40.9	1.2	
202020	2010-10840-1	17	202	19:00	63	57	40	40.9	1.2	
202020	2010-10840-1	17	202	22:00	57	46	31	40.9	1.2	
202021	2010-40100-1	17	202	0:40	54	36	29	35.9	1.2	
202021	2010-40100-1	17	202	11:00	61	52	42	35.9	1.2	
202021	2010-40100-1	17	202	17:00	64	48	39	35.9	1.2	
202021	2010-40100-1	17	202	22:00	57	43	31	35.9	1.2	
203001	2010-60-1	17	203	0:00	63	57	51	30.0	1.2	
203001	2010-60-1	17	203	0:00	68	62	58	30.0	1.2	
203001	2010-60-1	17	203	17:00	66	60	57	30.0	1.2	
203001	2010-60-1	17	203	22:00	63	60	54	30.0	1.2	
203002	2010-70-2	17	203	10:10	67	55	50	68.0	1.5	
203002	2010-70-2	17	203	16:00	67	53	49	68.0	1.5	
203002	2010-70-2	17	203	22:00	67	52	47	68.0	1.5	
203002	2010-70-2	17	203	23:00	66	54	50	68.0	1.5	
203006	2010-10900-2	17	203	0:00	66	44	33	26.0	1.2	
203006	2010-10900-2	17	203	10:00	71	43	37	26.0	1.2	
203006	2010-10900-2	17	203	13:00	69	48	40	26.0	1.2	
203006	2010-10900-2	17	203	22:00	68	42	39	26.0	1.2	
203007	2010-10900-3	17	203	0:00	61	44	36	22.0	1.2	
203007	2010-10900-3	17	203	11:00	69	50	42	22.0	1.2	
203007	2010-10900-3	17	203	14:00	68	60	47	22.0	1.2	
203007	2010-10900-3	17	203	23:00	65	45	38	22.0	1.2	
203008	2010-10910-1	17	203	0:00	67	45	36	19.0	1.2	
203008	2010-10910-1	17	203	11:00	71	51	46	19.0	1.2	
203008	2010-10910-1	17	203	14:00	71	54	46	19.0	1.2	
203008	2010-10910-1	17	203	23:00	70	48	39	19.0	1.2	
203009	2010-11040-1	17	203	0:00	53	43	38	30.0	1.5	
203009	2010-11040-1	17	203	0:00	69	57	45	30.0	1.5	
203009	2010-11040-1	17	203	17:00	67	58	43	30.0	1.5	
203009	2010-11040-1	17	203	22:00	63	52	40	30.0	1.5	
203010	2010-11050-1	17	203	10:00	68	49	41	43.0	1.2	
203010	2010-11050-1	17	203	15:00	67	47	40	43.0	1.2	
203010	2010-11050-1	17	203	22:00	64	49	45	43.0	1.2	
203010	2010-11050-1	17	203	23:00	63	47	41	43.0	1.2	
203011	2010-11060-1	17	203	10:00	60	45	40	53	1.2	
203011	2010-11060-1	17	203	15:00	61	49	43	53	1.2	
203011	2010-11060-1	17	203	22:00	55	40	34	53	1.2	
203011	2010-11060-1	17	203	23:00	54	41	36	53	1.2	
203012	2010-40680-2	17	203	10:45	67	50	40	48	1.2	
203012	2010-40680-2	17	203	16:20	68	48	39	48	1.2	
203012	2010-40680-2	17	203	22:00	64	49	43	48	1.2	
203012	2010-40680-2	17	203	23:00	62	45	42	48	1.2	
203013	2010-40790-1	17	203	10:30	69	67	53	50	1.2	
203013	2010-40790-1	17	203	16:30	69	57	50	50	1.2	
203013	2010-40790-1	17	203	22:00	65	54	46	50	1.2	
203013	2010-40790-1	17	203	23:00	65	50	44	50	1.2	
203014	2010-40800-1	17	203	10:00	60	51	46	72	1.2	
203014	2010-40800-1	17	203	15:00	60	51	48	72	1.2	
203014	2010-40800-1	17	203	22:00	57	48	44	72	1.2	
203014	2010-40800-1	17	203	23:00	54	46	42	72	1.2	
203015	2010-41390-1	17	203	10:35	68	57	45	40	1.5	
203015	2010-41390-1	17	203	17:25	69	57	48	40	1.5	
203015	2010-41390-1	17	203	22:45	64	52	45	40	1.5	
203015	2010-41390-1	17	203	23:10	61	50	44	40	1.5	
203016	2010-41400-1	17	203	10:00	64	55	51	114	1.2	
203016	2010-41400-1	17	203	15:00	63	55	52	114	1.2	
203016	2010-41400-1	17	203	22:00	61	53	46	114	1.2	
203016	2010-41400-1	17	203	23:00	58	52	45	114	1.2	
203017	2010-60010-1	17	203	0:40	61	45	36	35	1.2	
203017	2010-60010-1	17	203	10:00	69	50	40	35	1.2	
203017	2010-60010-1	17	203	18:00	69	51	40	35	1.2	
203017	2010-60010-1	17	203	22:00	67	45	38	35	1.2	
203018	2010-60450-3	17	203	10:00	64	49	41	50	1.2	
203018	2010-60450-3	17	203	15:00	65	50	45	50	1.2	
203018	2010-60450-3	17	203	22:00	58	44	40	50	1.2	
203018	2010-60450-3	17	203	23:00	57	43	39	50	1.2	
204001	2005-1079-3	17	204	0:55	63	53	40	36.0	0.9	
204001	2005-1079-3	17	204	14:55	64	57	39	36.0	0.9	
204001	2005-1079-3	17	204	21:55	59	52	34	36.0	0.9	
204001	2005-1079-3	17	204	22:55	56	49	43	36.0	0.9	
204004	2005-1082-3	17	204	10:15	67	52	45	35.0	1.2	
204004	2005-1082-3	17	204	13:43	64	45	43	35.0	1.2	
204004	2005-1082-3	17	204	22:44	66	54	51	35.0	1.2	
204004	2005-1082-3	17	204	23:03	65	52	51	35.0	1.2	
204005	2005-4008-2	17	204	15:05	65	45	36	86.0	1.2	
204005	2005-4008-2	17	204	21:58	57	39	36	86.0	1.2	
205001	2005-1073-1	17	205	0:59	59	46	40	33.0	1.2	
205001	2005-1073-1	17	205							

1 騒音測定地点番号	2 評価区間番号	3 都道府県コード	4 市区町村コード	5 背後地測定時刻	6 原測定地点のL _{seq} (dB)	7 背後地のL _{seq} (dB)	8 背後地のL ₉₅ (dB)	9 車道端からの距離(m)	10 地上からの高さ(m)	11 備考欄
210010	2010-40650-1	17	210	22:30	68	47	44	53.2	1.2	
210012	2010-40770-1	17	210	04:00	54	40	37	26.5	1.2	
210012	2010-40770-1	17	210	07:00	69	52	44	26.5	1.2	
210012	2010-40770-1	17	210	17:00	66	43	34	26.5	1.2	
210012	2010-40770-1	17	210	22:00	63	43	37	26.5	1.2	
212001	2010-10230-1	17	212	05:00	57	49	41	52.0	1.2	
212001	2010-10230-1	17	212	08:00	68	59	53	52.0	1.2	
212001	2010-10230-1	17	212	18:00	67	58	52	52.0	1.2	
212001	2010-10230-1	17	212	22:00	65	56	47	52.0	1.2	
212002	2010-10240-1	17	212	05:00	64	43	39	36.2	1.2	
212002	2010-10240-1	17	212	08:00	72	50	45	36.2	1.2	
212002	2010-10240-1	17	212	18:00	71	55	48	36.2	1.2	
212002	2010-10240-1	17	212	22:00	71	49	44	36.2	1.2	
212003	2010-62070-1	17	212	05:00	60	50	34	20.8	1.2	
212003	2010-62070-1	17	212	08:00	68	57	48	20.8	1.2	
212003	2010-62070-1	17	212	18:00	67	55	42	20.8	1.2	
212003	2010-62070-1	17	212	22:00	66	54	38	20.8	1.2	
344020	2005-1009-1	17	212	07:00	72	57	51	32.0	1.2	
344020	2005-1009-1	17	212	18:00	72	57	50	32.0	1.2	
344020	2005-1009-1	17	212	22:00	70	55	49	32.0	1.2	
344020	2005-1009-1	17	212	04:00	72	57	44	32.0	1.2	
212004	2010-10080-1	17	212	04:00	72	55	45	27.5	1.2	
212004	2010-10080-1	17	212	07:00	75	59	50	27.5	1.2	
212004	2010-10080-1	17	212	20:00	74	59	51	27.5	1.2	
212004	2010-10080-1	17	212	22:00	72	57	48	27.5	1.2	
344004	2005-1011-2	17	212	02:00	72	54	41	45.1	1.2	
344004	2005-1011-2	17	212	03:00	72	55	42	45.1	1.2	
344004	2005-1011-2	17	212	13:00	76	60	52	45.1	1.2	
344004	2005-1011-2	17	212	16:00	76	60	53	45.1	1.2	
212005	2010-40620-1	17	212	05:00	63	54	47	45.0	1.2	
212005	2010-40620-1	17	212	07:00	68	51	45	45.0	1.2	
212005	2010-40620-1	17	212	20:00	68	53	48	45.0	1.2	
212005	2010-40620-1	17	212	22:00	66	49	45	45.0	1.2	
212006	2010-40630-1	17	212	05:00	64	51	49	41.7	1.2	
212006	2010-40630-1	17	212	07:00	69	51	49	41.7	1.2	
212006	2010-40630-1	17	212	20:00	68	56	53	41.7	1.2	
212006	2010-40630-1	17	212	22:00	67	50	48	41.7	1.2	
344010	2005-6067-3	17	212	10:00	67	55	48	44.0	1.3	
344010	2005-6067-3	17	212	16:08	67	61	51	44.0	1.3	
344010	2005-6067-3	17	212	22:00	66	58	47	44.0	1.3	
344010	2005-6067-3	17	212	23:03	65	51	44	44.0	1.3	
344011	2005-6068-1	17	212	10:00	65	53	47	67.0	1.2	
344011	2005-6068-1	17	212	15:40	65	54	47	67.0	1.2	
344011	2005-6068-1	17	212	22:00	69	46	41	67.0	1.2	
344011	2005-6068-1	17	212	23:00	65	46	41	67.0	1.2	
344019	2005-6077-1	17	212	10:00	62	54	44	50.0	1.3	
344019	2005-6077-1	17	212	15:00	62	53	46	50.0	1.3	
344019	2005-6077-1	17	212	22:00	58	47	41	50.0	1.3	
344019	2005-6077-1	17	212	23:00	54	44	37	50.0	1.3	
344012	2005-6080-1	17	212	10:00	62	54	46	30.0	1.3	
344012	2005-6080-1	17	212	15:00	63	53	48	30.0	1.3	
344012	2005-6080-1	17	212	22:00	61	50	41	30.0	1.3	
344012	2005-6080-1	17	212	23:00	59	47	41	30.0	1.3	
344022	2005-6081-3	17	212	07:00	66	56	52	28.7	1.2	
344022	2005-6081-3	17	212	18:00	65	54	48	28.7	1.2	
344022	2005-6081-3	17	212	22:00	61	49	44	28.7	1.2	
344022	2005-6081-3	17	212	04:00	52	52	45	28.7	1.2	
344018	2005-16083-1	17	212	10:00	68	60	54	50.0	1.3	
344018	2005-16083-1	17	212	15:00	67	56	47	50.0	1.3	
344018	2005-16083-1	17	212	22:00	64	55	44	50.0	1.3	
344018	2005-16083-1	17	212	23:00	63	54	46	50.0	1.3	
324002	2010-60040-4	17	324	10:00	64	55	45	28.6	1	
324002	2010-60040-4	17	324	15:00	64	54	44	28.6	1	
324002	2010-60040-4	17	324	22:00	58	47	42	28.6	1	
324002	2010-60040-4	17	324	23:00	58	48	42	28.6	1	
361007	2010-10020-1	17	361	10:00	63	60	52	20.0	1.2	
361007	2010-10020-1	17	361	14:47	63	61	54	20.0	1.2	
361007	2010-10020-1	17	361	22:00	60	45	38	30.6	1.2	
361007	2010-10020-1	17	361	23:00	60	56	46	20.0	1.2	
365008	2010-60700-1	17	365	05:00	63	47	33	30.6	1.2	
365008	2010-60700-1	17	365	06:00	63	45	37	30.6	1.2	
365008	2010-60700-1	17	365	19:00	64	47	40	30.6	1.2	
365008	2010-60700-1	17	365	22:00	60	45	38	30.6	1.2	
386015	2010-10820-3	17	386	10:30	69	51	40	8.0	1.2	
386015	2010-10820-3	17	386	15:15	69	49	40	8.0	1.2	
386015	2010-10820-3	17	386	22:30	64	49	40	8.0	1.2	
386015	2010-10820-3	17	386	23:30	61	46	40	8.0	1.2	
407003	2010-10360-1	17	407	10:50	65	53	46	50.0	1.2	
407003	2010-10360-1	17	407	15:30	63	51	46	50.0	1.2	
407003	2010-10360-1	17	407	22:30	59	49	36	50.0	1.2	
407003	2010-10360-1	17	407	23:30	59	47	37	50.0	1.2	
461002	2010-40050-1	17	461	11:33	58	46	32	21.5	1.5	
461002	2010-40050-1	17	461	13:37	57	49	39	21.5	1.5	
461002	2010-40050-1	17	461	22:18	47	39	31	21.5	1.5	
461002	2010-40050-1	17	461	23:16	40	34	30	21.5	1.5	

4 自動車騒音に係る参考資料

(1) 騒音に係る環境基準について

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定により、政府が定めるものとされている。平成10年9月30日付で騒音に係る新環境基準が告示され、平成11年4月から施行されている。環境基準の告示を次に示す。

騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時の間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- (4) 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかるわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

(2) 関係通知

騒音規制法第 18 条の規定により都道府県知事等が行う自動車騒音の常時監視の事務(法定受託事務)を円滑に実施するため、その処理基準として、「自動車騒音の状況の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について(平成 12 年 5 月 18 日環大二第 53 号環境庁大気保全局長から都道府県知事・政令指定都市長・中核市長あて)」が通知されている。

その後の監視実務の経験や科学的知見の蓄積及び三位一体補助金改革に伴い、常時監視に係る事務の的確な執行のため、前記通知の全部を改正する通知(平成 17 年 6 月 29 日環管自発 050629002 号環境省環境管理局長から都道府県知事・騒音規制法政令市市長あて)がなされた。

そして、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)に基づき、平成 24 年度から常時監視に係る事務のうち、市の区域内の地域については市長の事務とされたことから、事務処理基準を改正する通知(平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号環境省水・大気環境局長から都道府県知事あて)がなされた。

自動車騒音の状況の常時監視の事務等に関する技術的助言としては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編、II. 地域評価編(道路に面する地域)、III. 地域評価編(一般地域)の送付について(平成 12 年 5 月 15 日環大二第 51 号及び環大企第 101 号環境庁大気保全局長から都道府県・政令指定都市・中核市環境担当部局長あて)」が示された。

また、事務処理基準の改正に合わせ、「自動車騒音常時監視マニュアルについて(技術的助言)(平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914002 号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長から都道府県及び市(特別区)自動車騒音常時監視主管部局長あて)」が示されている。

なお、環境基準の改正(平成 10 年 9 月 30 日)に伴い、これと同時に「騒音に係る環境基準の改正について(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて)」が通達されているが、地方分権括法の施行に伴い技術的助言とされている。

更に、環境基本法第 16 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う環境基準の類型を当てはめる地域の指定の事務(法定受託事務)を円滑に実施するため、その処理基準として「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について(平成 13 年 1 月 5 日環大企第 3 号環境庁大気保全局長から知事あて)」が通知されている。

① 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について

(平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号環境省水・大気環境局長から都道府県知事あて)

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準については、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づき、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 17 年 6 月 29 日環管自発 050629002 号)において通知しているが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)に基づき、平成 24 年度より都道府県及び市(特別区)が当該事務を行うこととなったことから、これまでの監視事務の経験や科学的知見も踏まえ、これを別添の通り改正して通知するものである。

(別添)

第 1 目的

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的とする。

第 2 定義等

1 用語

- (1) 住居等とは、住居、学校、病院、及びこれに類するものをいう。
- (2) 車線とは、一縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帶状の車道の部分をいう。
- (3) 道路端とは、道路の敷地(敷地内に複数の道路の管理者が存在する場合は、各道路の管理者が管理する敷地)の境界線をいう。
- (4) 監視地域とは、監視の対象となる地域のことであり、未供用の道路を除き、原則として 2 車線以上の車線を有する道路(市町村道にあっては、特別区道を含むものとし、原則として 4 車線以上の車線を有する区间に限る。)に面する地域であり、住居等が存在する地域とする。

- (5) 昼間とは、午前6時から午後10時までの間をいう。
- (6) 夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。
- (7) 面的評価とは、「騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）」（以下、「環境基準」という。）に示される、環境基準の達成状況の道路に面する地域としての評価をいう。
- (8) 評価区間とは、面的評価の実施に当たり、監視の対象となる道路を、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものという。
- (9) 残留騒音とは、音響的に明確に識別できる騒音を除いた残りの騒音をいう。
- (10) 騒音発生強度とは、面的評価の対象となる道路の音源より発生する自動車騒音の大きさをいう。
- (11) 受音点とは、個別の住居等における騒音の影響を受けやすい面を代表する点をいう。

2 地域及び道路に応じた環境基準の適用

- (1) 道路に面する地域は、自動車の運行に伴う騒音が支配的な音源である地域とする。
- (2) 道路に面する地域において、環境基準の地域の類型が当てはめられていない場合、当該地域の類型は、Bが当てはめられているとみなすものとする。ただし、当該地域の類型にBが当てはめられているとみなすことが不適当な場合は、A又はCの類型が当てはめられているとみなすものとする。
- (3) 面的評価を行おうとする範囲に、環境基準の地域の類型がAAである地域が存在する場合は、当該地域に属する住居等については、地域の類型がAAに係る環境基準の基準値を適用し、面的評価を行うものとする。
- (4) 環境基準でいうところの幹線交通を担う道路は、未供用の道路を除き、2車線以上の車線を有する道路にあって、次のいずれかに該当するものとする。
 - 1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）。
 - 2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- (5) 環境基準でいうところの幹線交通を担う道路に近接する空間は、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20メートルまでの範囲とする。

3 騒音の測定等

- (1) 騒音レベルの評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- (2) 騒音の測定を行う場合は、計量法（平成4年法律第51号）第71条に定める合格条件に適合した騒音計を用いて行うものとする。
- (3) 騒音の測定に関する方法、自動車の交通量及び速度の測定に関する方法は、別途通知するものとする。

第3 監視

監視は、毎年、実施計画の策定、監視地域に関する基礎調査、自動車騒音の状況の把握を行うことにより実施するものとする。

1 基本的事項

- (1) 自動車騒音の状況の把握は、面的評価の方法によるものとする。
- (2) 面的評価は、道路端から50メートルにある全ての範囲を対象とする。
- (3) 面的評価は、監視の対象となる道路について、評価区間に分割し、評価区間ごとに行うものとする。
- (4) 評価区間は、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割するものとする。
- (5) 評価区間の分割は、原則として道路の平面線形に直行する線（法線）に平行となるように設定する。
- (6) 評価区間は、市町村（特別区を含む。）の行政界で分割されているものとする。

2 実施計画の策定

実施計画の策定は、毎年の監視について、一定の水準が確保され、かつ効率的に実施されるために、次の項目を定めることにより行うものとする。

- (1) 監視地域に関する基礎調査の計画
- (2) 監視の対象となる道路
- (3) 面的評価の計画
- (4) その他、自動車騒音の状況の把握を適切に行うために必要と認められること

3 監視地域に関する基礎調査

監視地域に関する基礎調査は、土地利用状況の把握、道路の構造等の把握、道路交通情勢の把握により行うものとする。

- (1) 土地利用状況の把握

1) 基本的事項

毎年の沿道状況の把握の実施の判断に必要な、次に示す各項目を確認するものとする。

- ① 環境基準の地域の類型について、変更の有無
- ② 面的評価の対象となる道路に面する地域周辺で、道路網・道路改良（改築）の状況の変化、相当程度の土地利用の変化及び地形の改変の有無
- ③ その他、沿道状況の把握の実施を判断するために必要な事項

- 2) 頻度
原則として、毎年行うものとする。特段の事情がある場合においても、5年を超えない期間内に土地利用状況の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。
- (2) 道路交通情勢の把握
- 1) 基本的事項
面的評価の対象となる道路の設定のため、既存の資料により、道路交通情勢を調査するものとし、所管地域の範囲にある道路を対象として、次に示す各項目を調査するものとする。
 - ① 道路の位置、名称、延長、自動車の交通量及び速度
 - ② その他面的評価を適切に行う上で必要な事項
 - 2) 頻度
道路交通情勢に係るデータの更新は、次の場合において行うものとする。
 - ① 新たな評価区間の設定又は変更があった場合
 - ② 道路交通情勢に関する既存の資料が更新された場合
- (3) 道路の構造等の把握
- 1) 基本的事項
自動車騒音の発生源と住居等の位置関係を明らかにするとともに、騒音対策状況を把握する基礎資料を得るために、面的評価の対象となる道路について、道路構造、環境保全措置の実施状況、併設道路の有無を調査するものとする。
 - 2) 頻度
原則として、毎年行うものとする。特段の事情がある場合においても、5年を超えない期間内に道路の構造等の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。
- 4 面的評価
面的評価は、沿道状況の把握、騒音発生強度の観測、騒音暴露状況の把握を行うことにより実施するものとする。
- (1) 沿道状況の把握
- 1) 基本的事項
沿道状況の把握は、評価区間ごとに、評価区間に存在する住居等の属性、地域の残留騒音について調査することにより行うものとする。
 - ① 住居等の属性
 - ア 建物の存在する位置、住居等の戸数、個別の住居等が属する環境基準の類型について、把握するものとする。
 - イ 住居等へ到達する自動車騒音に係る面的評価の精度を確保するため、必要に応じて、周辺の地形、建物用途、建物形状、建物周辺の障害物の存在状況について、把握するものとする。
 - ② 地域の残留騒音
住居等が暴露される騒音について、1年を通じて平均的な状況を評価するために必要な、住居等を取り巻く残留騒音を調査するものとする。
 - 2) 頻度
沿道状況の把握に係る情報の更新は、次のとおり行うものとする。
 - ① 原則として5年ごとに更新する。
 - ② 評価対象道路について、土地利用状況の把握により、相当程度の変化が認められた場合には、速やかに更新するものとする。
 - ③ 特段の事情がある場合においても、10年を超えない期間内に沿道状況の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。
- (2) 騒音発生強度の把握
騒音発生強度の把握は、現地における測定によることを基本とし、沿道騒音レベルを実測する方法、または、自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法によるものとする。
- 1) 基本的事項
 - ① 自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法は、昼間及び夜間について、時間帯別に平均的な走行状況が不明な場合など、当該方法により騒音発生強度の把握を行うことが不適当な場合は、適用しないこととする。
 - ② 次のいずれかに該当する場合は、現地における測定によらないことができる。
 - ア 各評価区間を道路構造、交通流等の観点から、音響特性が類似する評価区間群に整理し、類似する評価区間にあるいずれかの沿道騒音レベルを、整理した評価区間群の全体を代表する騒音レベルとして準用できる場合
 - イ 評価の対象となる道路を走行する自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな場合
 - 2) 頻度

- ① 原則として5年以内に1回以上、騒音発生強度の把握を行うものとする。
- ② 次に示す状況がある場合には、毎年の監視の中で、騒音発生強度の把握を行うものとする。
 - ア 面的評価の対象となる道路を走行する自動車の交通量及び速度について、相当程度の増減が生じるような道路網の新たな形成、大規模な道路の改良、大規模な都市開発がある場合
 - イ 面的評価を行う地域の範囲又はその周辺において、評価の対象となる住居等の属性の状況について、相当程度の変化が生じるような大規模な都市開発等がある場合
 - ウ 面的評価の対象となる道路について、毎年、騒音発生強度を把握することが特に必要な場合

3) 時期

騒音発生強度は、年間を通じて平均的な状況を観測するものとし、各評価区間について、年間を通じた観測結果の平均、又は年間を通じて平均的な状況を呈する日における観測結果のいずれかによるものとする。

4) 方法

【沿道騒音レベルの実測による方法】

- ① 道路端の一側で、当該評価区間を代表する地点を1点選定するものとする。ただし、道路端の一側による沿道騒音レベルによる面的評価が、十分な精度を確保できない場合には、必要に応じて、評価区間の分割、測定地点の追加等、適切な措置を講じるものとする。
- ② 沿道騒音レベルの測定を行う場合は、地点ごとに昼間、夜間の両方について、騒音の測定を行うものとし、原則として、昼間及び夜間の時間の区分ごとに全時間を通じて騒音レベルを連続測定するものとする。ただし、区分ごとの全時間は、統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実際に測定する時間を短縮することができる。
- ③ 自動車騒音以外の騒音で、原因者が特定可能な騒音は、除外するものとする。
- ④ 交通量が少なく間欠的な場合は、観測時間別の残留騒音レベル及び自動車1台当たりの車種別単発騒音暴露レベルを測定することにより基準時間帯の等価騒音レベルを計算によって求める方法によることができる。

【自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法】

- ① 評価区間を走行する自動車の平均的な走行状況として、車種別交通量及び速度を、時間帯別に調査するものとする。
- ② 自動車の交通量及び速度の測定は、走行方向別に、昼間及び夜間の両方について行われるものとする。
- ③ 自動車の交通量及び速度は、騒音発生強度を適切に把握するために必要な位置で測定されるものとする。
- ④ 自動車の交通量及び速度の実測結果により、騒音発生強度を推計するに当たっては、評価区間の状況を踏まえて最も適切に推計できる手法によるものとする。

(3) 騒音暴露状況の把握

騒音暴露状況の把握は、評価区間ごとに当該評価区間内の全ての住居等のうち、環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより行うものとする。この場合において、住居等に到達する騒音レベルを把握する方法は、評価区間にある個々の受音点で把握する方法、又は評価区間を代表する受音点で把握する方法のいずれかによることを基本とする。

1) 基本的事項

- ① 対象とする地域の範囲は、監視の対象となる地域の範囲とする。ただし、沿道状況の把握の結果が得られない場合にあっては、この限りではない。
- ② 評価区間を代表する受音点で把握する方法は、評価区間を代表する受音点を選定できない場合など、当該方法により騒音暴露状況の把握を行うことが不適当な場合は、適用しないこととする。
- ③ 次に示す状況を呈する評価区間にあっては、評価区間にある個々の受音点で把握する方法、又は評価区間を代表する受音点で把握する方法によらないことができる。
 - ア 騒音発生強度が小さく、評価区間内にある全ての住居等が環境基準の基準値を下回ることが明らかな場合。
 - イ 評価区間内の沿道利用が極めて限定的であり、既知の面的評価の結果等を準用できる場合。

2) 頻度

原則として、毎年行うものとする。この場合において、過年度における沿道状況の把握の結果及び騒音発生強度の把握の結果が妥当と認められる場合は、これらを用いて騒音暴露状況の把握を行ってよいものとする。

3) 方法

【評価区間にある個々の受音点で把握する方法】

- ① 沿道状況の把握の結果によって明らかにされる個々の受音点を評価点とし、それぞれの評価点における騒音レベルを評価することにより行うものとする。
- ② 道路の構造等の把握の結果に基づいて、評価区間における自動車騒音の発生源となる音源を、評価の必要に応じた適切な位置に設定する。

③ 騒音発生強度の把握の結果に基づいて、②で設定された音源から発せられる音の大きさを算定するものとする。この場合において、道路交通情勢の把握の結果を、必要に応じて用いることができるものとする。

④ 評価点における騒音レベルの評価は、原則として、②で設定された音源から評価点に到達するまでの音の伝搬経路における減衰等の音の大きさの変化を適切に算定し、評価点に到達する騒音レベルを環境基準の基準値と比較することにより行うものとする。この場合において、残留騒音は、評価点における騒音レベルに含まれるものとする。

【評価区間を代表する受音点で把握する方法】

① 沿道状況の把握の結果に基づいて、評価区間の受音点を代表できる位置に評価点を設定し、それぞれの評価点における騒音レベルを評価することにより行うものとする。この場合において、評価点は、原則として評価区間の道路端から道路の平面線形に直行する線（法線）に沿った距離ごとに設定されるものとする。

② 評価点の設定に当たっては、1つの受音点が複数の評価点に重複して代表されることが無いようとする。

③ 評価点における騒音レベルの評価は、原則として、評価区間における自動車騒音の発生源となる音源から評価点に到達するまでの音の伝搬経路における減衰等の音の大きさの変化を適切な方法により把握し、評価点に到達する騒音レベルを環境基準の基準値と比較することにより行うものとする。この場合において、残留騒音は、評価点における騒音レベルに含まれるものとする。

④ 評価点における騒音レベルの評価に当たっては、評価区間における自動車騒音の発生源となる音源は評価の必要に応じた適切な位置に設定されるものとし、当該音源から発せられる音の大きさは騒音発生強度の把握の結果に基づいて推定されるものとする。

4) 評価点における留意事項

① 住居等における騒音レベルは、当該住居等が複数の評価区間に属する場合にあっては、その属する評価区間における自動車騒音の全てを評価した1つの値であるものとする。

② 騒音対策の一環として、公的資金により住居等に防音措置が実施されている場合の環境基準の達成状況の評価は、原則として、住居等の用に供される建物の屋内へ透過する騒音に係る基準に基づいて評価することにより行うものとする。

③ 騒音レベルを環境基準の基準値と比較・判定するに当たっては、騒音レベルは、小数点以下第一位を四捨五入し整数に丸めた上で、環境基準の基準値と比較・判定するものとする。

第4 報告

1 方法

年に一度、報告の依頼において定められる方法により、報告するものとする。

2 報告事項

報告に当たっては、監視の対象とする道路の全ての評価区間を報告の対象とし、次に示す事項を報告するものとする。

(1) 評価区間ごとに住居等の騒音暴露状況、道路の状況、環境保全措置の実施状況

(2) 複数の評価区間に重複して計上される住居等の状況

(3) 騒音発生強度の把握において調査された沿道騒音レベル、自動車の交通量及び速度

(4) 評価区間及び騒音発生強度の把握の地点に関する地理情報

(5) その他、各年の報告の依頼において、必要とされた事項

3 精度

(1) 延長の単位はキロメートル (km) とし、原則として、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位に丸めるものとする。この場合において、ゼロでない数字を四捨五入した結果ゼロになる場合は、四捨五入する小数点以下の桁を繰り下げる、有効数字一桁が確保されるものとする。

(2) 騒音の測定の結果の単位はデシベル (dB) とし、小数点以下第一位を四捨五入し、整数に丸めるものとする。

(3) 自動車の交通量の単位は台とし、整数とする。

(4) 自動車の走行速度の単位は毎時あたりキロメートル (km/h) とし、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点第一位に丸めるものとする。

(5) 住居等の数の単位は戸とし、整数とする。

(6) 割合の単位はパーセント (%) とし、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点第一位に丸めるものとする。

附 則（平成17年6月29日）

1 自動車騒音の状況の把握については、地域において特段の事情があると認められる場合に限り、当分の間、面的評価ではない方法によることができるものとする。

2 以下の通達を廃止する。

「自動車騒音の状況の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」

(平成 12 年 5 月 18 日環大二第 53 号環境庁大気保全局長通達)

附 則 (平成 23 年 9 月 14 日)

1 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について (平成 17 年 6 月 29 日 環管自発第 050629002 号)」は、本通知により改める。

② 騒音に係る環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編、II. 地域評価編(道路に面する地域)、III. 地域評価編(一般地域)の送付について

(平成 12 年 5 月 15 日環大二第 51 号及び環大企第 101 号環境庁大気保全局長から都道府県・政令指定都市・中核市環境担当部局長あて)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)が平成 11 年 7 月 6 日に公布され、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号。以下「法」という。)第 18 条に自動車騒音の状況の常時監視の事務が新たに規定され、平成 12 年 4 月 1 日から施行された。

また、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 に、国は、担任する事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言を行うことができる旨定められている。

については、当該自動車騒音の状況の常時監視の事務に関する技術的助言として、標記マニュアルのうち I. 基本評価編及び II. 地域評価編(道路に面する地域)を送付する。

また併せて、環境基本法第 16 条第 1 項の基準についての同条第 2 項の規定による地域の指定に関する事務に関する技術的な助言として、標記マニュアルのうち I. 基本評価編及び III. 地域評価編(一般地域)を送付する。

(送付資料)

騒音に係る環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編	(略)
II. 地域評価編(道路に面する地域)	(略)
III. 地域評価編(一般地域)	(略)

③ 自動車騒音常時監視マニュアルについて(技術的助言)

(平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914002 号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長から都道府県及び市(特別区)自動車騒音常時監視主管部局の長あて)

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)に基づき、平成 24 年度より都道府県及び市(特別区)が行う法定受託事務とされたところである。

また、これに伴い、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づき、都道府県及び市(特別区)が当該事務を処理するにあたりるべき基準を「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号)により改正し通知したところである。

今般、都道府県及び市(特別区)が当該事務を、処理基準に沿って円滑かつ適切に実施するため、参考となる考え方や具体的な手法について示した「自動車騒音常時監視マニュアル」を別添の通り作成したので、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言として通知する。

都道府県及び市(特別区)におかれましては、当該マニュアルを参考とし、平成 24 年度以降の常時監視が経年的に系統立てて行われるよう万全を期されたい。

④ 騒音に係る環境基準の改正について

(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて)

騒音に係る環境基準(以下「環境基準」という。)は、平成 10 年 9 月 30 日に環境庁告示第 64 号として公布され、平成 11 年 4 月 1 日から施行することとされた。

昭和 46 年 5 月 25 日に閣議決定され設定された旧環境基準は、騒音の評価手法として騒音レベルの中央値($L_{50,T}$)

によることを原則として定められ、運用されてきたものである。しかし、その後の騒音影響に関する研究の進展、騒音測定技術の向上等によって、近年国際的には、等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)によることが基本的な評価方法として広く採用されつつある。今回の環境基準の改正は、このような動向を踏まえ、平成10年5月22日の中央環境審議会からの環境庁長官に対する答申「騒音の評価手法等の在り方について」(中環審第132号)を受けて、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値($L_{50,T}$)から等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)に変更するとともに、地域の類型区分を見直し、また、最新の科学的知見に基づき基準値を再検討したものである。

このような環境基準の改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に十分御留意の上、環境基準のそれぞれの地域の類型を当てはめる地域の指定を行うほか、各関係行政機関と連携を図りつつ、環境基準達成のための施策の実施に関し、格段の御努力を願いたく通知する。

おって、環境基準達成のための施策に関して、関係省庁に対し、別添の文書(略)を送付したので念のため申し添える。

なお、「騒音に係る環境基準について」(昭和46年9月20日環大特第5号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて通知)は、平成11年3月31日をもって廃止する。

記

第一 地域の指定

環境基本法第16条第2項の規定に基づく「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」(平成5年政令第371号)により地域の指定の権限は、当該地域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任されているので、次の事項に留意の上、遅くとも施行期日までに地域の類型を当てはめて、その指定を行わたい。

1 地域の類型AAは、単に病院等が集合して設置されている地域ではなく、地域の土地利用の実態からみて住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域のことである。

2 地域の類型A、B及びCの当てはめは、原則として、都市計画法第8条第1項第一号に定める用途地域に準拠して行うものとし、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案して行うものとする。

(1) 地域の類型と用途地域の対応関係を述べると、おおむね次のとおりである。

地域の類型Aは、同法第9条第1項から第4項までに定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とする。

地域の類型Bは、同条第5項から第7項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域とする。

地域の類型Cは、同条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

用途地域のうち、同法第9条第12項に定める工業専用地域については、地域の類型の当てはめを行わないものとする。

(2) 地域の類型Cについては、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とされているので、現状の住居の立地状況や土地利用動向について特に留意されたい。なお、現状で相当数の住居の土地利用が見られず、今後も相当数の住居の土地利用が見込まれない場合には、地域の類型の当てはめを行わなくとも差し支えない。

(3) 住居系用途地域(住専系用途地域を除く。)と工業系用途地域が隣接している一部の地域であって、用途地域の区分に従っては騒音防止が著しく困難な場合には、用途地域の区分にとらわれることなく、騒音防止の見地から地域の類型の当てはめを行わたい。

(4) 地域の類型の当てはめは、原則として、用途地域に準拠して行われるものであるが、用途地域の定めのない地域についても、地域の類型の当てはめを行うことを妨げるものではない。当該地域の自然的条件、住宅等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にしつつ、相当数の住居が所在する地域等に対し適切な地域の類型の当てはめを行わたい。

3 地域の指定を行ったときは、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮するとともに、遅滞なく環境庁に連絡されたい。

4 地域の指定の見直しは、おおむね10年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画の大幅な変更があった場合にも速やかに行われたい。

第二 評価方法等

評価方法等については、環境基準に定められている事項のほか次の事項についても留意されたい。

なお、騒音の評価のための測定の実施に関する細目的事項については、別途通知する予定である。

1 評価は、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって行うことが原則である。これは、通常、音源側の面であると考えられるが、開放生活(庭、ベランダ等)側の向き、居寝室の位置等により音源側と違う面となることがある。音源が不特定な場合には、開放生活側の向き等を考慮して騒音の影響を受けやすい面を選ぶ必要がある。

2 透過する騒音に係る基準の評価に必要な「建物の防音性能値」は、外壁に用いられている資材、窓の構造等の条件等から見込まれる窓閉め時の建物の防音性能の値で足り、測定によって個々に検証を行う必要はない。

3 評価のために測定を行う場合は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法に従い、建物から1~2

メートルの距離にある地点の騒音レベルを測定し、その値によって評価することを原則とする。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。

測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する場合は、道路交通量、道路構造、音源からの距離等のデータを用いて騒音レベルを推計し、その値によって評価することとする。

- 4 評価は、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによることを原則としているが、評価のために測定を行う場合においては、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することも可能である。この場合、連続測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で適切な実測時間とすることが必要である。
- 5 道路に面する地域以外の地域において環境基準の達成状況の地域としての評価を行う場合は、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定する必要があるが、これは、道路に面する地域と比べると地域全体を支配する音源がなく、地域における平均的な騒音レベルをもって評価することが可能であるとの考え方によるものである。なお、当該地点は、必ずしも住居等の建物の周囲にある点である必要はなく、例えば空き地であっても、当該地域の騒音を代表すると思われる地点であれば選定して差し支えない。
- 6 道路に面する地域において環境基準の達成状況の地域としての評価を行う場合は、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合を把握して評価するものとされているが、地域内の全ての住居等における騒音レベルを測定することは極めて困難であるため、原則として、一部を実測し、これに基づいてそれ以外を推計することによって把握することとされたい。なお、将来的には全てを推計によって把握することも考えられ、環境庁において推計手法の確立に向けて検討を進めているところである。

第三 その他

- 1 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである。
なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第一号に定める自動車専用道路。

地域の指定の周知に併せて、幹線交通を担う道路の定義を、都道府県の公報に掲載するなどにより、関係住民等に周知させるよう配慮されたい。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- 4 「住居等」とは、旧環境基準においていう「住居、病院、学校等」と同義であり、その範囲を今回変更したものではない。
- 5 「個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる」場合とは、通常、建物の騒音の影響を受けやすい面の窓が、空気の入れ換え等のために時折開けられるのを除いて閉められた生活が営まれているということであり、それ以外の側面で主として窓を閉めた生活が営まれていることを必要としないが、窓を閉めた生活が営まれている理由としては、建物の防音性能が高められ、空調設備が整備されているといった対策等により生活環境の確保が十分に図られていることが必要である。
幹線交通を担う道路に近接する空間に係る基準値の表の備考は、幹線交通を担う道路に近接する空間に在る個別の住居等がこの要件を満たす場合には、幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音に係る基準又は屋内へ透過する騒音に係る基準が騒音に係る環境基準である旨を示すものであり、この要件について具体的な事例に即して疑義照会があつたときには、貴職において上記を踏まえ適切に対応されたい。
なお、屋内へ透過する騒音に係る基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間における道路交通騒音の実情にかんがみると建物の防音工事等の沿道対策の推進も視野に入れた対策の目標として環境基準を機能させることが必要であると判断して設けたものである。
- 6 「道路に面する地域以外の地域が環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなつた場合」には、当該地域について、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値の達成期間は道路の供用時から直ちに達成又は維持されるよう努めなければならない。なお、既設の道路に拡幅事業等が行われ、もともと既設の道路に面する地域である地域が事業後も道路に面する地域である場合には、既設の道路に係る達成期間(環境基準が施行された日より前に当該拡幅事業等が計画された道路にあっては事業後の道路を既設の道路とみなした場合の達成期間)によるものとする。
また、「環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなつた場合」には、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値の達成期間は、既設の道路に面する地域における達成期間の原則が準用されるため、環境基準の施行の日から起算して10年以内又は10年を超える

期間で可及的速やかである。

なお、ここでいう計画された道路とは、環境影響評価及び都市計画に係る手続等において既に公告総覽、地元説明等が行われた道路を指す。

- 7 「幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等」とは、マンションの中高層部に位置する住居などのことであり、これが位置する高さについては制限はない。
- 8 「その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる場合とは、「個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる」場合と同義である。

⑤ 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について (平成13年1月5日環大企第3号環境庁大気保全局長から知事あて)

騒音に係る環境基準等の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の制定により、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、環境基本法第16条第1項の基準についての同条第2項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第40条の2及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」（平成5年政令第371号）第2条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務として行うこととした。都道府県知事が事務を行う際には、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環境庁告示第64号）に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行わせたい。

別添

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 地域の類型A、B及びCの当てはめは、原則として、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号に定める用途地域に準拠して行うものとし、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案して行うものとする。

(1) 地域の類型と用途地域の対応関係を述べると、おおむね次のとおりである。

地域の類型Aは、同法第9条第1項から第4項までに定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域とする。

地域の類型Bは、同条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域とする。

地域の類型Cは、同条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

用途地域のうち、同条第12項に定める工業専用地域については、地域の類型の当てはめを行わないものとする。

(2) 地域の類型Cについては、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とされているので、現状の住居の立地状況や土地利用動向について特に留意されたい。なお、現状で相当数の住居の土地利用が見られず、今後も相当数の住居の土地利用が見込まれない場合には、地域の類型の当てはめを行わなくとも差し支えない。

(3) 同条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域と同条第10項及び第11項に規定する準工業地域及び工業地域が隣接している一部の地域であって、用途地域の区分にしたがっては騒音防止が著しく困難な場合には、用途地域の区分にとらわれることなく、騒音防止の見地から地域の類型の当てはめを行うこととする。

(4) 地域の類型の当てはめは、原則として、用途地域に準拠して行われるものであるが、用途地域の定めのない地域についても、地域の類型の当てはめを行うことを妨げるものではない。当該地域の自然的条件、住宅等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にしつつ、相当数の住居が所在する地域等に対し適切な地域の類型の当てはめを行うこととする。

(5) なお、地域の類型AAは、単に病院等が集合して設置されている地域ではなく、地域の土地利用の実態からみて住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域のことである。

- 2 地域の指定の見直しは、おおむね10年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこととする。

- 3 「騒音に係る環境基準について」の第1の1中「道路に面する地域」とあるのは、道路交通騒音が支配的な

音源である地域のことをいう。

なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない。

4 「騒音に係る環境基準について」の第1の1中「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）。

(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項第一号に定める自動車専用道路。

5 「騒音に係る環境基準について」の第1の1中「幹線交通を担う道路に近接する空間」とあるのは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

6 地域類型の当てはめを行うにあたっては、以下に掲げる達成期間についての考え方を考慮して行うものとする。

道路に面する地域以外の地域が環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合には、当該地域について、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値は道路の供用時から直ちに達成又は維持されるよう努めなければならない。なお、既設の道路に拡幅事業等が行われ、もともと既設の道路に面する地域である地域が事業後も道路に面する地域である場合には、既設の道路に係る達成期間（環境基準が施行された日より前に当該拡幅事業等が計画された道路にあっては事業後の道路を既設の道路とみなした場合の達成期間）によるものとする。

また、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合には、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値は、既設の道路に面する地域における達成期間の原則が準用されるため、環境基準の施行の日から起算して10年以内又は10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めなければならない。

なお、ここでいう計画された道路とは、環境影響評価及び都市計画に係る手続等において既に公告縦覧、地元説明等が行われた道路を指す。

(3) 環境基本法

環境基本法(抜粋) (平成 5 年法律第 91 号)

第 16 条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

1 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

2 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準(航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。)の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第 1 項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に關係するもの(以下「公害の防止に関する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第 1 項の基準が確保されるように努めなければならない。

第 40 条の 2 第 16 条第 2 項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務(政令で定めるものを除く。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。

(4) 騒音規制法

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)法については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)第 42 条により新たに自動車騒音の常時観測などの事務を都道府県知事又は政令に定める市町村長が行うことに対する旨の改正がなされ、平成 12 年 4 月に施行された。

その後、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)第 169 号により、市の区域に係る自動車騒音の常時監視は市長が行うことに対する旨が改正がなされ、平成 24 年 4 月に施行された。

騒音規制法(抜粋) (昭和 43 年法律第 98 号)

(測定に基づく要請及び意見)

第 17 条 市町村長は、第 21 条の 2 の測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えており道路の周辺の生活環境が著しく損なわれる認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 市町村長は、第 1 項の規定により要請する場合を除くほか、第 21 条の 2 の測定を行った場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(常時監視)

第 18 条 都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。)は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。
(公表)

第 19 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域(町村の区域に限る。)に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

2 市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。
(環境大臣の指示)

第 19 条の 2 環境大臣は、自動車騒音により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に関し必要な指示をすることができる。

- 一 市町村長 第 17 条第 1 項の規定による要請に関する事務及び同条第 3 項の規定による意見を述べることに關する事務
- 二 都道府県知事、市長又は第二十五条の政令で定める町村の長 第 22 条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(騒音の測定)

第 21 条の 2 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。
(政令で定める町村の長による事務の処理)

第25条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める町村の長が行うこととことができる。

(事務の区分)

第26条 第18条の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(5) 要請限度

要請限度は騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する際の限度として、命令により次のように定められている。

① 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (平成12年総理府令第15号)

(定義)

第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 車線 一縦列の自動車(2輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 二 幹線交通を担う道路道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては四車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第一号に規定する自動車専用道路をいう。
- 三 昼間 午前6時から午後10時までの間をいう。
- 四 夜間 午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。
- 五 デシベル 計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

(自動車騒音の限度)

第2条 騒音規制法第17条第1項の環境省令で定める限度(以下「限度」という。)は、別表のとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例)

第3条 別表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間ににおいては70デシベルとする。

(都道府県知事及び都道府県公安委員会が協議して定める限度)

第4条 前2条の規定にかかわらず、別表に掲げる区域のうち学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第4条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。)及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとることができる。

(自動車騒音の測定方法等)

第5条 前3条に規定する限度は、次に掲げる方法により測定した場合における値によるものとする。

- 一 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- 二 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物(以下「住居等」という。)が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 三 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 四 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 五 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間(道路の敷地の境界線を含む。)の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
- 六 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- 七 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

別表

	区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
	a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域、 b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 一 a 区域 専ら住居の用に供される区域
- 二 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 三 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

附 則

この府令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の改正について(技術的助言)

(平成 12 年 7 月 17 日環大一第 102 号環境庁大気保全局長から知事あて)

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（以下「要請限度」という。）は、従来、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」（昭和 46 年総理府・厚生省令第 3 号）をもって定められてきたところである。

今般、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（平成 12 年総理府令第 15 号。以下「総理府令」という。）が、平成 12 年 3 月 2 日に公布され、平成 12 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、騒音の評価手法が、騒音レベルの中央値 ($L_{50,T}$) から等価騒音レベル ($L_{Aeq,T}$) へ変更され、これに関連して要請限度の限度値、区域の区分等が見直された。

今回の改正では、中央環境審議会から環境庁長官に対する答申（平成 11 年 10 月 6 日中環審第 156 号）を踏まえ、要請限度を、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の達成に向けて講じられる諸施策の 1 つであるとして、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号）をもって定められた環境基準との整合性に留意しつつ、その設定を行ったものである。

このような要請限度の改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に十分留意の上、総理府令の適正かつ実効ある施行のために格段のご努力をお願いする。

記

第 1 区域の区分について

- 1 要請限度は環境基準の達成に向けて講じられる諸施策の一つであることから、今回の要請限度の改正に伴い、区域の区分を行う場合、環境基準における地域の類型と整合させることが望ましい。改正前の要請限度に係る区域の区分は、原則として法第 4 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事が設定する区域の区分と一致させて定めることとされてきたが、今回の改正に伴い新たな区域の区分が設定されたため、指定地域内において新たに区域の区分を行う必要がある点に留意されたいこと。
- 2 都市計画法第 8 条第 1 項第一号に定める用途地域（工業専用地域を除く。）の定めのある地域については、区域の区分を行う場合には、次を参考とされたいこと。
 - (1) 備考第 1 号の「a 区域」とは、都市計画法第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域であること。
 - (2) 備考第 2 号の「b 区域」とは、都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域であること。
 - (3) 備考第 3 号の「c 区域」とは、都市計画法第 9 条第 8 項から第 11 条までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域であること。
- 3 区域の区分は、住民の生活環境を保全する観点から行うものであり、用途地域の定めのない地域についても指定を妨げるものではなく、騒音防止の見地から適宜行われたいこと。現に用途地域の定めのない地域については、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある地域の状況等を参考にして区域の区分を行うことが望ましい。

第2 自動車騒音の測定について

自動車騒音の測定にあたっては、次の点を参考とされたいこと。

- 1 騒音計は普通騒音計、精密騒音計又はこれらと同等以上の測定器のうち、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した特定計量器を使用する。等価騒音レベルの演算は、原則として積分平均型騒音計又はこれと同等の機能を有するレベル処理器を用いるものとする。
- 2 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。具体的には、測定にあたり、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音等について、以下の方法により除外することとし、これらの方法では除外できない場合は、推計により補正するものとする。
 - (1) 測定員が監視していない場合は、除外すべき音が発生したときのデータを除いて統計処理する。
 - (2) 測定員が常に監視している場合は、除外すべき音が発生した時点で騒音計の一時停止ボタンを押す等により騒音計による測定を一時停止させ、適切な時間が経過後、測定を再開、継続する。
- 3 総理府令の第5条第二号にいう「住居等以外の用途の土地利用が行われている」とは、緑地帯、公園、田畠や店舗、工場等のみが立地し、住居等が立地していないことである。
- 4 測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とし、一般的な平地における平面道路（盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架、高架の道路を併設する等ではない道路のことをいう。）の場合は原則として地上1.2メートルとする。
- 5 総理府令の騒音の大きさの値が通常の運行パターンを前提に定められている趣旨にかんがみ、対象とする自動車騒音は原則として交差点を除く部分に係るものとしており、騒音の測定場所については原則として交差点に面する地点は除くこととしている。ただし、交差点近辺の生活環境保全が特に問題となっている場合には、実状に応じて適宜対処するものとする。
- 6 1日あたりの測定は、基準時間帯（昼間（6:00～22:00）と夜間（22:00～6:00）の2つの時間帯をいう。）ごとの全時間を通じて行うことを原則とするが、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することもできるものとする。この場合の実測時間は、連続測定を行った場合と比べて統計的に十分な精度を確保する範囲内とする。
- 7 測定は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日を選定し、1日あたりの測定を3日間行う。この場合、3日間は連続したものとする必要はない。騒音測定時の天候が降雨、降雪の場合や風雑音、電線その他による風切り音等により測定値に影響がある場合は測定を中止するものとする。

平成 25 年度 自動車交通騒音調査報告書

平成 27 年 3 月発行

石川県環境部環境政策課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話 (076) 225-1463

E-mail taiki@pref.ishikawa.lg.jp



エココピー
環境総合計画推進キャラクター



リサイクルシンボルマーク